

## 平成27年壱岐市議会定例会 3月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び議決結果一覧 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	5
 第1日（3月4日 水曜日）	
議事日程表（第1号） .....	7
出席議員及び説明のために出席した者 .....	9
再開（開議） .....	10
会議録署名議員の指名 .....	10
審議期間の決定 .....	10
諸般の報告 .....	12
施政方針 .....	13
議案説明	
議案第2号 壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について .....	25
議案第3号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び規約の変更について .....	28
議案第4号 壱岐市行政手続条例の一部改正について .....	28
議案第5号 壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について .....	28
議案第6号 壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について .....	29
議案第7号 壱岐市健康公園条例の廃止について .....	30
議案第8号 壱岐市母子健康センター条例の廃止について .....	30
議案第9号 子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について .....	30
議案第10号 壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関 する条例の制定について .....	31
議案第11号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関す る条例の制定について .....	31
議案第12号 壱岐市介護保険料条例の一部改正について .....	32
議案第13号 壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について .....	33

議案第14号	壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等 に関する条例の制定について	34
議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	36
議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	36
議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい 広場）	37
議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水 浜）	38
議案第19号	友好都市の提携について	38
議案第20号	財産の無償譲渡について	39
議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	39
議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について	40
議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	40
議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	42
議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2 号）	45
議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1号）	46
議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	46
議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	47
議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	48
議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第3号）	48
議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	49
議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	50
議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	56

議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	57
議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	58
議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	59
議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算	60
議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	61
議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	62
議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	64
議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	65
請願第1号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	66
請願第2号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	67
陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	68
要望第1号	離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望	68

第2日（3月9日 月曜日）

議事日程表（第2号）	69	
出席議員及び説明のために出席した者	71	
議案に対する質疑		
議案第2号	壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	72
議案第3号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	72
議案第4号	壱岐市行政手続条例の一部改正について	72
議案第5号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	73
議案第6号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	73
議案第7号	壱岐市健康公園条例の廃止について	73
議案第8号	壱岐市母子健康センター条例の廃止について	73
議案第9号	子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	73
議案第10号	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	73
議案第11号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する	

	る条例の制定について	7 3
議案第 1 2 号	壱岐市介護保険料条例の一部改正について	7 3
議案第 1 3 号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	7 4
議案第 1 4 号	壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等 に関する条例の制定について	7 5
議案第 1 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	7 5
議案第 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	7 5
議案第 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい 広場）	7 5
議案第 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水 浜）	7 5
議案第 1 9 号	友好都市の提携について	7 5
議案第 2 0 号	財産の無償譲渡について	7 6
議案第 2 1 号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	7 6
議案第 2 2 号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について	7 6
議案第 2 3 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	7 6
議案第 2 4 号	平成 2 6 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 0 号）	7 6
議案第 2 5 号	平成 2 6 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 6
議案第 2 6 号	平成 2 6 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 6
議案第 2 7 号	平成 2 6 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	7 7
議案第 2 8 号	平成 2 6 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	7 7
議案第 2 9 号	平成 2 6 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	7 7
議案第 3 0 号	平成 2 6 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第 3 号）	7 7
議案第 3 1 号	平成 2 6 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	

.....	77
議案第32号 平成27年度壱岐市一般会計予算 .....	77
議案第33号 平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 .....	78
議案第34号 平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....	78
議案第35号 平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 .....	78
議案第36号 平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算 .....	78
議案第37号 平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算 .....	78
議案第38号 平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 ..	78
議案第39号 平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算 .....	78
議案第40号 平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算 .....	78
議案第41号 平成27年度壱岐市水道事業会計予算 .....	79
委員会付託（議案） .....	79
予算特別委員会の設置 .....	79
委員会付託（請願、陳情、要望） .....	80
請願第1号 へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願 ..	80
請願第2号 へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願 ..	80
陳情第1号 知的障害者入所施設建設に関する陳情 .....	80
要望第1号 離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望 .....	80
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託）	
議案第42号 壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について .....	80
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第43号 壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定について .....	81

### 第3日（3月10日 火曜日）

議事日程表（第3号） .....	91
出席議員及び説明のために出席した者 .....	91
一般質問 .....	92
15番 鵜瀬 和博 議員 .....	92
7番 今西 菊乃 議員 .....	105
2番 土谷 勇二 議員 .....	115
1番 赤木 貴尚 議員 .....	125

第4日（3月11日 水曜日）

議事日程表（第4号）	137
出席議員及び説明のために出席した者	137
一般質問	138
3番 呼子 好 議員	139
4番 音嶋 正吾 議員	152

第5日（3月23日 月曜日）

議事日程表（第5号）	165
出席議員及び説明のために出席した者	167
委員長報告、委員長に対する質疑	168
議案に対する討論、採決	
議案第2号 壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	171
議案第3号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	172
議案第4号 壱岐市行政手続条例の一部改正について	172
議案第5号 壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	172
議案第6号 壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	173
議案第7号 壱岐市健康公園条例の廃止について	174
議案第8号 壱岐市母子健康センター条例の廃止について	174
議案第9号 子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	174
議案第10号 壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	174
議案第11号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	175
議案第12号 壱岐市介護保険料条例の一部改正について	175
議案第13号 壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	175
議案第14号 壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	176

議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	176
議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	176
議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい広場）	176
議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）	177
議案第19号	友好都市の提携について	177
議案第20号	財産の無償譲渡について	177
議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	177
議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について	178
議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	178
議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	178
議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	179
議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	179
議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	179
議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	179
議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	180
議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	180
議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	180
議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	181
議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	181
議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	181
議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	181

議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	182
議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算	182
議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	182
議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	183
議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	183
議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	183
議案第42号	壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	183
陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	184
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	184
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	185
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	185
議員提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
発議第2号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	186
長崎県病院企業団議会議員の選挙		188
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
議案第44号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	189
発言の申し出（総病院長、挨拶）		191
市長の挨拶		194
散会		195

平成27年壱岐市議会定例会 3月会議を、次のとおり開催します。

平成27年 2月25日

壱岐市議会議長 町田 正一

- 1 期 日 平成27年 3月 4日 (水)
- 2 場 所 壱岐市議会議場 (壱岐西部開発総合センター 2F)

**平成27年壱岐市議会定例会 3月会議 審議期間日程**

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	3月4日	水	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○施政方針 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	3月5日	木	休 会	○発言（質疑） 通告書提出期限（正午まで）
3	3月6日	金		（議案調査）
4	3月7日	土		（閉庁日）
5	3月8日	日		
6	3月9日	月	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	3月10日	火		○一般質問
8	3月11日	水		○一般質問
9	3月12日	木	休 会	
10	3月13日	金	委員会	○常任委員会
11	3月14日	土	休 会	（閉庁日）
12	3月15日	日		
13	3月16日	月	委員会	○常任委員会
14	3月17日	火	休 会	（中学校卒業式）
15	3月18日	水	委員会	○予算特別委員会
16	3月19日	木	休 会	（小学校卒業式）
17	3月20日	金		（議事整理日） 幼稚園卒園式
18	3月21日	土		（閉庁日）
19	3月22日	日		
20	3月23日	月	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略 討論、採決） ○散会

平成27年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第2号	壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第3号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第4号	壱岐市行政手続条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第5号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第6号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第7号	壱岐市健康公園条例の廃止について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第8号	壱岐市母子健康センター条例の廃止について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第9号	子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第10号	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第11号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第13号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第14号	壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市芦辺浦住民集会所)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市高等職業訓練校)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市筒城浜ふれあい広場)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市シーサイド小水浜)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第19号	友好都市の提携について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第20号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第21号	公有水面埋立(郷ノ浦港区域内)について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)

## 平成27年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)

## 平成27年壱岐市議会定例会 3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (3/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第42号	壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第43号	壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定について	省 略	原案のとおり可決 (3/9)
議案第44号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算 (第1号)	省 略	原案のとおり可決 (3/23)
同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (3/23)
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/23)
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/23)
請願第1号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	総務文教厚生常任委員会	継続審査
請願第2号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	総務文教厚生常任委員会	継続審査
陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	総務文教厚生常任委員会 可 決	採 択 (3/23)
要望第1号	離島航路における海上高速交通体系の維持についての陳情 要望	産業建設常任委員会	継続審査
発議第2号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (3/23)

## 平成27年壱岐市議会定例会 3月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、一部改正、廃止	12	12			
予算	19	19			
その他	15	15			
報告					
決算認定 (内前回継続)					
計	46	46			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)	1	1		
発議(意見書)				
発議(決議)				
計	1	1		
請願・陳情等 (内前回継続)	4	1		3
計	4	1		3

平成27年吉崎市議会定例会 3月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
3月10日 (火)	1	鵜瀬 和博	まち・ひと・しごと地方創生について	市長	92~105
	2	今西 菊乃	健康づくり	市長	105~114
			避難対策	市長	
	3	土谷 勇二	原子力防災について	市長、教育長	115~125
観光振興について			市長		
4	赤木 貴尚	公共施設・インフラの老朽化について	市長	125~135	
3月11日 (水)	5	呼子 好	地域創生策定の計画について	市長	139~151
			湯の本温泉を核とした振興策について	市長	
			繁殖牛7,000頭計画の具体策は	市長	
6	音嶋 正吾	特定海域の見直しについて	市長	152~163	
		吉崎市産業振興策について	市長		



平成27年 壱岐市議会定例会 3月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成27年3月4日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	5番 小金丸益明 6番 深見 義輝
日程第2	審議期間の決定	20日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針	市長 説明
日程第5	議案第2号 壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	保健環境部長 説明
日程第6	議案第3号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務部長 説明
日程第7	議案第4号 壱岐市行政手続条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第5号 壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第6号 壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第10	議案第7号 壱岐市健康公園条例の廃止について	保健環境部長 説明
日程第11	議案第8号 壱岐市母子健康センター条例の廃止について	保健環境部長 説明
日程第12	議案第9号 子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	市民部長 説明
日程第13	議案第10号 壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	市民部長 説明
日程第14	議案第11号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	市民部長 説明
日程第15	議案第12号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第16	議案第13号 壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第17	議案第14号 壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	病院部長 説明
日程第18	議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市芦辺浦住民集会所)	総務部長 説明

日程第19	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	総務部長 説明
日程第20	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい広場）	企画振興部長 説明
日程第21	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）	企画振興部長 説明
日程第22	議案第19号	友好都市の提携について	企画振興部長 説明
日程第23	議案第20号	財産の無償譲渡について	保健環境部長 説明
日程第24	議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	農林水産部長 説明
日程第25	議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について	農林水産部長 説明
日程第26	議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	農林水産部長 説明
日程第27	議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	財政課長 説明
日程第28	議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第29	議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第30	議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第31	議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	建設部長 説明
日程第32	議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第33	議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	市民部長 説明
日程第34	議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務部長 説明
日程第35	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第36	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第37	議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第38	議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第39	議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第40	議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明

日程第41	議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民部長 説明
日程第42	議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第43	議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第44	議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明
日程第45	請願第1号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	紹介議員 説明、質疑なし
日程第46	請願第2号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	紹介議員 説明、質疑なし
日程第47	陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	資料のとおり
日程第48	要望第1号	離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望	資料のとおり

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 梶崎 文雄君	事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	土谷 勝君		

---

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。竜崎新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成27年竜崎市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、小金丸益明議員、6番、深見義輝議員を指名いたします。

---

**日程第2. 審議期間の決定**

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る3月2日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸益明議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成27年竜崎市議会定例会、3月会議の議事運営について協議のため、一昨日3月2日議会

運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月23日までの20日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例制定5件、条例の一部改正4件、条例の廃止2件、平成26年度補正予算関係8件、平成27年度予算関係10件、その他11件の合計40件となっております。また、請願2件、陳情2件、要望1件の計5件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月5日から8日まで休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月5日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

3月9日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成26年度一般会計補正予算（第10号）及び平成27年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

3月10日と11日の2日間で一般質問を行います。

同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いいたしたいと思います。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願いいたします。

3月13日と16日の2日間、各常任委員会を開催、18日に予算特別委員会を開催するようにはいたしております。

3月23日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に、条例の制定1件、子ども・子育て支援計画の策定1件、人事案件3件が追加議案として提出される予定ですが、条例の制定並びに人事案件につきましては、委員会付託を省略し、全員審査を行い、審議、採決をお願いすることにいたしております。子ども・子育て支援計画の策定については、所管の委員会へ審査付託を予定いたしております。

以上が、壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、

本日から3月23日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は本日から3月23日までの20日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（町田 正一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案は40件、請願等5件であります。

次に、監査委員より例月出納検査及び後期定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る2月4日、東京都において開催された「全国離島振興市町村議会議長会総会」に出席をいたしました。会議では、会務報告に続き、平成27年度事業計画及び収支予算書について審議され、原案どおり決定されたところであります。

その後、国土交通省国土政策局吉田幸三離島振興課長による「平成27年度離島振興対策予算等について」と総務省大臣官房企画課畑山栄介企画官による「総務省における地方創生に向けた取り組みについて」と題した研修会が行われました。

また同日、全国離島振興市町村議会議長会総会に引き続き「第35回長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」が開催されました。会議では会務報告に続き、平成27年度の事業計画案及び歳入歳出予算案の審議がなされ、それぞれ可決、決定されたところであります。なお、その後、国交省及び総務省に対して、また、地元国会議員等に対して、国境離島新法の成立に向けての要望を行ったところでございます。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、2月17日、長崎市において開催された「長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会」に土谷議員が出席をいたしました。その詳しい資料につきましても、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

また、本年3月1日に市制施行10周年を迎えた諫早市が「合併10周年記念式典」を挙行されましたので、出席し、平成の大合併から10年の節目を県内各関係者とともにお喜びを申し上げたところであります。

今定例会3月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員と

して出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### 日程第4. 施政方針

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

本日ここに、平成27年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成27年度当初予算案また前会議以降本日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成27年度は、私の市長としての2期目の市政運営総仕上げの年度であります。公約の1丁目一番地でありました壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入が本年4月1日から実現いたします。また、第1次産業、観光・商工の振興、教育・福祉・育児の充実、防災対策など、壱岐市の現在そして将来に向けた取り組みの成果を示す年度であります。と同時に、庁舎建設等諸課題についても、その方向性を導き出さなければならないと考えております。

さて、友好都市の提携についてでございますが、兵庫県朝来市とは、280年前壱岐へ流された義人小山弥兵衛を孫娘心諒尼が訪ねた史実の取り持つ縁で、54年前の旧和田山町時代から教育や人的な交流を行ってまいりました。昨年2月28日には、壱岐市市制施行10周年を機に、朝来市との地域間協同による経済の振興を図るため、「歴史・教育・経済パートナーシップ宣言」の調印を行ったところであります。今後さらに、両市の友好のきずなを深めるため、本年、朝来市市制施行10周年を機に、友好都市の提携を図りたいと考えております。今回、友好都市の提携について、議案を提出しております。

次に、第2次壱岐市総合計画の策定については、平成26年度末までに策定することとしておりましたが、国の地方創生に係る地方版総合戦略策定内容との整合性を図る必要があることから、策定期間を総合戦略策定期間に合わせて平成27年9月とすることといたしました。このため、計画期間の開始時期が、平成27年度途中からとなりますが、その間については、第1次総合計画を継承することといたしております。

次に、ふるさと納税について、昨年11月から寄附額に応じたお礼の品の選択制やポイント制の導入など新しい制度を開始するとともに、壱岐人会などでのPR、さらに、お礼の品を追加し、2月末現在1,916件、申し込み金額2,887万3,000円と昨年度の10倍を超え、平成20年度ふるさと納税開始以来、過去最高額となっております。平成27年度は、さらにお礼の

品の拡充を図るとともに、クレジット決済の導入を行い、1億円を目標に推進を図ってまいります。

離島振興につきましては、その鍵を握る航路運賃の低廉化に向け、全国離島一丸となって取り組んでおります。

「離島の再生なくして地方の再生はなし」このことについて、石破茂地方創生担当大臣とも意見交換を行い、離島の現状等について強く訴えたところであります。

また現在、国においては、航路運賃の低廉化等が盛り込まれた国境離島法案の制定に向けた協議が行われておりますが、今や国境離島を初め、離島地域の振興発展は、日本の発展の運命を握っていると言っても過言ではないと思っております。

次に、庁舎建設について申し上げます。

庁舎の建設につきましては、平成26年11月に、市議会庁舎建設検討特別委員会において、新庁舎の建設の必要性について可決されたことを受け、現在、市議会庁舎建設特別委員会において議論が進められております。そうした中、2月12日から15日の4日間、4会場で開催した市民説明会の状況や御意見等を踏まえ、壱岐市にとって極めて重要なプロジェクトであり、壱岐市百年の大計である庁舎建設については、広く民意を問わなければならない、新しい庁舎が真に必要な必要でないか、言いかえれば、新庁舎を建設するか、しないかについて市民皆様に御判断いただくことが最良であると判断したところであります。市民皆様に、今、このときしか使えない極めて有利な合併特例債を活用することが、壱岐市のためであるということを御説明した上で、市民皆様がどのようにお考えなのかをお聞きしたい。その方法として、住民投票が最良だと判断いたしました。今回、追加議案として、関係条例並びに予算を提出することといたしております。

次に、産業振興で活力あふれるまちづくりについて申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと地方創生についてでございます。

今、日本全体が「人口減少・超高齢化社会」を迎えており、「待ったなし」の構造的な課題に対し地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

創生法には、都道府県及び市長村とともに、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定することが求められており、その策定に当たっては、各地方公共団体が主体性を発揮しつつ、さまざまな年齢層の住民を初め、産学金労等の関係者の意見を広く聞くことや、PDCAサイクルを継続的に行うこととされております。

地方議会においても、総合戦略の策定、推進等の各段階で十分議論がなされるよう求められており、壱岐市としても地方創生に取り組むべく、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けて、準備を進めているところであります。また、国の平成26年度補正予算における「地域住民生活等緊急支援交付金」について、今回、所要の予算を計上いたしております。

平成26年の本市への観光客数において、その重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数が69万542人で、対前年比96%と減少しております。昨年は、がんばらんば国体等も開催されましたが、天候不良による交通機関の乱れなどの影響が要因と考えております。

今後も引き続き、原の辻遺跡と一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史・文化遺産に、壱岐の美しい自然景観や新鮮で豊かな食材を生かした魅力的なイベントや体験プログラムを加え、オンリーワンの観光地づくりに取り組んでまいります。

次に、教育旅行の誘致につきましては、平成26年度より県外から来島する学校にも補助制度を拡充し、32校、3,581人を受け入れました。平成25年度に比べ、1,068人増加いたしております。

また、スポーツ合宿の誘致につきましても、壱岐商業高校生が提案した「スポーツ合宿」の旅行商品化に向けた検討を行っております。

外国人誘客、いわゆるインバウンドについては、これまで市内宿泊施設等の受入体制の整備や、中国の雑誌社の撮影誘致、韓国のパワーブロガーモニターツアーなど取り組んだ結果、平成26年度は約500人の外国人観光客が訪れております。

平成27年度も引き続き、観光業従事者への外国語講座等おもてなしセミナーの開催、外国人の壱岐までの渡航費用助成や、福岡市と連携した海外での観光プロモーションの実施など、関係団体と連携し、インバウンドの展開を進めてまいります。

福岡事務所は、本年4月で開所から5年目を迎えますが、これまで事務所へ約2万5,000人が来所され、ブログ開設からアクセス数も36万件を超えており、関心の高さを示しております。

また、「I k i I k i (いきいき) サポートショップ制度」についても、福岡38店舗、大阪3店舗、東京2店舗の合計43店舗を認定し、壱岐産品の情報発信と消費拡大に成果を上げております。

福岡都市圏における壱岐の情報発信の拠点として、今後も、各種企業等への訪問、会合等でPR活動を行うとともに、サポートショップ認定へも積極的に取り組んでまいります。

次に、壱岐市の農業発展のためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり、組織づくり及び農業生産額の向上が重要であります。

国においては、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大など課題に対応するため「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、関係者が一体となって、課題に向けて取り組むことといたしております。

特に、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるための農地中間管理機構については、集落営農組織の法人化に合わせ、農地の集積を行ってまいります。

集落営農組織については、36の特定農業団体と3つの特定農業法人が設立され、本市におけ

る組織数は、長崎県全体の約半数を占めております。認定農業者及び集落営農組織には、本市農業の柱となる担い手として、大きな期待を寄せており、組織の持続的な経営安定に向けた育成・支援を図ってまいります。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等については、高生産性・高収益性を望める作物であり、今後も補助事業を活用し、施設整備の支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスについては、単価・収量とも8年連続県下トップの成績を維持しており、今後は、面積の拡大とともに、揺るぎない産地形成を推進してまいります。

平成22年度以降、イノシシの目撃、痕跡、農作物の被害及び海岸への死骸漂着の情報が寄せられておりますが、イノシシは、生息数の少ないうちに撲滅に向けた対策が極めて重要でございます。これまで捕獲わなの設置、ハンターによる捕獲を実施した結果、昨年3月21日に箱崎地区において1頭を駆除いたしました。

しかし、去る2月11日にヌタ場、足跡等新たな情報が寄せられており、今後も引き続き、関係機関と連携を図り対策を講じてまいります。また、台湾リス及びカラスについても、猟友会及び市民皆様の御協力をいただき、引き続き捕獲駆除を行ってまいります。

また、本市の肉用牛振興については、「壱岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいりました。また、肥育経営においても、壱岐生まれの壱岐育ちの「壱岐牛」として地域商標登録がなされ、人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

子牛市では、過去最高を更新する年間平均で57万円台となるなど、高値の取引となっておりますが、一方で、高齢化や後継者不足による繁殖牛の飼養頭数減少が続いております。その対策の一つとして、集落営農組織及び建設業者による新規参入を模索するなど、生産基盤の強化を図ってまいります。

一方、本市の水産業を取り巻く現状は、漁業資源、漁場環境の悪化による漁獲の減少、水産物価格の低迷、漁業者の高齢化並びに後継者不足、さらには燃油価格が反転値上げの動きもあり、依然として厳しい状況が続いております。

昨年1月から12月までの市全体の漁獲高及び漁獲量を前年と比較いたしますと、漁獲高が0.5%増の約36億9,400万円、漁獲量が9.5%増の5,424トンと若干増加しておりますが、いまだ憂慮すべき状況にあります。

このような中、水産業振興奨励事業として、認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を実施しており、現在、認定漁業者157名を認定し、また、漁業後継者1名が就業をいたしております。

そのほかに、漁業近代化資金の利子補給、漁獲安定共済・漁船損害補償への一部助成、そして

漁船漁業の機器設備の充実を図るための漁船近代化施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成を実施をいたしております。さらに、国・県の事業である離島漁業再生支援事業、21世紀漁業担い手確保促進事業、離島輸送コスト支援事業、船内外機の機関換装の省エネ機器等導入推進事業、船底清掃の省燃油活動推進事業について、今後も積極的に取り組んでまいります。

栽培漁業につきましては、壱岐栽培センターを活用し、アワビ31万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の放流を計画しております。これらの種苗を放流することにより、沿岸域での漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

漁港整備につきましては、国の漁村再生交付金事業で、大久保漁港と諸津漁港、小崎漁港の防風フェンス、湯ノ本漁港の浮き棧橋を、また、強い水産業づくり交付金事業で山崎漁港、七湊漁港、久喜漁港の車どめ設置工事を計画しております。さらに、水産物供給基盤機能保全事業で山崎漁港、久喜漁港、恵美須漁港の施設の機能診断、老朽化予測、保全対策工法の選定などの調査業務を計画いたしております。

また、商工業の振興につきましては、日本経済の景気が緩やかな回復基調にある中、離島部の本市においては、その波及効果は遅く、依然として厳しい状況にあります。このため、商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めるとともに、商工業者や中小企業者の融資利子補給や保証料に対する補助を行ってまいります。

特に、平成27年度は、市において事業創業者や新規中小企業者が新たに行う事業実施のための資金融資制度を創設し、あわせて信用保証料の補助も行い、創業支援を行ってまいります。また、地方創生による地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、壱岐市商工会及び農協、漁協と連携し、プレミアム商品券を発行してまいります。年間発行額を約5億円とし、それに10%の付加価値をつけて売り出すことにより、消費喚起を促し、市内商工業の活性化、島内経済の振興を図ってまいります。

雇用については、経済の緩やかな回復基調の中において、雇用改善が進みつつありますが、引き続き「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した人材育成事業など雇用創出に取り組んでまいります。

次に、福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくりでございますが、地域の福祉力向上を図るため、民生委員児童委員や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や福祉協力員の設置を推進し、災害時に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

生活困窮者対策については、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者の方々に対し、包括的な相談支援や就労支援等を関係機関と連携

しながら実施し、自立を促進してまいります。なお、実施に当たっては、壱岐市社会福祉協議会に委託をすることといたしております。

また、入湯優待券については、団体用優待券を年間2枚から5枚に拡大し、健康と福祉の増進はもとより、老人クラブ等社会福祉団体の組織率の向上にも努めてまいります。

さらに、障がい者皆様が自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域活動支援センターひまわりを拠点とした地域生活支援事業の充実を図るとともに、平成27年度からスタートする第4期障がい福祉計画を関係機関と連携しながら進めてまいります。

次に、第29回全国健康福祉祭、ねんりんピックでございますが、長崎大会が、平成28年度に県内各地で開催されます。本市においては、ウォークラリー交流大会の開催地となっております。

さて、壱岐市立特別養護老人ホーム及び同附属デイサービスセンターについては、本年10月1日を目途に、現施設のまま民間に移譲し、平成30年度末までに新施設を整備する方針で進めております。

昨年11月から移譲先を公募した結果、3団体から応募いただき、改築計画を含めた提案書の提出を受けたところであります。移譲先の選定に当たっては、壱岐市福祉施設移譲先選定委員会から2月3日に評価結果報告書の提出をいただきました。その結果を十分尊重し、(仮称)社会福祉法人「壱心会」設立準備会を移譲先候補として選定したところであります。

本団体の提案は、施設運営方針はもちろん十分なものでありますが、地域振興策として学校法人による介護福祉士養成校(専門学校)を開校し、介護福祉士等有資格者の人材育成及び交流人口の拡大を考えたものであり、壱岐市の発展に大きく貢献するものと期待をいたしております。

また、少子高齢化が進行する中、「子ども・子育て支援法」に基づいた「子ども・子育て支援新制度」が本年4月に本格スタートいたします。

このことから、本市においても、壱岐市子ども・子育て会議の答申を踏まえ、今月策定する壱岐市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供の健やかな育ちと、仕事と子育ての両立を社会全体で支える環境整備の取り組みを進めてまいります。

生活保護制度については、全国的に生活保護受給者が増加を続けている中で、昨年7月に生活保護法が一部改正されました。

本市においては、平成20年度以降受給者は減少しており、昨年12月末現在で、被保護世帯数372世帯、被保護者数553人、保護率2.01%となっております。

市民生活を守る最後のセーフティーネットとして、保護を必要とする方に、確実に保護を実施するとともに、改正生活保護法の規定に基づき、受給者の自立に向けた就労支援の強化や健康・生活面に着目した支援のほか、不正受給者対策の強化や医療扶助の適正化に努めてまいります。

生活の基盤は「健康」ということは、誰もが認めるところであります。市民皆様の健康づくりのために、各種検（健）診、相談、予防、健康教室等の充実を図り、受診率の向上のため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員及び各自治会の福祉保健部とともに啓発事業の推進を図ってまいります。

また、食生活改善推進員の皆様におかれましては、総勢200名近い組織力と結束力で、食品の安全・調理・栄養など食に関する啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

さて、壱岐市における国民健康保険加入率は現在35%であり、本市の景気低迷を反映した所得の減少、被保険者の減少等により、ここ数年厳しい財政運営が続いており、平成27年度予算編成においても、一般会計からの繰り入れを行うことといたしております。

国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながら、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

また、介護保険につきましては、高齢者皆様が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めているところであります。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の初年度に当たり、今回「壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定」及び「壱岐市介護保険条例の一部改正」の議案を提出しております。

この計画は、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画であり、壱岐市の将来を見据えた介護サービス事業の整備を検討し、平成27年度から3年間の介護保険料を算定することとなっております。その結果、第1号被保険者保険料の基準額については、5,262円と算定いたしております。被保険者の方々には、御負担をおかけすることになりますが、御理解を賜りたいと存じます。

なお、第5期計画の中で計画していた施設整備につきましては、箱崎中学校グラウンド跡地に社会福祉法人博愛会による特別養護老人ホーム「ハッピーヒルズ」が完成し、今月23日からサービスが開始されることとなっております。

後期高齢者医療制度については、平成20年度に制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費が増加しており、広域連合の委託事業である糖尿病腎症重症化予防事業を実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図っているところでございます。

次に、自然を生かした環境に優しいまちづくりでございますが、低炭素社会の実現について、近年、地球温暖化の防止は世界で最大かつ喫緊の課題であり、地球環境を保全し、豊かで美しい自然環境を次世代へ継承することこそが人類共通の命題となっております。

国や県においても、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を目指し、「再生可能エネルギー」の普及を推進している中、本市においても、地理的条件を生かした「風力」や「太陽光」、「バイオマス」などの再生可能エネルギーの資源活用の可能性を検討するとともに、省エネの強化等、「低炭素の島づくり」に向けた事業計画の策定や実現可能性調査に取り組んでまいります。

また、市道整備につきましては、平成27年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備2路線、橋梁補修4橋及び道路防災安全工事3路線、起債事業9路線、単独事業9路線の整備費を計上いたしております。

また、急傾斜地崩壊対策事業につきましても、引き続き4地区の整備を進めてまいります。

道路や河川の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も鋭意取り組んでまいります。

壱岐市景観計画につきましては、壱岐市の良好な景観の形成を図るため、地域の特性に応じた景観づくりの基本的な方針や取り組み、建築物・工作物などの行為の基準を定める景観計画（案）を策定いたしました。

景観計画（案）の内容につきましては、市民皆様や事業者皆様の意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施し、その結果を壱岐市景観計画策定委員会に諮ることといたしております。

壱岐市景観計画は、平成27年3月末までに策定し、それを受けて平成27年度に壱岐市景観条例の制定に向けて取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金による三本松団地の外壁及び屋上防水等の改修工事、また、平成28年度以降に予定している久喜団地・目坂団地の耐震改修工事、古城団地の給排水設備等の改修工事、三本松団地・天ヶ原団地の屋外防水改修工事の設計委託費を計上いたしております。また、単独事業として、八幡団地の外壁及び屋根等の改修工事、大久保団地の下水道接続工事を予定をいたしております。

また、市民皆様の生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため、引き続き住宅リフォーム支援事業を進めてまいります。

また、老朽化して危険な家屋等の除却を行う方々に対して支援を行い、安全で安心な住環境づくりに努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、平成29年4月からの上水道事業との統合に向けて進めており

ます。

基幹施設の更新等の整備については、平成26年度から国の簡易水道統合整備事業により実施しておりますが、平成27年度においては、継続事業の芦辺浄水場及び新規事業として勝本町新城西浄水場の改修工事を実施することといたしております。

また、昨年の渇水期に発生した永田ダム水源の水質悪化による異臭味対策については、活性炭処理施設整備を国に要望しております。

上水道事業は、水道水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の布設がえ工事を実施することといたしております。

公共下水道事業につきましては、事業計画に基づき、中央処理区の永田地区で汚水管布設工事を実施しております。現在の事業認可区域については、事業の完了時期が近づいてまいりましたので、今後、整備計画区域内の未普及地区の整備に向けて、事業認可の変更手続を進めてまいります。

漁業集落排水施設整備事業につきましては、平成25年度から芦辺地区に着手をしており、引き続き汚水管布設工事及び路面本復旧工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、140基の設置を予定をいたしております。

次に、心豊かな人が育つまちづくり、教育関係についてでございますけれども、市内小中学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事は、27年度で一通り完了いたします。

また、「つり天井や外壁等」非構造部材の落下防止のための補強工事を引き続き実施し、災害発生時における児童・生徒はもとより、地域住民皆様の緊急避難場所として、機能が十分発揮できるよう「防災の強化」に努めてまいります。

芦辺小学校校舎と芦辺中学校校舎は、耐震力の不足により改築が必要と診断されたため、芦辺小学校は、関係者皆様が一体となって協議を重ね、本年1月に「芦辺小学校校舎改築事業の基本計画」を策定したところであります。

今後は、校舎建設に係る認可手続や設計業務等を行い、平成29年4月供用開始を目途に取り組んでまいります。

また、芦辺中学校においても、開発関係の申請や設計業務選定作業等を引き続き進めてまいります。

社会教育の推進につきましては、このたび、青少年の意欲及び能力が認められて選抜され、市外における強化練習や大会等へ参加する場合に、その旅費等の一部を助成する、子ども夢プラン応援補助金制度を創設いたしました。

また、新たに「いきいきうきうき体験交流事業」として、福岡県うきは市との交流事業を計画いたしております。これは、市内の小中学生がうきは市との交流体験活動に参加することで、子

供たちの健全育成に寄与するものであります。

次に、昨年開催された長崎がんばらんば国体の壱岐市実行委員会事務局を、教育委員会国体推進課で担当してまいりましたが、同大会が終了し、壱岐市実行委員会も解散となりますので、国体推進課を廃止し、残る精算関係事務や次年度以降の後催県への情報提供等の業務につきましては、引き続き教育委員会で担当してまいります。

また、交流人口の拡大を目的に、文化財の積極的公開を、デリバリーミュージアム事業として、大阪府立弥生文化博物館で実施することとしております。

また、全国にある国分寺を持つ自治体が集まり、国分寺の現状と保存活用について研修を行う全国国分寺サミットを本年10月に壱岐市で開催することとなりました。壱岐を大いにアピールする機会と捉え、関係機関と連携を図り、サミットの成功に向け努めてまいります。

国指定史跡「勝本城址」は、石垣が400年以上経過し、危険な状態にあるため、整備計画の策定を急ぎ、国の補助を活用した整備の実施に向け、平成27年度から指定範囲内の測量に取りかかることといたしております。

次に、国内外交流が盛んなまちづくりについてでございますが、平成26年度から三島地区を対象に進めている長崎県の地域支え合いICTモデル事業については、加入世帯、公共施設等130カ所への接続工事が終了し、現在、試験運用を開始しております。

運用につきましては、昨年11月に採用した集落支援員1名が、各世帯へ操作方法のサポートを行い、特に高齢、独居の御家庭にあつては、訪問活動とあわせて、地域の見守りの一助となるものと期待しております。

なお、今後の事業の進捗については、定期的に検証、評価、改良を重ねていくことといたしております。

次に、コミュニティー行政の推進については、現在、地域が抱える課題への対応やまちづくりを進めるために、自治を担う市民皆様・地域、市議会、市長・行政の役割と責任を明確にし、「自治体の仕組みの基本ルール」を定めるための自治基本条例の制定に向けて、議論を進めております。

今後も、市民皆様との意見交換等を十分重ね、平成27年度制定を目標に進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

政策の最重要課題として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団の加入については、平成27年4月1日をもって、名称を長崎県病院企業団「長崎県壱岐病院」として、開院することとなりました。

これにより、壱岐市民病院が将来にわたり、壱岐市の地域医療の中核を担う病院として、必要な医療サービスをさらに安定的に提供できることを市民皆様にお約束できるものと考えておりま

す。

今後は、長崎県病院企業団の構成市町の一員として、市民皆様一人一人が安心できる保健医療体制の確立に向けて、医療機関や福祉施設、関係団体との連携を深めながら、地域医療体制の構築に努めてまいります。

なお、平成27年度の診療体制について、九州大学第2外科の外科医師及び久留米大学の眼科医師については、非常勤から常勤の派遣に変わるものとの報告を受けており、着実に診療体制の充実が図られているものと考えております。

また、長崎県病院企業団加入により、壱岐市単独での病院事業は廃止となりますので、今回、関係条例の改廃の議案を提出しております。

次に、安全・安心のまちづくりについて、防災は行政の最大の使命として、これまでさまざまな災害の発生に備えて、関係機関と連携を図り、各種防災対策を進めておりますが、行政による防災対策のみならず、市民皆様みずからが防災対策を講じていただくことが重要と考えております。

地域が助け合って地域の安全を確保する自主防災組織については、現在96組織、組織率52.3%となっております。平成25年度末と比較いたしますと、61組織、組織率は25.1%の増となっております。今後も、自主防災組織の結成について、各自治公民館の御理解を賜りますようお願いをいたします。

去る1月24日、今回で3回目となる長崎県原子力防災訓練を壱岐市、松浦市、佐世保市、平戸市を初めとする関係市町及び長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同で開催をいたしました。

訓練の概要は、玄海原子力発電所から放射能漏れ事故が発生したとの想定で、玄海原子力発電所から30キロ圏内に入る壱岐島南部の住民皆様が、島北部の勝本町ふれあいセンターかざはやに避難する訓練と、海上自衛隊の揚陸艇（エルキャック）及び輸送艦による福岡県への広域避難訓練を行いました。

原子力災害の特異性に対する緊急被曝医療訓練やモニタリング訓練のほか、災害対策本部設置・運営訓練、情報収集伝達訓練を行い、総勢約300名の皆様の御参加をいただきました。

今回の訓練の成果や課題を検証し、今後も、市民皆様、関係機関と連携を図り、実践的な訓練を積み重ねてまいります。

平成26年度中の災害発生状況は、火災27件、救急1,741件、救助19件で、前年に比較いたしますと火災は3件の減、救急は140件の増、救助は5件の増でございました。特に、救急搬送件数の増加が顕著で、その要因として、急病が前年に比べ127件増加しており、中でも、高齢者の搬送割合が74%と年々増加している状況にあります。

平成27年度の消防防災施設及び資機材の整備については、郷ノ浦支署配備の高規格救急車の

更新、防火水槽5基、ホース乾燥ポール3基の設置工事、消防団の小型ポンプ1台の更新を行うこととしております。

次に、議案関係について御説明をいたします。

平成27年度の地方財政は、地方税は消費税の引き上げ時期の延期はあったものの、8%への引き上げが平年化することにより増収となり、地方交付税は国税5税の法定率見直しにより、地方交付税原資の安定性の向上・充実を図った上で、地方創生の旗印のもと「まち・ひと・しごと創生事業費」等の新設により前年水準が確保されております。

しかし、国の歳出の取り組みと基調を合わせることで、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移をいたしております。

このような中、本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある市債を有効に活用しながら財政運営を行ってきたところであります。

また、全ての事業について政策評価を実施し、スクラップアンドビルドによる最小コストで最大の効果を上げるため、財源の重点配分を行い、適正で効率的な予算編成を行っております。

さらに、補助金等検討委員会の提言を最大限尊重し、本市の振興、発展に資する補助金等の適正化並びに効率的かつ効果的な補助金等の見直しを平成26年度より行い、自主性と責任により限られた財源を活用し、地域経済と住民福祉の増進及び市民と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

平成25年度末の市債現在高は273億円であります。義務的経費の割合は42.1%、経常収支比率は80.4%であります。今後も中長期財政計画に基づき、普通交付税の縮減に応じた健全財政運営に努めてまいります。

平成27年度は、普通交付税合併算定がえの段階的縮減の2年目となり、予算編成に当たっては、その縮減に応じた減額予算となりますが、総合計画に基づく政策の推進に努めるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、交付金を有効活用しながら戦略に基づいた地域の活性化を図ってまいります。

なお、平成27年度の一般会計予算規模は、208億5,600万円、対前年度比1億6,900万円、0.8%減で、特別会計を含めた予算規模は、321億4,900万円、対前年度比6億7,373万円、2.1%増となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例に係る案件11件、予算案件18件、公の施設の指定管理者の指定案件4件、その他7件であります。案件の詳細につきましては、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、市政運営に対する所信の一端と平成27年度当初予算案等について申し延べましたが、これからも、さまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

**日程第5. 議案第2号～日程第44. 議案第41号**

○議長（町田 正一君） 日程第5、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから、日程第44、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、40件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました議案の説明につきましては、担当部長及び課長にさせますので、よろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ちょっと説明員の方に、議員は当然、事前に勉強しておりますので、しっかりとですね。説明は簡潔に、要点だけで結構ですので、それではお願いします。保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） おはようございます。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について御説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本日の提出でございます。

この計画は、これまでの介護保険制度の基本理念を踏まえるとともに、老岐市の実情に応じた地域包括ケアシステムを明確にしたものであります。

国においては、2025年度である平成37年度を介護のピークと捉え、介護保険制度始まって以来の改革が行われております。本市におきましては、平成26年度に65歳以上人口のピークを迎えていることを踏まえ、計画に被保険者の意見を反映させるため、65歳以上の方を対象に調査票を送付し、その調査結果から生活実態や健康状況を分析し、平成37年度までの介護事業によるサービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計しました。

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画として、老岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画作成委員会の委員14名の委員様により、昨年9月からことしの2月までの間4回の審議を経て、2月24日に答申をいただきました。

高齢者等の状況と将来像としましては、平成26年の9,659人から平成29年には9,607人と52人の減少となり、以後減少が続きますが、高齢化率は高齢者人口の減少よりも総人口の減少幅が大きいため、平成26年の33.8%から平成29年度には、36.1%増加する見込みであります。

要支援・要介護認定者の将来予測としましては、26年度見込みの要支援者は723人、要介護者1,450人の合計2,173人になっておりますが、平成29年度は要支援者583人、要介護者1,452人の合計2,035人となり、65歳以上人口の減少に伴い、138人の減少となる見込みです。そうした中でも平成37年度までは、介護度の高い要介護3以上の認定者数は横ばいの状況が続くものと思われま。

計画の主な内容でございますが、地域のつながりが感じられるまちづくりとして、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、公的なサービス提供だけではなく、より身近な存在である地域住民の手助けが必要となります。住民同士の助け合いによる福祉活動に対し、必要な支援や基盤づくりを行っていきます。また、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活の支援ができるよう、団塊の世代の方が75歳以上となられる平成37年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築できるように努めてまいります。

次に、高齢者に生きがいを感じられるまちづくりとしまして、高齢者自身が地域社会の中で、これまで培われた豊かな経験と知識を生かし、積極的な役割を果たしていくことが重要であり、老人クラブやさまざまな自主的な団体の活動の立ち上げと発展に各種の支援を行っていきます。また、高齢者自身が自分の病気を理解し、生活習慣を改善して重症化を予防するための啓発活動を推進してまいります。

次に、高齢者に優しさが感じられるまちづくりとして、地域支援事業の制度改正による新しい総合事業では、高齢者の社会参加の促進や要支援状態を予防する事業の充実によって、在宅生活の安心確保を図ります。総合事業の実施は、体制整備に相当の時間を有することから、平成27年度を準備期間として、平成28年度から予定しております。

また、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、現在、壱岐医師会在宅医療推進部会により実施されている事業について、発展・継続した事業ができるよう医師会と協議を進め、関係機関と連携できる体制整備を図ります。

認知症については、今後も増加することが予想されておりますので、早期診断、早期対応とともに、地域包括支援センターによる相談対応、認知症の人と家族の会との共同事業等により、認知症になっても生活できる地域の実現を目指します。

次に、高齢者に安心感が生まれるまちづくりとして、在宅で利用できる介護保険給付サービスの充実を図るとともに、施設給付サービスを利用しながら安心した生活を実現するため、関係機関との連携を図りながら、介護保険事業を運営してまいります。

介護保険料につきましては、各種介護保険給付サービスの見込み量から推計していますが、第5期の平成26年末の基金残高1億2,873万4,000円から6期計画へ8,500万円を繰り入れ、介護保険料の水準が過剰なものとならないように配慮して、保険料を設定しました。

また、今回の介護保険制度の改正に合わせ、低所得者への負担軽減となるよう所得段階に応じて、これまでの6段階から9段階に細分化して設定しております。

第5期の介護保険料の基準月額が4,970円でありましたが、第6期の保険料基準額月額を5,262円とし、292円、5.9%の増額の年間6万3,100円に設定しております。

以上が、計画の概要でございます。

被保険者の皆様には御負担をおかけすることになりますが、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。これからさらに少子高齢化が進む中、介護保険制度を持続可能な制度にしていくなためにも、市民皆様には若いころから健康管理に留意していただき、高齢になりましたら積極的に介護予防事業などに参加していただけるよう、効果的、継続的な取り組みを推進してまいります。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく願います。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第3号から5号まで一括して御説明をさせていただきます。

議案第3号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から長崎県南部広域水道企業団を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由については、記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号でございます。壱岐市行政手続条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第4号壱岐市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、上位法である行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、同法の規定に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

平成16年壱岐市条例第9号壱岐市行政手続条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

改正概要といたしましては、行政指導の中止等の求めについて及び処分等の求めについての条項を新設し、また、行政指導の方式の内容を改正しております。別紙議案関係資料に新旧対照表を添付しておりますので、あともってご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第4号の御説明を終わります。

続きまして、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、

市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

第1条は、壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正、第2条は、壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正、第3条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

改正の内容は、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を現行の「6月期1.4月、12月期1.55月、合計2.95月」を、27年度以降、「6月期1.475月、12月期1.625月、計3.1月」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第3号から5号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 教育次長。

〔教育次長（米倉 勇次君） 登壇〕

○教育次長（米倉 勇次君） 続きます。議案第6号について御説明をいたします。

議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案の理由は、壱岐市立渡良小学校の移転によりまして、住所変更を要するためでございます。裏面をご覧ください。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例、壱岐市立小・中学校設置条例、平成16年壱岐市条例第83号の一部を次のように改正する。別表第1、壱岐市立渡良小学校の項中、「渡良東触144番地」を「渡良南触365番地」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

お手元に配付をいたしております議案関係資料1の16ページに、新旧対照表を載せておりますので、御参照をお願いします。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔教育次長（米倉 勇次君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について御説明申し上げます。

壱岐市健康公園条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由、施設の設置目的のため有効活用されていないため、廃止するものでございます。この谷江健康公園は、芦辺町の箱崎谷江触にありました焼却場周辺地域の保健及び健康増進のために設置されたものでありますが、現在、公園として利用されておらず、将来とも利用される見込みがないため廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について御説明申し上げます。

壱岐市母子健康センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本施設は、芦辺町諸吉本村触46番地1に、鉄筋コンクリート平屋建てで昭和40年に建設されており、施設の老朽化及び設置目的の利用がされていないため、廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第9号から11号まで一括して説明を申し上げます。

議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行に伴い、関係条例を整備するものでございます。

次のページをお開きください。

子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものでございます。

条文の整備内容につきましては、記載のとおりであります。

主な条例の整備内容ですけれども、子ども・子育て支援法施行に伴い、幼稚園や保育所の入所資格及び入所手続に変更が生じるとともに、保育料が「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」とされたことから、関係条例の改正・廃止を行うものでございます。

以上が主な内容でございます。

条文整備の新旧対照表につきましては、資料1、17から32ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第10号壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行に伴い、壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行に伴い、壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市子ども・子育ての教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を次のように制定するものでございます。

条文の制定内容につきましては、記載のとおりであります。

主な条例の制定内容ですけれども、今回、子ども・子育て支援法の施行に伴い、議案第9号第7条2項の保育料徴収条例及び第3項の幼稚園授業料徴収条例の廃止により、これにかわる利用者負担額を徴収するために、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定により過料に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行に伴い、壱岐市子ども・子育て支援法第

87条の規定により過料に関する条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例を次のように制定するものでございます。

条文の制定内容につきましては、記載のとおりでございます。

主な条例の制定内容ですけれども、子ども・子育て支援法の施行に伴い、「正当な理由なしに虚偽の報告もしくは虚偽の提示、または質問に対して、虚偽の答弁等をした者に対して、市町村は条例を制定することにより、過料を科すことができる」となっていることから、今回制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率及び新たな地域支援事業の円滑な実施に向けた改正をする必要があるためです。

次のページをお願いいたします。

壱岐市介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

この議案第12号につきましては、別冊議案関係資料新旧対照表33ページに載せておりますので、あわせてご覧ください。

保険料としまして、第5条で、第6期介護保険事業計画期間の平成27年度から29年度までの保険料を改正をいたしております。これまで基準額から所得額等により、増減額が「6段階」に区分されておりましたが、改正案では「9段階」となっております。

保険料につきましては、記載のとおりでございます。

2項としまして、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、2万8,400円としております。

附則の施行期日といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第

5条に第2項として1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から起算して、6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

次に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置としまして、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業、同条第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業及び同項第6号に規定する認知症総合支援事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、市長が定める日から行うものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） 議案第13号について御説明をさせていただきます。

議案第13号岐阜市電動車両用充電器利用料条例の制定について。

岐阜市電動車両用充電器利用料条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

電動車両用充電器につきましては、平成26年度9月補正におきまして計上いただきました「次世代自動車充電インフラ整備事業」によりまして、岐阜市立一支国博物館に電動車両用の急速充電器1基、普通充電器1基が年度内に設置を完了する予定であり、4月からの運用開始に伴い、本条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

条例の条文でございます。第2条の第3項に、「利用料は合同会社日本充電サービスの収入として収受させるものとする。」としておりますが、この充電器の整備事業は、国の補助金であります「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」、そして自動車メーカー4社の「充電インフラ普及支援制度」を活用しまして、整備に要した費用及び設置、完了から8年間の維持費用、そして電気代の補助が受けられることとなっております。

その条件としまして、課金をすること、そして課金料金は、合同会社日本充電サービスが徴収することとなっているため、このような条文としております。

なお、次のページの利用料につきましても、合同会社日本充電サービスのサービス提供価格をもとに決定したものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

今回の議案第14号においては、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入による壱岐市病院事業の廃止に伴い、関係条例の整理を行うため、条例制定を主としておりますが、関係条例の中で、これ以外の理由により一部改正の必要がある条文の改正についても、議案提出の記述上、同時に改正を行うことから、分けて説明をさせていただきます。

最初に、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入による壱岐市病院事業の廃止に伴う一部改正、廃止に関する条例から説明します。

議案書の第1条の壱岐市行政組織条例の一部改正について、関係資料35ページをお開きください。

壱岐市行政組織条例の一部改正でございますが、第1条、内部組織、7号の病院部、第2条、分掌事務、第7号病院部病院事業に関することを削除しております。

なお、企業団病院に関することにつきましては、保健環境部に引き継ぐこととしております。

次に、議案書の第2条の壱岐市職員定数条例の一部改正について、関係資料の1、36ページをお願いいたします。

壱岐市職員定数条例の一部改正でございますが、市民病院職員以外の見直しとして、2条2項ア、一般職員の定数を左側の現行「293人」から、右側の改正案「274人」に改正しております。19人の減員でございます。

平成27年4月1日の市長事務部局の一般職員の実人員を243人と見込んでおります。

なお、4月1日以降、病院企業団壱岐病院への事務系職員等10人の諸市職員を派遣するようになっております。市民病院職員の現数181人を合わせて、市長の事務部局の職員任用限度額を362に改めております。

次に、議案書の第3条、壱岐市職員の定年に関する条例の一部改正について、第3条、職員の定年について、第1項の病院において医療業務に従事する医師、年齢65歳を削除するものでご

ございます。

次に、議案書の第5条、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、第4条、給料表第4号の医療職（1）医師給与表について削除しております。

第13条、第28条、第36条、第37条、第38条の医師に係る条文字句を削除しております。

次に、議案書の第6条、壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、第2条、特殊勤務手当のうち、病院職員に係る第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号を削除するものでございます。

次に、議案書の第7条、壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、別表第1、区分の病院勤務職種の看護補助者・医師・薬剤師の欄を削除するものでございます。

次に、議案書の第8条、壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、第29条、第30条の往診旅費、招聘旅費について削除するものでございます。

次に、議案書の第9条、壱岐市議会議決に付する公の施設に関する条例の一部について、病院施設を削除しております。

次に、議案書の第10条、壱岐市病院事業の設置に関する条例等の廃止について、議案書の12ページでございますが、廃止する条例は、第1号から第5号まででございます。現在、貸与している壱岐市医療技術修学生につきましては、病院企業団の修学生として引き継ぐこととしております。

次に、整理する関係条例において、病院事業の廃止に伴うもの以外の理由により、一部改正の必要がある教育職の給料表、船舶臨時運航業務手当及び災害補償について説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案書の4条の壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、別表第3条教育職給料表をお願いいたします。

今回、長崎県の教育職給料表の改定に準じて、改定するものでございます。26年4月1日にさかのぼって適用となります。

次に、議案書の第5条について、同じく別表3、教育職給料表をご覧ください。議案書の7ページでございます。

この改正文につきましては、27年4月1日から施行となります。前条と同様に、長崎県人事委員会勧告を受けての長崎県職員の教育職給料表の改定内容と同じであります。

次に、議案書の第6条の壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、第4条の船舶臨時運航業務手当の規定において、現在適用していない船舶運航業務手当の語句の整理の

ため、該当部分を削るものであります。

次に、議案書の第7条の老岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部改正について、第19条の災害補償の条項において、適用法令として、労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償を追加するものであります。

以上、議案第14号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第15号、議案第16号を一括して御説明を申し上げます。

議案第15号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称は、老岐市芦辺浦住民集会所。位置でございますが、老岐市芦辺町芦辺浦85番地3。指定管理者となる団体、住所、老岐市芦辺町芦辺浦85番地3、名称は、芦辺浦商業組合組合長篠崎勉氏でございます。

指定期間でございますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由は、老岐市芦辺浦住民集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

本施設は、芦辺浦に位置しておりまして、昭和47年に地域の利便性の向上を目的として、地域住民の集会所、また、商工の諸活動に供する目的で建設をされております。

指定管理者施設管理運営をする上では、管理者をまず芦辺浦の組織の中から選定をしたいということと、本施設は赤字施設でございまして、将来にわたり黒字が見込めず、一般公募には適さない施設であること、そして、芦辺浦商業組合は、前期も指定管理者でありまして、誠実かつ適正な管理能力を市といたしましても高く評価をしておりまして、引き続き次期の指定管理者候補となり得る能力があること等によりまして、引き続き平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、芦辺浦商業組合を指定管理者として、指定するものでございます。

以上で、議案第15号の御説明を終わります。

続きまして、議案第16号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置でございますが、名称、壱岐市高等職業訓練校。位置、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3。指定管理者となる団体、住所、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、名称は、壱岐高等職業訓練協会会長宮坂幸秋氏でございます。

指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由といたしましては、記載のとおりでございます。

長崎県の職業訓練の認定を受けている団体は、市内で壱岐職業訓練協会の1団体だけございまして、昭和54年に開設以来、壱岐市唯一の技能養成機関として、壱岐市の労働者の技能向上、労働者の地位確立、技術指導者及び経営者としての資質向上に貢献してこられました。壱岐市の労働者のために、誠実かつ適正な技術指導、管理体制、社会貢献を壱岐市といたしましても高く評価しておりまして、現在、指定管理者でございます壱岐高等職業訓練協会に、引き続き次期の指定管理者として提案をするものでございます。

以上で、議案第16号の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） 議案第17号から第19号について、一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第17号について御説明を申し上げます。

議案第17号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、壱岐市筒城浜ふれあい広場、壱岐市石田町筒城仲触1856番地7外。指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町本村触683番地2、一般社団法人壱岐市観光連盟会長長嶋立身でございます。指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日。

提案理由は、記載のとおりでございます。

指定管理業務の内容としましては、筒城浜ふれあい広場施設の管理運営となります。

今回の指定管理候補者であります壱岐市観光連盟は、平成18年7月から前身の壱岐市観光協会として指定管理業務を行っており、常に利用者の利便性と満足度の向上を目指した適正な管理運営の実績がございます。

また、公的施設設置の趣旨に鑑み、公平かつ円滑に利用行政を行うためには、特定の民間事業

者では困難であり、当該施設の管理運営を行う団体としては、この団体が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定いたしました。

なお、本議案の提出に伴いまして、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）におきまして、債務負担行為を設定させていただいております。

次に、議案第18号について御説明を申し上げます。

議案第18号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置でございますが、壱岐市シーサイド小水浜、壱岐市郷ノ浦町渡良南触104番地先及び渡良東触2903番地1。指定管理候補者でございますが、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐学友会会長平田光弘。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日。

提案理由は、記載のとおりでございます。

指定管理業務の内容としましては、シーサイド小水浜の管理運営となります。

今回の指定管理候補者であります壱岐学友会は、平成18年からシーサイド小水浜の指定管理者として、修学旅行等大型観光団体や市内の小中学生の受け入れ等適正な管理運営をされております。

このように、主に児童生徒の体験学習の場として運営を行っていることから、郷ノ浦地区唯一の修学旅行受入団体であります壱岐学友会が、当該施設の運営管理を行う団体としましては最適と判断し、非公募として、壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定をいたしました。

なお、本議案の提出に伴いまして、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）におきまして、債務負担行為の設定をさせていただいております。

次に、議案第19号について御説明を申し上げます。

議案第19号友好都市の提携について。

本市は、兵庫県朝来市と教育や産業・経済、人的交流等により相互の地域の振興・活性化を図り、両市のきずなを深め、これまでの友好関係をさらに推進するため、友好都市の提携をするものとする。

本日の提出でございます。

提案の理由は、記載のとおりでございます。

朝来市とは、小山弥兵衛氏によって結ばれた縁がきっかけとなりまして、旧和田山町時代から教育や人的な交流を行ってきており、平成26年2月の壱岐市市制施行10周年を機に、「歴史・教育・経済パートナーシップ宣言」の調印を行いました。今後さらに両市の友好なきずなを

深めるために、本年の朝来市市制施行10周年にあわせて友好都市の提携を行うものです。

2ページ目、3ページ目に両市の協定書（案）を添付しております。

平成27年6月27日の日付は、朝来市の市制施行10周年記念式典の際の調印の日の予定の日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第20号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

下記のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

譲渡財産の土地の所在地は、壱岐市郷ノ浦町庄触字横内190番地。地目、宅地、面積680.17平方メートルであります。譲渡の相手方ですが、壱岐市郷ノ浦町庄触79番地、庄触中央公民館館長平田千教様でございます。

譲渡の理由でございますが、認可地縁団体が中央公民館用地として効率的活用を図るために譲渡するものでございます。譲渡の時期は、平成27年4月1日でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。御審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第21号から第23号まで一括して説明を申し上げます。

議案第21号公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について御説明を申し上げます。

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

埋立位置につきましては、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦字元居333番4に隣接する防波堤333番4及び402番地5の地先公有水面でございます。埋立面積は、110.08平方メートル。埋立地の用途は、海岸保全施設用地及び港湾施設用地であります。埋立承認出願人は長崎県でございます。裏面に位置図と字図を添付しております。赤く塗り潰した部分が当該箇所でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

埋立地につきましては、長崎県により平成8年に整備された春一番広場が、栈橋形式で下部構

造のH鋼の腐食が進み、今回重力式護岸に更新整備するため埋立承認が必要となり、公有水面の埋立申請をするものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について御説明を申し上げます。

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

埋立位置につきましては、壱岐市郷ノ浦町大島字宮野尾698番9から698番4に隣接する防波堤に至る地先公有水面でございます。埋立面積は、875.38平方メートル。埋立地の用途は、漁港施設用地であります。埋立承認出願人は長崎県でございます。裏面に位置図と字図を添付いたしております。赤く塗り潰した部分が当該箇所でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

この埋立地につきましては、長崎県により平成23年から大島外防波堤のかさ上げ、拡幅、暴風柵の設置、消波ブロックの大型化等の改良工事が実施されております。防波堤の隣接した港内水域に生けすの増設計画があり、養殖用漁具の補修用地や道路、駐車場の漁港施設用地を整備するため、公有水面の埋立申請をするものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

変更する区域は3カ所、3地区でございます。

裏面をお開き願います。

編入する区域は、字真竹で3カ所でございます。

位置としましては、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1033番5及び1033番6に隣接する里道、同里道に隣接する護岸及び同里道に隣接する防波堤の地先。面積は、600.73平方メートル。別紙の位置図1に字図を添付いたしております。埋立地につきましては、船揚げ場を整備することになり、平成11年11月19日付で長崎県より公有水面埋立免許を受け、平成12年3月に完了したものでございます。

次に、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1070番4に隣接する埋立地から1033番5に隣接する里道に隣接する埋立地に至る地先。面積は、8,389.67平方メートル。別紙の位置図2に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、漁港施設用地を整備することになり、昭和58年1月24日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、昭和59年3月に完了したものでございます。

次に、壱岐市芦辺町諸吉南触字真竹1033番5に隣接する里道から1070番4に隣接する埋立地に至る地先。面積は、3,183.62平方メートル。別紙の位置図3に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、住宅用地、道路用地を整備することになり、昭和60年6月29日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、昭和61年1月に完了したものでございます。

続きまして、位置図3の裏面をお開き願います。

編入する区域は、字柏崎で2カ所でございます。

位置としましては、壱岐市芦辺町諸吉南触字柏崎1638番7に隣接する防波堤から1690番1に至る地先。面積は、6,333.20平方メートル。別紙の位置図4に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、漁港施設用地、漁民センターを整備することになり、昭和60年2月21日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、昭和62年3月に完了したものでございます。

次に、壱岐市芦辺町諸吉南触字柏崎1630番1に隣接する防波堤から1629番1に至る地先。面積は、330.39平方メートル。別紙の位置図5に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、海岸保全施設用地、海岸保全施設関連用地を整備することになり、平成16年10月8日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、平成17年6月に完了したものでございます。

別紙3をお開き願います。

編入する区域は、字白橋田でございます。

位置としましては、壱岐市芦辺町諸吉本村触字白橋田1804番86から1733番5に至る地先。面積は、651.90平方メートル。裏面の位置図6に字図を添付いたしております。この埋立地につきましては、道路を整備することになり、平成11年1月5日付、長崎県より公有水面埋立免許を受け、平成12年3月に完了したものでございます。

以上6カ所につきましては、竣工認可がなく未登記となっていたため、平成26年12月3日付で竣工認可を申請をしまして、平成27年2月17日付、長崎県より竣工認可されたものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

平成26年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,054万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億6,174万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加、変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の追加、変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から4ページに、第1表歳入歳出予算補正を記載いたしております。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費、2款1項総務管理費の地域住民生活等緊急支援交付金事業ほか11件の事業費総額4億9,420万1,000円について、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上しております。

6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加、壱岐市シーサイド小水浜及び筒城浜ふれあい広場の指定管理委託は本年度末で終了するため、平成27年度以降29年度までの3年間、債務負担行為限度額をそれぞれ追加しております。

2、変更で、平成26年度の商工業振興資金利子補給金について、借入総額が、当初1億1,000万円から1億7,440万円に増額となったため、平成27年度以降の債務負担行為限度額を281万9,000円から357万8,000円に増額しております。

次に、7ページをお願いします。

第4表地方債補正、1、追加、総務債は、国の平成26年度補正予算に係る「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」の前倒しによる公共事業等補正予算差について、限度額400万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

2、変更、過疎対策事業債、過疎債ソフト分ですが、限度額4億8,040万円を5億780万円に増額補正しております。過疎債ソフト分については、基本限度額2億5,790万円の2倍まで借り入れることができるため、当初、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩して、過疎ソフト事業に充当を予定しておりましたが、今回、過疎債へ振りかえ、2,740万円を増額しております。

次に、土木債は、限度額960万円を900万円に60万円を減額しております。瀬戸東部地区など、急傾斜地崩壊対策事業費の減額によるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

合併特例事業債、5億4,710万円を5億4,560万円に150万円を減額しております。消防庁舎整備事業の事業費減額によるものでございます。

次に、事項別明細書により、歳入の主なものについて御説明いたします。

12、13ページをお開き願います。

10款地方交付税は、今回普通交付税の留保分3,484万8,000円及び国の26年度補正予算で地方交付税総額が増加したことで、調整戻し分956万5,000円の追加交付があり、合わせて4,441万3,000円を増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金は、国の平成26年度補正予算に伴う地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金で、観光・防災Wi-Fiステーション25カ所分の事業費の2分の1、405万円と地域住民生活等緊急支援交付金で、地域消費喚起・生活支援型に7,666万9,000円、地方創生先行型に5,417万9,000円を追加しております。

次に、4目農林水産業費国庫補助金は、国の平成26年度補正予算に伴う経営体育成支援事業補助金として、農業用機械導入に1,785万4,000円を追加しております。

次に、14、15ページをお開き願います。

同じく、国の補正予算により農業経営対策地方公共団体事業補助金、人・農地プラン作成事業で、集落営農組織化・法人化支援事業に710万円を追加しております。

次に、16、17ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金、松永記念館指定寄附金として、市外の方から100万円の寄附採納があり、今回、松永記念維持管理基金へ積み立て、27年度に実施予定の施設改修費に活用する予定です。

次に、18款2項1目基金繰入金、過疎地域自立促進特別事業基金の6,932万2,000円の減額は、先ほど過疎債ソフト分で説明しましたとおり、財源を振りかえたことによる減額補正をしております。

次に、20款4項2目雑入、退職手当旧負担金制度調整金7,172万6,000円の補正は、退職手当及び負担金の過年度分調整金で、平成26年度から30年度まで、5年間で3億5,863万3,000円が精算をされます。

21款市債につきましては、7、8ページの第4表地方債補正で説明したとおりです。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の平成26年度3月補正予算案概要で説明をいたします。

別紙資料2の2、3ページをお開き願います。

2款1項3目減債基金積立金の2億7,171万4,000円は、入札執行や事業実績見込みによる一般財源不用額分を後年度の公債費償還財源として確保するために、追加積み立てをしております。

次に、2款1項14目地域住民生活等緊急支援交付金事業は、国の平成26年度補正予算の交付金1億3,084万8,000円を活用し、地方創生先行型で、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとし、外出支援サービス事業及び次の4、5ページの配食サービス事業につきましては、27年度当初予算にも計上しておりますが、前倒して取り組み、事業の効果、検証を実施いたします。

そのほか新規事業として、子育て支援人材育成、農業漁業インターンシップ、観光資産パワーアッププロジェクト事業費をそれぞれ計上しております。

一番下の消費喚起プレミアム商品券発行事業6,769万円は、地域消費喚起・生活支援型で、1セット1,000円券の11枚つづりを1万円で、10%のプレミアムつき商品券を5万600セット販売し、地域の消費喚起を図ることとしております。

次の6、7ページの子育て世帯応援事業1,396万9,000円につきましても、修学中の子供1名につき、1セット1,000円券11枚つづりの商品券を8,000円で4,400セット販売し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることとしております。

そのほか地方創生先行型で、新規として、子育て支援ボランティア育成、保育補助等講習会参加助成、外国人観光客受入環境整備時支援事業費をそれぞれ計上しております。

また、島外通勤・通学者交通費助成事業、企業誘致促進人材育成補助事業は、27年度当初予算にも計上しており、前倒して実施をし、6月以降の補正予算で減額をすることとしております。

そのほか各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額について減額補正をいたしております。資料の20、23ページには、繰越明許費の詳細を、また、26ページに基金の状況について

記載をいたしております。

以上で、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,579万6,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ880万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,956万2,000円とする。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項国民健康保険税につきましては、課税所得の減少などにより、減額をいたしております。

4款の国庫支出金及び5款の県支出金につきましては、高額療養費、共同事業負担金及び特定健康診査負担金を実績により減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

6款の療養給付費交付金から8款共同事業交付金につきましては、実績によるものでございます。

10款繰入金1項一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、実績により、2,299万2,000円の増額補正をいたしております。

11款繰越金につきましては、財源確保のため前年度からの繰越金3,253万4,000円を増額補正いたしております。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出ですが、2款保険給付費1項療養諸費の一般被保険者医療給付費及び退職被保険者等療養給付費につきましては、実績により減額補正し、一般被保険者療養費につきましては、増額補正をいたしております。

2項高額療養費、4項出産育児諸費につきましても、実績により減額補正をいたしております。

7款1項の共同事業拠出金につきましては、実績によるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

8款1項特定健康診査等事業費につきましては、特定健診の受診者及び保健指導を受けられる方の増加によるものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

直営診療施設勘定でございます。歳入の1款診療収入につきましては、決算見込みにより減額をいたしております。

4款の繰入金につきましては、財源を確保するため財政調整基金より400万円を繰り入れております。

24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項総務管理費の診療所医療業務委託料につきましては、診療報酬の減少によるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億568万3,000円とする。2項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入につきましては、4款1項一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金としまして、後期高齢者医療広域連合納付金の精算による減額相当額241万8,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、実績により減額をいたしております。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

2,614万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億610万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ682万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,541万3,000円とする。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項介護保険料の増につきましては、1号保険者が見込みよりふえたためでございます。

3款1項国庫負担金につきましては、介護給付費の減によるものでございます。

2項国庫補助金の普通調整交付金につきましては、交付率の確定により1,306万5,000円の減額補正をいたしております。

4款支払基金交付金の介護給付費交付金、5款県支出金介護給付費負担金及び7款一般会計からの繰入金は、介護給付費の減によるものでございます。

8款繰越金ですが、財源確保のために前年度からの繰越金3,081万1,000円を増額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございます。1款総務費3項介護認定審査会費は、介護認定申請の減により主治医意見書の手数料の減額をいたしております。

2款介護給付費の介護サービス給付費につきましては、介護サービス実施見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費の1項介護予防高齢者対策費及び2項包括支援事業の2事業につきましては、実績見込みによる減と嘱託職員の不補充による人件費を削減、減額いたしております。

16ページからの介護サービス事業勘定につきましては、人事異動による人件費の減によるものでございます。

以上で、議案第25号から議案第27号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

平成26年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによりま

す。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,752万1,000円とします。2項及び第2条については記載のとおりです。

本日の提出でございます。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。

8から9ページをお開きください。

2、歳入ですが、6款諸収入で250万円の減額補正をしております。

次に、10から11ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款総務費の2目施設管理費で水道管布設がえ補償工事を250万円減額しております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備工事におきまして、水道管の布設がえを当初想定しておりましたけれども、布設がえの必要がなかったため減額するものでございます。

つづきまして、議案第29号について説明をいたします。

議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,683万6,000円とします。2項及び第2条については記載のとおりでございます。

本日の御提出でございます。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。

8から9ページをお開きください。

2、歳入ですが、5款繰入金で250万円を減額補正しております。

次に、10から11ページをお開きください。

3、歳出ですが、2款1項1目一般管理費で250万円減額しております。これは、漁業集落排水整備事業の供用開始後、3年以内に接続される方に対しまして助成金を交付しておりますけれども、その実績により減額するものでございます。

また、2項1目施設整備費で補償費から工事費への予算の組み替え補正を行っております。

以上で、議案第28号と29号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計

補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成26年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,656万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

次に、8、9ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明をいたします。

歳入の1款介護サービス収入1項介護給付費収入1目短期入所者介護生活介護費と、同じく2目の短期入所者利用者負担金と合わせまして802万円の増額につきましては、短期入所いわゆるショートステイの利用ニーズが非常に高く、空床ベッドを利用して受け入れを多く図っている関係で、それぞれ増額をする見込みのため増額補正をいたしております。

次は、4款繰越金でございますが、前年度繰越金から678万円を財源調整のため増額補正をいたしております。

次に、10、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

1款介護サービス事業費1項1目事務費の1節の報酬460万円の減額は、嘱託職員の退職と新規採用の関係によりまして、報酬を減額補正をいたしております。またそれに付随する社会保険料の260万円を減額補正いたしております。

2款基金積立金1項1目財政調整基金積立金へ2,200万円の増額補正をいたしております。

12ページは、給与費明細書でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

平成26年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,016万7,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算補正について御説明いたします。

歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を29万円増額補正計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明をいたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、嘱託職員報酬11万円を増額、船員保険料18万円の増額でございます。理由でございますが、臨時職員の甲板員でございますけれども、長期休暇に伴う代がえ職員に係る船員保険の増及び船員シフトの調整によりまして生じた嘱託職員の超過勤務の増額でございます。

給与費明細書につきましては、12ページ、13ページに記載しております。

以上で、議案第31号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算について御説明いたします。

平成27年度壱岐市の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208億5,600万円と定め、第2項については記載のとおりです。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの

最高額は30億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものであります。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、2ページから5ページに記載をいたしております。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は、平成28年度以降に発生する債務負担行為16件の内容について記載のとおりでございます。

次に、7ページ、第3表地方債で平成27年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は21億4,130万円でございます。

それでは、事項別明細書により主なものについて御説明をいたします。本年度予算規模は208億5,600万円で、対前年度比1億6,900万円、0.8%の減であります。

12、13ページをお開き願います。

まず、歳入の主の内容について御説明をいたします。

1款市税1項市民税は、8億2,597万5,000円で対前年度比250万8,000円の増で、個人住民税は長引く地方経済の低迷や人口減少等を考慮し、また法人住民税は新規法人数の増を考慮し予算計上しております。

2項固定資産税は、9億6,748万3,000円で対前年度比4,577万6,000円の減で、評価がえによる算定価格の見直し分を考慮し予算計上しております。

次に、14、15ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金については3億円を計上し、対前年度比4,300万円の増で、8%への引き上げが平年化することによる増収分を見込んでおります。

次に、16、17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、対前年度4億1,021万4,000円の減額で93億9,892万4,000円を計上しております。普通交付税の合併算定がえ段階的縮減2年目の縮減額を見込み、減額しております。

次に、26、27ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金離島活性化交付金は、離島輸送コスト支援事業ほか、地域活性化を推進する事業18事業に対し、2分の1から3分の1の補助金8,199万4,000円を

計上しております。

次に、30、31ページをお開き願います。

15款2項3目衛生費県補助金再生可能エネルギー等導入推進基金補助金は、壱岐文化ホールに30キロワットの太陽光発電施設及び50キロワットの蓄電池の整備費として、10分の10の補助金、6,027万6,000円を計上しております。

次に、36、37ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金ふるさと応援寄附金について、クレジット決済の導入により、寄附金の増額を見込み1億円を計上しております。

次に、44、45ページをお開き願います。

21款市債でございますが、1項1目辺地対策事業債は、筒城浜ふれあい広場ジョギングコース整備事業及び市道改良事業等12事業に対し、3億160万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、ハード事業分で、文化ホール調光盤設備改修事業、漁村再生交付金事業など19事業に対し3億7,030万円、ソフト事業分で、しま共通地域通貨発行事業など29事業に対し、基本限度額分2億5,130万円と限度額超え分2億3,620万円、合わせて4億8,750万円を計上しております。

4目合併特例事業債は、盈科小学校ほか4校の校舎等耐震補強等工事の単独事業分に1億7,120万円を計上しております。また、財源不足に対処するために、5目臨時財政対策債6億円も計上いたしております。

次に、46、47ページをお開き願います。

7目教育債全国防災事業債は、盈科小学校ほか4校の校舎等耐震補強等工事の補助残に1億7,260万円を計上しております。

次に、歳出については、資料3の平成27年度当初予算案概要の主要事業により主なもののみ御説明させていただきます。

資料3、平成27年度当初予算案概要の4、5ページをお開き願います。

2款1項1目安全・安心のまちづくり交付金1,624万7,000円は、自治公民館が取り組む自主防災活動及び福祉健康活動の促進を図るため、自主防災組織の設置、特定健診及び5種類のがん検診受診の推進、福祉保健部の設置及び活動など、平成26年度実績に対し新たに交付をするものでございます。

次に、6目島への若者定住支援事業は、UIターン希望者の空き家の問い合わせに対応するため、空き家を調査し、所有者に対し空き家バンク登録を推進するため、所要の経費73万4,000円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊事業は、3年目となり、現在4名の活動費と今年度から新たに事業を

起こす起業に係る経費が加算され、また新たに地域づくりに意欲的な隊員3名を募集し、観光振興、特産品開発、販路拡大支援担当の地域協力活動に従事してもらうこととしており、3年間にわたる活動を予定しております。

なお、3年間は特別交付税措置及び県の長崎をかえる人材誘致補助金があり、報酬活動費、起業に係る経費など総額3,465万1,000円を予算計上しております。

次に、8、9ページをお開き願います。

3款1項1目生活困窮者自立支援事業の1,435万1,000円は、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法の制定に伴い、壱岐市社会福祉協議会に委託し生活困窮者相談業務等を行い、困窮状態から早期に脱却することを支援し、地域における自立就労支援等の体制の構築を図ることとしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費放課後児童クラブ施設整備事業5,193万6,000円は、現在、芦辺町箱崎地区の放課後児童クラブは民間委託であります。社協芦辺事業所へ運営を譲渡することとなり、また郷ノ浦町でも新設要望があっていることから、社協郷ノ浦事業所での開設に伴い、施設整備を行うものでございます。

次に、資料14、15ページをお開き願います。

3款2項4目保育所運営費で多子世帯保育料軽減事業として、幼稚園は小学校6年生以下の子供、保育所は小学校3年生以下の子供がいる家庭の第3子の保護者負担金をゼロ円に減免することにより、経済的負担を軽減することとしております。減免分として541万4,000円に対し、県費2分の1補助と、保育料システム改修費を290万円を計上しております。

次に、4款1項4目病院費長崎県病院企業団負担金は、長崎県病院企業団に対する本部経費及び壱岐病院運営経費について、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく負担金5億1,928万2,000円を計上しております。

次に、20、21ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費についてそれぞれ計上しておりますが、特に肉用牛の維持増頭対策として家畜導入事業補助で190頭分の3,294万円、地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業の肉用牛淘汰更新に240頭分1,200万円、肥育素牛導入に850頭分850万円、また、22、23ページに地域肉用牛緊急増頭対策事業として、県の家畜導入事業対象牛以外の導入に対して120頭分の960万円など、合わせて6,304万円を計上しております。

次に、5款1項5目農地費でため池一斉点検業務委託は、受益面積2ヘクタール未満の農業用ため池29カ所について未調査のため、今回、国の10分の10の補助事業で200万円を計上しております。

次に、日本型直接支払制度事業は、農村地域の高齢化、人口減少により、多面的機能の維持及び水路、農道等の軽微な補修や施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付するとともに、環境保全に効果の高い営農活動によって地球温暖化防止、生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付するため、事業費1億5,190万6,000円を計上しております。

次に、26、27ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費で新生水産県ながさき総合支援事業は、県単独事業で、郷ノ浦町漁協荷さばき所の照明器具取りかえ及び水産センター外壁等改修事業、並びに箱崎漁協の急速冷凍機改修事業に対する補助金として3,435万円を計上しております。

次の離島輸送コスト支援事業は、農産物と同様に、島外出荷水産物の海上輸送運賃の助成について4,473万円4,000円を計上しております。

次に、28、29ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費で、産地水産業強化支援事業1億2,219万4,000円は、壱岐東部漁協の製氷能力5トン掛け2機、貯氷庫20トンの製氷・貯氷施設整備について、国庫補助55%、県補助10%、補助残に過疎債を充当いたしております。

6款1項2目商工振興費「壱岐の食」情報発信人材育成事業は、緊急雇用創出事業の10分の10の補助事業で、ICTを活用した情報発信に関するスキルや壱岐産食材についての知識及び販路拡大のための営業力を持った人材を育成することを目的に、民間企業への委託事業として、平成27年1月より12月までの1年間実施するもので1,405万2,000円を計上しております。

次に、30、31ページをお開き願います。

6款1項4目観光費情報発信強化推進事業3,232万円は、離島活性化交付金及び過疎債ソフトを財源として、観光客の誘客を効果的に進めるため、旅行会社、マスコミとタイアップした効率的な情報発信を行い、交流人口の拡大につなげるものであります。

次に、32、33ページをお開き願います。

新規事業で筒城浜ふれあい広場ジョギングコース整備事業については、現在、遊歩道を小中学校の駅伝大会や実業団陸上部の合宿で使用いたしておりますが、今回、雨天時でも利用できるように、1キロメートルの周回コースをゴムチップウレタン舗装整備をするもので、辺地債を財源として事業費7,605万5,000円を計上しております。

次に、34、35ページをお開き願います。

7款7項1目住宅管理費で、平成25年度より実施しております市の単独事業として、市内の建設業者に発注をして30万円以上の住宅リフォームを行う方にその工事費用の一部を補助し、地域経済の活性化と良好な住環境づくりを促進するため、補助率10分の1、補助金上限を

20万円とし補助金総額2,000万円を計上し、また、県の補助事業として、住宅性能向上リフォーム支援事業補助金も同様に既存住宅のバリアフリー化、省エネ化及び防災化など、住宅性能向上リフォームを行う方に、その工事費の一部について事業費総額680万円を計上しております。いずれも平成27年度で終了予定でございます。

次に、36、37ページをお開き願います。

9款2項1目小学校耐震補強等改修事業は、盈科小学校ほか4校の校舎等の耐震補強等改修事業に3億9,731万7,000円及び石田小学校屋内運動場つり天井改修事業3,458万円など、学校耐震化事業については今年度で最終年度となります。

次に、38、39ページをお願いいたします。

小学校管理費及び中学校管理費でスクールバス購入事業費を計上しておりますが、現在、石田小学校及び郷ノ浦中学校において、バス会社が所有する貸し切りバスを使用しておりましたが、国土交通省が貸し切りバスの安全性向上を図るため、貸し切りバスの運賃制度の見直しを平成26年4月より時間制運賃及びキロ制運賃への改正となり、壱岐市内においては、平成27年度より大幅に増額となるため、今回29人乗りスクールバスを新たに2台購入し、運行業務を委託するものでございます。

次に、40、41ページをお開き願います。

9款5項2目青少年育成費、子ども夢プラン応援補助金の100万円は、新規事業で市内小中学生及び高校生で、すぐれた能力を持ち日々練習に励んでいる児童・生徒に対し、上部団体等から選抜参加要請があった場合、その合同練習や大会等に参加する旅費等の一部を補助することとし、ふるさと応援寄附金の子ども応援コースを財源といたしております。

以上が、歳出の主な事業でございます。

そのほか、予算に係る調書について、予算書の227ページから232ページに給与費明細書を、また債務負担行為に関する調書は、234ページから245ページに記載をいたしております。

地方債に関する調書は、最後の246ページに記載のとおりで、平成27年度末地方債現在高見込みは、277億3,290万7,000円で対前年度より6億7,797万円の減となる見込みであります。

以上で、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 議案第33号平成27年度岩手県国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度岩手県の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億8,202万8,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,250万4,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入額の最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

1款1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者健康保険税7億3,704万8,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税4,707万4,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

4款1項国庫負担金1目療養給付費等負担金につきましては、7億8,121万2,000円を見込んでおります。

4款2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては、4億6,633万5,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開きください。

5款2項県補助金でございますが、財政調整交付金につきましては2億551万8,000円を、6款1項療養給付費交付金につきましては、退職医療費交付金といたしまして1億9,822万8,000円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金ですが、11億7,154万6,000円を見込んでおります。

8款1項共同事業交付金高額医療費共同事業交付金でございますが、国保財政の安定を図るため、1件当たり80万円を超える部分が対象となり、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、昨年まで1件当たり30万円を超え80万円までに対してでございましたが、今年度より、さらに県内市町村国保の財政の安定化を図るため、1件当たり1円を超え80万円までに拡大されたため、大幅に増額となっております。

10款1項一般会計繰入金でございますが、12ページから15ページに計上いたしております。法定分繰り入れとしまして3億258万1,000円、法定外繰り入れとしまして1億5,000万円と、乳幼児福祉医療現物給付分を211万6,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付金につきましては、前年度より600万円を減額し26億1,000万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開きください。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費4億1,700万円を計上いたしております。

4項出産育児一時金につきましては、42万円の65人分を計上いたしております。

3款1項後期高齢者支援金等でございますが、5億724万円、1人当たり5万6,450円が示されており、昨年より1,945円増加しております。

24ページ、25ページをお開きください。

次に、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担でございます。概算で1人当たり6万2,120円が示され、昨年より1,150円減少しておりますので、2億1,700万8,000円を計上いたしております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは、歳入で御説明しましたように、1件当たり1円を超え80万円までが基本となりましたので、今年度は11億9,014万1,000円を計上いたしております。

33ページをお開きください。

給与費明細書でございます。レセプト点検2名と運営協議会委員報酬12名分に係るものでございます。

次に、34ページから45ページに診療施設勘定予算を計上いたしております。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億562万9,000円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、1億5,971万円を計上いたしております。

4款1項一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして1億4,336万円を計上いたしております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億93万2,000円を計上いたしております。

これで、議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億9,478万3,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,294万5,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。第3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

1款1項につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして4億8,576万9,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の介護サービスに対応するもので5億6,048万9,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、3億2,659万3,000円として、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で本年も10.36%の額を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金でございますが、支払基金から交付されるものでございます。本年度交付率は28%となっております。8億8,268万5,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております。4億6,405万6,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをいたしております。4億8,038万8,000円を計上いたしております。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項介護サービス諸費としまして30億7,080万円を計上いたしております。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

2款3項高額介護サービス費でございますが、7,680万円を計上いたしております。

3款1項介護予防事業費といたしまして5,219万8,000円を計上いたしております。要介護にならないようにするための事業でございます。

次に、36ページ、37ページをお開きください。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

要支援1、2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,396万1,000円を計上いたしております。

2款1項繰入金一般会計繰入金ですが、嘱託職員の人件費相当分を繰り入れております。

38ページ、39ページをお開きください。

歳出の1款1項総務管理費は事務的な経費でございます。

2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住の対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第33号から第35号までについて御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時5分といたします。

午後1時52分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明を続けます。建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算。

平成27年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,147万6,000円と定めます。2項及び第2条から第4項は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8から9ページをお願いします。

2、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、新規加入者分として172万7,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項1目簡易水道使用料は、現年度分を3億9,541万5,000円、

滞納繰越分を339万8,000円計上しております。

3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金は、平成26年度から取り組んでおります簡易水道統合整備事業と昨年の渇水期に発生しました永田ダム水源の水質悪化によります施設整備を計画しております。事業費の2分の1が補助額になりますので、1億6,000万円を計上しております。

10から11ページをお開きください。

6款諸収入2項雑入は、主に道路改良などによります水道管移転補償金でございまして、1,671万5,000円を計上しております。

12から13ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款総務費1目一般管理費の13節委託料は、水道検針業務、簡易水道統合に関する基本計画作成業務、水質検査などの経費を計上しております。

14から15ページをお開きください。

2目施設管理費13節委託料は、漏水調査業務、施設清掃業務などの経費を計上しております。

15節工事請負費は、道路改良工事などによります水道管工事の布設がえ工事の経費を計上しております。

16から17ページをお開きください。

2款施設整備費1項簡易水道施設整備費は、簡易水道統合整備事業に伴う芦辺浄水場の浄水施設改修を昨年に引き続き行いまして、新たに勝本ダムの下にございます新西浄水場の浄水施設の改修を行うことにしております。また、簡易水道施設整備工事としまして、沼津柳田地区として永田ダム水源の水質悪化に伴います異臭味対策、異なった臭いの味ということでございますけども、この対策としまして、活性炭処理施設の整備費用の経費を計上しております。

続きまして、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算。

平成27年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,520万4,000円と定めます。2項及び第2条から第5条は記載のとおりです。

本日の提出でございまして。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございまして。2款使用料及び手数料の一目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落排水の5,515万7,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

16から17ページをお願いします。

3、歳出ですが、1款下水道事業費2目施設管理費13節委託料には、施設管理業務などを計上しております。

18から19ページをお開きください。

2項1目施設整備費の15節工事請負費は、公共下水道事業でありまして、永田・片原地区の污水管布設工事や埋設部の路面復旧工事などを計画しております。

20から21ページをお開きください。

2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金は、下水道加入に伴います補助金などを計上しております。

22から23ページをお開きください。

1項管理費13節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務の経費を計上しております。

2項1目施設整備費の13節委託料は、污水管布設区間の家屋事前調査と設計業務費などを計上しております。

24から25ページをお願いします。

2項施設整備費の15節工事請負費は、芦辺浦地区の污水管布設やマンホールポンプ用の整備工事などに伴う経費を計上しております。

以上で、議案第36号と37号について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億632万6,000円と定める。2項につきましては記載のとおりであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は3,000万円と定める。歳出予算の流用の第3条につきましては、記載のとおりであります。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の歳入歳出及び歳出の款項の区分の金額につきましては、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

次に、8、9ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明をいたします。

歳入の1款1項1目介護サービス費の3億3,521万5,000円は、施設入所者の介護サービス、短期入所者介護サービス並びにデイサービスの通所介護報酬等の収入を計上いたしております。

次の2目の5,694万4,000円は、施設入所者、短期入所者並びに通所介護利用者の個人負担金収入でございます。

次に、14、15ページをお開き願います。

続きまして、歳出についてですが、1款1項1目事務費の13節委託料は、施設管理運営費に必要な業務委託であります。

次に、15節工事請負費1,312万3,000円につきましては、昭和46年特養ホーム開設当時において旧循環式空調設備が設置をされており、現在は経年劣化などにより故障が多く、修理不能なため、特養ホーム施設内の主要箇所であります利用者居室16室と食堂として併用している大集会室につきまして、空調の取りかえが急務のため、今回、改修工事費を計上いたしております。

次に、16、17ページをお開き願います。

18節の備品購入費55万円につきましては、老朽化によるベッド、車椅子、吸引器等の購入費を計上いたしております。

次に、18、19ページをお開きください。

1目の通所介護サービス事業費11節から以下につきましては、施設管理運営に伴う経費等でございます。

次に、23ページから28ページまで給与費明細書等でございます。

以上で、27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について説明を終わります。

なお、特養ホームの民営化につきましては、先般、移譲先候補者が決定いたしましたので、移譲を10月1日をめどに進めておりますが、その期日が確定していないために、施設管理運営費等につきましては、年間経費を計上をさせていただいております。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計の予算は次の定めによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,391万1,000円と定める。2項及び第2条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

歳入について御説明をいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,078万9,000円を計上いたしております。これは、利用者が年々減少傾向にあり、船舶使用料も減少しているところでございまして、前年と比べまして119万4,000円の減収の見込みとなります。

次に、2款国庫支出金及び3款県補助金につきましては、国庫補助金は4,941万6,000円、県補助金は1,378万6,000円を計上いたしております。前年度と比べまして、国、県からの交付金は504万8,000円の減となります。

国庫補助金につきましては、標準的な事業費等を前提とした事前算定方式により内定した額であります。県補助金につきましては、確定欠損額に対する国の補助金が満たない分の2分の1が交付されることになっております。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国・県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職4名、嘱託職員2名を計上いたしております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

27節公課費100万1,000円でございますけれども、これは消費税納付金でございます。簡易課税に基づくものでございます。

2目業務管理費でございますけれども、11節需用費の修繕料2,270万3,000円につきましては、主に中間検査とドックにかかる修繕料でございます。

また、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときにかかる臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリー三島、そして原島待合所にかかる公債費の償還分でございます。

15ページから19ページにかけては、給与費明細書でございます。

20ページをお願いいたします。

最後のページには、地方債の当該年度末残高見込み額を974万7,000円計上いたしております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算につきまして御説明をいたします。

平成27年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,819万2,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算の事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計は1億2,819万2,000円で、前年度と比較しますと487万8,000円の増額であります。

続きまして、6ページ、7ページは、歳出の部の事項別明細書を掲載しております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料7,017万2,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、222万7,000円を減額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、515万3,000円でございます。内容は、嘱託職員等3名分の人件費の2分の1を一般会計から繰り入れる予定であります。220万3,000円の減額については、嘱託職員1名退職に伴いまして、直接、機械銀行で新規職員を雇用することにより生じた減額分であります。

また、2項基金繰入金1目減価償却基金繰入金1,037万6,000円は、昨年と比較しますと998万3,000円の増額となっております。この内容は、農業機械、トラクターの更新に伴う基金からの繰入金によるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

5款雑収入3項1目受託事業収入4,223万5,000円は、環境管理受託収入でございます。前年と比較しますと65万4,000円の減額であります。これは、湯ノ本公衆便所解体に伴う業務委託減に伴うものであります。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出の一般管理費につきましては、備品購入費で農業機械更新に伴う増額となっております。そのほか大幅な変更はございません。

一般会計繰入金と受託事業収入の増額分の財源につきましては、それぞれ報酬費及び燃料費や修繕料等に充当いたしております。

16ページは、給与費明細書を掲載いたしております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算。

第1条、平成27年度壱岐市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

第2条、業務量の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入、第1款の水道事業収益は1億8,739万1,000円。支出、第1款水道事業費用は1億6,210万7,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

次のページをお開きください。

収入の第1款の資本的収入は329万4,000円、支出の第1款資本的支出は2,939万1,000円としております。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8ページには、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、14から19ページには、平成27年度末と平成26年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお開きください。

平成27年度の予算実施計画書の収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として1億5,440万6,000円を見込んでおります。

22ページをお願いします。

支出でございます。1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などの経費を計上しております。

2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査業務などの経費を計上しております。8節修繕費は、水道施設修繕などの経費を計上しております。

26ページから27ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、2項他会計負担金は、企業債償還金として一般会計から229万4,000円の繰り入れを計上しております。

27ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に配水管布設がえ工事の経費を計上しております。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで市長提出議案の説明が終わりました。

---

#### 日程第45. 請願第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第45、請願第1号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。14番、牧永護議員。

〔紹介議員（牧永 護君） 登壇〕

○紹介議員（14番 牧永 護君） へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願。

請願の趣旨、沼津へき地保育所においても他地区と同様に延長保育を要望します。

請願の理由、昨今の少子高齢化の進行は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、少子化対策は先送りできない重要な課題となっております。

沼津へき地保育所は、合併当初、延長保育の希望は少なく、一部の人のみが他地区の延長保育に出しておりました。ところが、合併後10年が経過する中、保護者ニーズの変化と他地区での保育にはいろいろ支障があることがわかり、次の問題事項解消のため、校区内保育所での延長保育の希望が多く出てまいりました。

そのような中、国は子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格施行に向けて動き出しておりますが、沼津へき地保育所におきましては、まずは他地区と同様、早急に延長保育することが必要であり、趣旨のとおり請願するものであります。

問題となっている事項、小学校入学前に他地区の保育所に通園していると、入学当初は新入学児同士のコミュニケーションがうまくとれず、なかなか学校生活になじめないこと。

二つ、親は求職希望があるものの、降園時間が午後3時と中途半端なため、雇用してくれる職

場がないこと。

三つ、郷ノ浦町内のへき地保育所は、地区民と小学校との合同運動会が同日に行われるため、他地区のへき地保育所に通園させると、兄弟が小学校にいる場合は、親は二手に分かれなければならないこと。

以上、地方自治法124条の規定によりお願いいたします。

請願者、沼津地区自治公民館館長松本民男、沼津地区へき地保育所保育会長松永和大。

なお、請願書の紹介議員は、豊坂敏文、市山繁、今西菊乃となっております。よろしくお願いいたします。

〔紹介議員（牧永 護君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第46. 請願第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第46、請願第2号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。2番、土谷勇二議員。

〔紹介議員（土谷 勇二君） 登壇〕

○紹介議員（2番 土谷 勇二君） 請願第2号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願。壱岐市市議会議長、町田正一様。請願者、初山地区公民館館長長嶋鏡文、初山へき地保育所保育会長馬場和美。紹介議員、土谷勇二、市山和幸。

請願の趣旨、初山へき地保育所においても他地区と同様に延長保育を要望いたします。

請願の理由、少子高齢化が急速に進む中、国も子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格的に動き出し、壱岐市子ども・子育て会議も進んでおり、合併の話も出ているとお聞きします。

その中で、ここ近年、他のへき地保育所が延長保育になっていく中、初山地区では延長保育がなく、園児数も減る傾向が続いております。現在では共働き世帯が多く、祖父母も勤めて、午後3時までの保育時間では迎えに行くことが困難で、他地区の延長保育所に預けにいかざるを得ません。できれば、地元の子供は、地元の保育所へ通うというのが父兄また自治会の願いです。壱岐市子ども・子育て会議が進んではおりますが、ほかのへき地保育所と同様に延長保育が必要であります。

以上、お願いいたします。

〔紹介議員（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

---

**日程第47. 陳情第1号～日程第48. 要望第1号**

○議長（町田 正一君） 次に、日程第47、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情及び日程第48、要望第1号離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望の2件を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号及び要望第1号につきましては、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

---

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了としました。次の本会議は3月9日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時31分散会

---

平成27年 壱岐市議会定例会 3月会議会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成27年3月9日 午前10時00分開議

日程第1	議案第2号	壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第3号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第4号	壱岐市行政手続条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第5号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第6号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第7号	壱岐市健康公園条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第8号	壱岐市母子健康センター条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第9号	子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第10号	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第11号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第13号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第14号	壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市芦辺浦住民集会所)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第15	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市高等職業訓練校)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市筒城浜ふれあい広場)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市シーサイド小水浜)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第19号	友好都市の提携について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	議案第20号	財産の無償譲渡について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第24	議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第26	議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第27	議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第29	議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第30	議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第31	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第32	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第33	議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第34	議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第35	議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第36	議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第37	議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第38	議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第39	議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第40	議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第41	請願第1号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	総務文教厚生常任委員会付託
日程第42	請願第2号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	総務文教厚生常任委員会付託
日程第43	陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	総務文教厚生常任委員会付託
日程第44	要望第1号	離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望	産業建設常任委員会付託
日程第45	議案第42号	壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	市民部長 説明、質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第46	議案第43号	壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定について	総務部長 説明、質疑、 委員会付託省略、可決

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	桝崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局書記	若宮 廣祐君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	土谷 勝君		

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。朝日新聞社ほか4名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

御報告します。本日までに、白川市長より追加議案2件を受理し、お手元に配付いたしております。

日程第1. 議案第2号～日程第2. 議案第23号

○議長（町田 正一君） それでは、日程第1、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから、日程第2. 議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで22件を議題とし、これから各議案に対し、質疑を行います。

初めに、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。15番、鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） おはようございます。今回の条例制定は、電動車両用充電器利用料条例の制定についてですが、今後、壱岐島内への交流人口拡大、誘客のツールとして、今回の充電器が設置されるということは大変喜ばしいことでもありますけども、現在、島内いたるところにおいて工事が進められておりますが、この充電器の数及び設置場所についてお尋ねをいたします。

また、今回の条例の制定の内容は、主に充電器利用料の制定であります。この充電器利用料については、条例の中でもあります合同会社日本充電サービスが受け取るようになっていますけども、この充電器のメンテナンスについてはどのようにしているのかお尋ねをいたします。

また、今回、島内に設置される場所については、合同会社日本充電サービス提供のマップに掲載されるようになっているようですけども、今後、先ほども言いましたとおり、交流人口拡大の誘客のツールとして考える場合に、今後の電気自動車の利用者並びに観光客、そして島内でも利用されてる方がいますが、その宣伝、PRについてはどのようにしていくか。以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者側の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） おはようございます。鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。島内における電動車両用充電器の設置状況でございますが、平成27年、ことしの2月末現在で、郷ノ浦町内の宿泊施設4カ所に7基設置をされております。内容は、いずれも普通充電器でございます。そのほかに、今回お願いしてます一支国博物館での施工中のものも含めると、現在、施工中のものが12カ所に17基設置される見込みでございます。うち、急速充電器が4基ございます。一支国博物館のほかに商業施設に2カ所、ガソリンスタンドに1カ所が設置される見込みです。普通充電器のほうは、13基が一支国博物館のほかに9カ所に設置される見込みとなっております。いずれも宿泊施設に設置される予定です。

ちなみに、場所ごとですが、設置済み及び設置見込みの分をあわせまして16カ所、24基となるわけですが、郷ノ浦町内に8カ所、12基、勝本町内に1カ所、2基、芦辺町内に4カ所、6基、石田町内に3カ所、4基となっております。

2点目の御質問でございます充電器のメンテナンスでございますが、メンテナンスにつきましては、本市と充電器のメーカー、あるいは系列の代理店との契約を結ぶことになっております。

3点目のPRをどのようにするかについてでございますが、壱岐市、そして一支国博物館、そ

して壱岐市の観光連盟のホームページを活用してPRを実施したいというふうに考えております。また、民間で設置していらっしゃる充電器につきましても、設置者の方の意向を確認させていただいて、そのことを前提としまして充電器の設置箇所等の情報を市の観光のパンフレットとか観光マップ、そういうものに掲載したいと考えております。

以上でございます。

○議員（15番 鶴瀬 和博君） 終わります。

○議長（町田 正一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） それでは、質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号公の施設（壱岐市芦辺浦住民集会所）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号公の施設（壱岐市高等職業訓練校）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号公の施設（壱岐市筒城浜ふれあい広場）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号公の施設（壱岐市シーサイド小水浜）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号友好都市の提携について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第23号の質疑を終わります。

---

### 日程第23. 議案第24号

○議長（町田 正一君） 日程第23、議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑においては委員会をお願いいたします。

---

### 日程第24. 議案第25号～日程第30. 議案第31号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第24、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第30、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）までの7件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

---

### 日程第31. 議案第32号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第31、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑においては委員会をお願いいたします。

---

### 日程第32. 議案第33号～日程第40. 議案第41号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第32、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業

特別会計予算から、日程第40、議案第41号平成27年度壱岐市下水道事業会計予算までの9件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、及び議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）まで、並びに議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算まで38件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）及び議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号及び議案第32号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時22分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので御報告いたします。

予算特別委員長に8番、市山和幸議員、副委員長に10番、豊坂敏文議員に決定いたしましたので御報告いたします。

---

#### 日程第41. 請願第1号～日程第44. 要望第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第41、請願第1号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願から、日程第44、要望第1号離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望まで4件を議題とします。

ただいま上程しました請願第1号から要望第1号までの4件については、お手元に配付の請願等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託します。

---

#### 日程第45. 議案第42号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第45、議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、上程の議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について御説明申し上げます。

壱岐市子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。本日の提出でございます。

それでは、次の子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして御説明申し上げます。

まず、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画と一体的に策定するものであります。

本計画の内容ですが、計画期間を平成31年度末までの5年間として、本市の現状分析と、1、安心して子育てできる壱岐の島、2に、地域全体で支え、助け合う壱岐の島、3、ゆとりを持って心身ともに健やかに育つ壱岐の島を基本理念として、ゆとりと優しさで育む癒しの島、壱岐の将来像を掲げました。また、子ども・子育て支援サービスについて、平成25年度に実施した

ニーズ調査の結果によりニーズ量の見込みと確保提供数を具体的に数値化し、目標値として定めております。

さらに、次世代育成支援行動計画として、壱岐市次世代育成支援行動計画後期計画の計画期間が平成26年度で満了としたことを受け、実施状況や課題等について各事業の評価を実施したところであります。各事業を実施する担当部署との連携強化を図り、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援が行えるよう計画をいたしております。

最後に、子ども・子育て支援事業計画並びに次世代育成支援行動計画実行のための推進体制強化と行政、家庭、地域、社会、企業、職場、各種団体の役割及び国、県子育て支援関係者の連携と協働を掲げた内容となっております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第42号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定については、総務文教厚生常任委員会へ付託いたします。

---

#### 日程第46. 議案第43号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第46、議案第43号壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第43号壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本市の庁舎建設について住民投票により住民の意思を確認するため条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

第1条、目的であります。この条例は、本市の庁舎建設について住民の意思を確認することを目的とするとしております。

第2条、住民投票、前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について住民による投票、以下住民投票といいます、を行う。1号庁舎建設に賛成、2号庁舎建設に反対の二者択一方式と

して庁舎建設の可否のみ問うこととしております。第2項は、住民投票は住民の自由な意思が反映されるものでなければならないとしております。

第3条、住民投票の執行については、住民投票は市長が執行するものとするとし、第2項において、市長は地方自治法第180条の2の規定に基づき、住民投票の管理及び執行に関する事務を、壱岐市選挙管理委員会に委任することができるものと規定をいたしております。

第4条は、住民投票の期日について規定をしております。住民投票の期日は、この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において、市長が定めるものとするとし、第3項において、投票日を定めたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならないとしております。90日の根拠でございますが、投票資格者の要件を公職選挙法の登録資格に準じ、第5条において、引き続き3カ月以上、本市の住民基本台帳に記載されているものとすることから整合性を図り、90日といたしております。

第5条は、投票資格者について規定をいたしております。第1項第1号投票日において、年齢満20歳以上の日本国籍を有する者。第1項第2号前条第3項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本市の住民投票が作成された日から、引き続き3カ月以上、本市の住民基本台帳に記載されている者としております。全国的には未成年者も含めて実施されるケースもございますが、壱岐市の現行の電算選挙システムでは、公職選挙法対象の選挙にしか対応できない状況でございます。未成年者を対象とするには新たなシステム改修が必要であり、時間と経費がかかり、御承知のとおり限られたスケジュールでの住民投票となりますので、通常選挙と同様に満20歳以上とさせていただきます。

第6条は、投票資格者名簿の調整について規定をしております。

第7条は、投票の方式について規定をしております。住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とします。第2項住民投票をしようとする投票資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄にみずから丸の記号を記載しなければならないとしております。なお、代理投票、点字投票についても規定をいたしております。

第8条、投票所での投票について規定をいたしております。なお、期日前投票または不在者投票を行うこともできます。

第9条は、無効投票について規定をしております。

第10条は、情報の提供について、第11条は、投票の促進を規定しております。投票に当たっての判断材料となります庁舎建設に関する情報や投票を促進するため、ケーブルテレビの活用、チラシの配布、広報などを予定しております。

第12条は、投票運動について規定をしております。投票運動の期間は、投票日の前日までとします。

第13条は、投票及び開票について規定をしております。前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し、必要な事項については規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の規定により行われる本市の議会の議員または長の選挙の例によるものといたしております。

第14条は、投票結果の告示等について規定をいたしております。

また、第15条は、投票結果の取り扱いとし、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重することを明記しております。

第16条は、規則、委任条項でございます。

次に、附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。第2項、執行、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失うとしております。この条例は、今回の庁舎建設に関してのみ時限的な条例になります。一定の期間を経過時点で失効させるように考えております。その期間であります90日につきましては、他の自治体の住民投票の事例でほとんどが90日でありましたので、それを参考に設定をするものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 1点、お尋ねをいたします。

市長、さきの特別委員会の折において、投票総数のパーセントが60%という方向性を言われたと思っております。けども、この内容的なものに、それに限ってはこれに記載をされておられませんけども、たとえこれ60%を切った場合、極端にいいすと、30%、40%になった場合を想定したときに、投票総数の、要するに賛否の過半数、それで従われるものか、その内容的なものだけをお聞かせください。

○議長（町田 正一君） 田原議員に対する理事者側の答弁を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

私、さきの特別委員会におきまして、市民の方々が半数以上、ぜひ投票していただきたいと申し上げました。そういった中で6割という数字を出したところでございます。御存じのように、この住民投票は、その結果は法的拘束力を持つものではございません。しかしながら、この条例では、第15条に、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重すると、このように記載をいたしております。したがって、その投票率いかににかかわらず尊重するということはこの条例で明記されております。

そこで、私があえて6割をという数字を出したものは、そのときに、議事録に書いてありますからわかりますが、無条件で従うと、その結果に6割以上あれば無条件で従うと。拘束力はないんですけど、私はあえて6割の方が、住民の方が投票していただいたならば、それは、それはもう拘束力を持たせると。私はむしろ、私は自分を縛ったつもりでございます。したがって、ぜひ住民の皆様にはこの投票に御参加いただきまして、明確にこの庁舎要るのか要らないのかということをして、6割と申しましたけど、ぜひ過半数の方々に投票に来ていただきたいと願う次第であります。

○議長（町田 正一君） 田原議員、よろしいですか。

○議員（9番 田原 輝男君） 今、市長の答弁で過半数というラインが出てきました。けども、本当に重要な案件でございます。そして、私が考えるにいたしましても、過半数50%というラインでございますけども、要するに、その以下であっても住民投票の結果を尊重するということによろしいですかね。終わります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 本条例は、本来、住民投票条例というのは、住民のほうから発議をされ、制定されるのが通例であります。今回は、市長がみずから発議をし、住民の真意を問う、意思を問うという画期的なことであると考えます。それゆえに条例の制定においては、住民の意思が公平に表決できるようなシステムを構築するのは当然であります。

13条には、公職選挙法にのっとり住民投票を行う。そして、ここで規定により、申しわけございません。ここには規則の定めるところによりとあります。この規則とは何なのかということが私たちも知るべき点がございます。

そして、11条においては、市長、その他関係団体は、広報その他の手段により投票資格者の投票を促すことに努める。確かに投票率アップを目指した文言であろうとは思いますが、理事者側は手段として、今日まで庁舎の建設の必要性をケーブルテレビにおいて幾度となく説明をされております。住民側のこうした発信はどのような形で認められるのか。自由な運動も明記をされております。自由な運動とはどういう運動であるのかということも一つ、私は今回、焦点にされるべきであると考えております。

そして、かつ、今回、市長の市長部局のほうより発議がございます。全ての公務員は、憲法99条において憲法を尊重し、擁護する義務を、また、憲法15条においては、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するというような義務を負うというふうに明記をされております。

また、一般職の公務員に関するものではあるが、特別職での個別の定めで、これに準拠した規定がなされることが多いというような文言も入っております。ただし、ここの中で中立的な立場を保つため所定の政治的行為が禁止されておる。これは地方公務員法第36条に明記されてお

ます。

しかしながら、言論の自由、憲法が保障する、憲法21条、言論の自由、思想の自由を阻害するものではないというような最高裁の違憲判決も出ております。と申しますのは、選挙用のポスターを剥離するとか掲示する行為というのは、これは認められております。猿払判決で、最高裁の判例できちっと、この件に関しては認めております。いわゆる言論の自由、思想の自由は侵されないということは担保されております。

そうした中、私たちがまた、申しわけございません。公務員等による地位の利用というのは、地位を利用して投票を呼びかけるという行為は、これは明らかに違憲であります。国民投票においては、明らかに禁止をされております。今回の条例である住民投票においては、いかがなものかというふうに私は考えております。一応発議者である市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 音嶋議員の質問にお答えいたします。

先ほど規則についてお話がございました。当然、この規則と申しますのは条例の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。あともってお配りをいたしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問でございますけれども、まず、自由な投票とはどういうことか。まさに、私は自由な投票だと思っとるわけです。それに、私は自由とはこういうものであるということをお答えすることは持ちません。自由な投票だと。そして、第11条に、広報その他の手段によって投票資格者の投票を促すのに努める。当然だと思います。私は、公務員は投票率を上げてくださいと、それは地位を利用してというのが問題でございます。しかし、地位を利用するということではなくて、私は公務員として、住民投票条例が可決していただいたならば、住民投票にどうぞ、皆さん足をお運びくださいと。それは、公務員としての私は義務だとむしろ思っておりますので申し上げておきたいと思っております。

それと、るる判例等々を申されました。上位の法律を遵守する。当然のことでございます。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 法律との整合性、地方公務員法、その他の法令との整合性が、あともって総務部長のほうから見解を示すということでもありますので、それはそれで理解をしておきます。

それで、市長が申されました。私も全く同じ意見であります。自由な意思で多くの市民の皆さんが庁舎の建設の是非について公明正大に住民投票を行う。そうした開かれた投票活動が行われることが真の民主主義であると私も共通の理念であります。そうした土俵をつくって、この条例の制定の意義というのを真に生かすべきであるということを私は申し上げておるわけでありませ

から、私は何も変な、恣意的なことを申し上げておるわけではないんです。発議者である市長がみずからこうして発議して住民の真意を問いたいという、そのことを尊重する。ですから、いろんな公職選挙法の制約にのっとり、公務員、公職選挙法の中で堂々と公明正大にあってほしいと、投票行為がなされてほしい。そして、100%に近い住民の方の参加を促せるように広報はしているんです、その件は、投票活動は。ただ、ありきとか、そうした偏ったことは私はすべきでないと考えております。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この、住民投票条例は、公職選挙法に準用することがたくさんございます。しかし、その根拠は地方自治法でございますので、その辺は明確に違うんだということはぜひ御認識いただきたいと思っておりますし、偏ったことをするとか、そういうことは、もうまさに音嶋議員おっしゃるように、あってはならないことであります。ただ、私は、今まで4町の、4地区で説明会をいたしました。そのときのいろんな御質問ございました。そういったことについて、やはり市民の方々が御理解いただいてない。だから、いろいろ御質問があると。ですから、そういうことにつきましては、やはりこういうことですよという御説明はぜひやりたいと思っております。そして、その中で多くの住民の方々に御判断を賜りたいと思っておるわけであり、音嶋議員の考え方は、私と一致をいたしておると思っております。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 市長さん、私は住民を幸せにするためには、いつも言われます。議会と執行部は両輪の関係である。それはまさしくそうなんです。赤木議員が言われました。乗せるのは、箱は市民であるわけですから、もうそこは共通の認識なんで、しかし、考え方は全て一緒である、住民の皆さんは一緒であるとは限らないから公平な、土俵の上で大いに相撲をとれるような環境の住民投票の条例制定でよかったねと、そうしたものにしていきたいということをお痛切に願っております。

質疑は終わります。答弁は結構です。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑はありませんか。市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今回の庁舎建設の住民投票は、やはりこれだけの条例を私、必要と思っておりますが、第15条の中に、市長も議会は、住民の結果を尊重するということがございます。それで、私、これは庁舎建設は市民にとって百年の大計であります。そうしたことで、市長が今回、音嶋議員が言われるように市長が執行されておるわけですから、これは投票率を上げるために、やっぱりいろいろちまたで話があって、もう住民投票せんでええじゃないとか、わかっておることであろうとか、それから反対であるとか、いろいろ意見がありますけれども、やはりそうした方が投票に行かれるように、投票率を向上するために、壱岐ビジョン等と先ほど

言われましたように、市長がこの目的を住民によく理解できるように、そして伝えていただきたいなど。そして、そうした住民の投票率を向上して、それを検討するということが必要だと私、思っております。やはり20%、30%ではなかなか私たちも、何ですか、それを判断するのが難しいというような考え持っておりますので、少ないからどうこうというわけではございませんが、住民の意思をなるべく反映するようにお願いしたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、市山議員から御指摘がありました。やはりどうしても御理解をいただけてないと、なかなか足を運んでいただけないということでございます。ですから、やはりこれにつきましては、一生懸命御説明を申し上げて、少しでも多くの高い投票率をいただくように行政として頑張ります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑はありませんか。呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 住民投票の期日でございますが、第4条で、90日を経過するまでということでございます。これが可決した場合に、いつ予定をされるのか、お願いしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 呼子議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 3番、呼子議員の御質問にお答えします。

住民投票の期日でございますが、議決後、即日公布を考えておりまして、早期に実施したいと考えております。選挙管理委員会との調整、準備期間、広報等による周知を考慮した場合、投票期日は最短で4月26日になるのではと考えております。投票日を4月26日とした場合、告示は少なくとも投票日の7日前の4月19日となります。その翌日の20日から投票期日の前日の25日までが期日前投票及び不在者投票の期間となると考えております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） よろしいですか。

○議員（3番 呼子 好君） はい。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑はありませんか。赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） この住民投票ですが、今から10年前の平成17年に市議会の議員定数削減において住民投票がされている過去がありますが、そのときの投票場が44カ所で設定されていまして、投票率が約63%あったようです。今回の投票場の投票箇所の数は何件か教えていただきたいです。

○議長（町田 正一君） 赤木議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 赤木議員の投票所の数でございますが、投票所につきましては30カ所を予定しておりまして、期日前投票等につきましては、従来4カ所という形でやりたい

と思っております。

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） やはり14カ所投票所が減るということは、やはり前回は44カ所において大体63%という経緯からすると、今回30カ所に、14カ所も減ってしまうと、かなり投票率に影響をしてくるのではないかなと思われまますので、やはり予算の関係上もありまして投票所をふやしていただきたいというのは希望ではあります、それが無理なのであれば、やはり投票へ行く、投票に行ってもらう広報活動というのがすごく重要になると思われますので、その点はしっかり検討していただいて一人でも多くの方に、やはり市民の方は、一票一票が、市民の思いが政治にかかわる機会ですので必ず行っていただきたいとは思いますが、投票会場の減少というのは投票率に影響してくるのではないかなと思われまますので、その点はぜひ何らかの形で検討していただきたいと思われまます。

以上です。

○議長（町田 正一君） 総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 投票所の30カ所でございますが、従来、見直しを行いまして、現在30カ所で投票を行っておるところでございます、一般の選挙もこの30カ所で行っておりますので、そのようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） いいですか、赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） そうですね。市民からすると、確かに市長が6割っておっしゃったことに関してそれぞれの、今どきでいうとハードルっていうか、それぞれ6割が高いのか低いのかっていう、すごく疑問に思われる点があると思うんですね。その点において、やっぱり44カ所あった投票会場が30カ所に減って、14カ所も減ってしまうことが、これがやはり投票率に影響する可能性っていうのはあると思われまます。一般選挙も30カ所になって、過去市長選挙も市議会選挙も行われて、市長選なり市議会選挙は7割か8割の投票率があつてはありますが、やはり過去、前回、10年前の住民投票での44カ所においての63%という投票率は、今回やはり30カ所に減ることによってかなり減少されると思われまますので、その点は、市長が6割を判断基準とされたわけなんです、住民からするとやはり投票会場が少なくなったから投票率が下がったのではないかという思いもまた出てくると思われまますので、その辺は本当に、何度も言いますけれども、多くの方に投票に行ってくださいようにぜひ広報をしていただきたいなと思われまます。

以上です。

○議長（町田 正一君） 総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 投票所の数でございますけれども、もう投票所の数につきましては、

公職選挙法の中で有権者の数によりましてその数が決められております。そこで、以前見直しを行いまして30カ所に減らした、30カ所になったところでございます。そういうことから、今回、公職選挙法に準ずるといふ形でしてありますので、その30カ所は通常の選挙どおりしたいといふふうに考えております。広報については十分していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） ほか、赤木議員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

音嶋議員、もう既に、いやいや、ちょっと待って。討論があるわけ。反対討論があるわけですか。（発言する者あり）44号はないよ。43号が終わりです。反対、討論があるわけですか。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 討論です。まだ、総務部長から規則をどうするのか説明はないわけですね、具体的に。あともって説明するという状態で、今、採決していいのでしょうかね。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）内容が報告された後じゃないと、採決するのはおかしいんじゃないですか。

○議長（町田 正一君） ちょっと待って。それ、音嶋議員、それ、自分が質問した時間の中で質疑しとるわけやろ、それについては。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私は討論として申し上げてる。採決は時期尚早じゃないかと。内容をきちっと出した後、採決するのが本来の筋じゃないかと申し上げてる。

○議長（町田 正一君） 自分の質問について自分が納得して着席したわけでしょう。それについて、それがおかしいとか言うてから採決の延期を申し出るちゅうこと自体、おかしいと思うけども。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）いや、反対討論があるとやったら反対討論でいいですよ、それは。（「反対、議長」と呼ぶ者あり）いや、もう一回、ちょっと座って。もう一回、ちょっと

とやり直して。

○議員（４番 音嶋 正吾君） いや、こういう状態で採決していいのかと言ってるんです。

○議長（町田 正一君） 採決すべきですよ。

○議員（４番 音嶋 正吾君） なら、それでいい。

○議長（町田 正一君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第４３号壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定については、原案のとおり可決されました。

今、壱岐市住民投票条例が可決されたわけですが、議会議長として、ぜひ住民の方にも、賛否はそれぞれの自由意思でありますけれども、ぜひ投票についてはぜひ御参加していただいて、さっき赤木議員が言われたように、少しでも住民が壱岐市政に関与するせっかくの機会なんで、ぜひ投票をお願いしたいと思います。

---

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、あした、３月１０日火曜日午前１０時から一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時03分散会

---

---

平成27年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第3日)

---

議事日程 (第3号)

平成27年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 15番 鶴瀬 和博 議員  
7番 今西 菊乃 議員  
2番 土谷 勇二 議員  
1番 赤木 貴尚 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第3号に同じ)

---

出席議員 (16名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 赤木 貴尚君  | 2番 土谷 勇二君  |
| 3番 呼子 好君   | 4番 音嶋 正吾君  |
| 5番 小金丸益明君  | 6番 深見 義輝君  |
| 7番 今西 菊乃君  | 8番 市山 和幸君  |
| 9番 田原 輝男君  | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中田 恭一君 | 12番 久間 進君  |
| 13番 市山 繁君  | 14番 牧永 護君  |
| 15番 鶴瀬 和博君 | 16番 町田 正一君 |
- 

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 吉井 弘二君  
事務局書記 若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。壱岐新報社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の取材の申し出があり、これを許可いたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（町田 正一君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、壱岐市議会基本条例により、反問権が行使された場合は、その答弁を含めて、その時間は議長裁量により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、15番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 鵜瀬 和博君） おはようございます。きょうからあしたまでの2日間、公立高校の入試日となっております。義務教育課程の中学校を卒業して、それぞれの夢に向かい、真剣に自分の目指す学校の扉を開くために、今頑張っていると思います。我々議員初め市長、理事者側も、やはり将来を見据えて、壱岐の宝である子供たちのために頑張らなくてはならないと私も改めて感じております。ぜひ受験生におかれましては、希望の高校に合格することを御祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして、壱岐市長に対し、15番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます

す。大きく1点、小さく5つの項目について、順次質問と提案をさせていただきたいと思います。

それでは、まち・ひと・しごと地方創生についてお尋ねをいたします。

市長は、施政方針の中で、第2次壱岐市総合計画策定については、国の地方創生にかかる地方版総合戦略策定との整合性を図る上からも、平成27年9月までに策定し、それまでは第1次総合計画を継承するとのことでありましたが、第1次当初実施期間の平成27年、今月の末までの総括及び評価については、昨年の市長が答弁されたとおり、この後できると思いますが、どのようにするのかお尋ねをいたします。

2点目、石破地方創生担当大臣も、地方創生が日本の創生と明言をされており、国は創生法においては、各自治体において、地域人口ビジョン、5カ年の地方版総合戦略の策定が求められており、総合戦略策定については、実現すべき数値目標をつけた基本目標と、目標達成のため施策を記載した基本的方向で構成され、具体的施策については重要業績指標を設定するようになっております。

まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則として、1つ目は、これまでの一過性の対処療法的にとどまらず、総合的な問題に対処し、地方自治体、民間事業者の個人等の自立につながる自立性、2つ目は、地方が自主的かつ主体的に夢をもって前向きに取り組むことを支援施策に重点を置く将来性、3つ目が、各地域は客観的データに基づき、実情分析や将来予測を行い、総合戦略を策定、推進する地方性、4つ目は、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるために支援施策を直接的に行う直接性、3つ目がPDC Aサイクルのもと短期、中長期的な具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証、改善を行う結果重視となっております。

壱岐においても、私は地域の創生なくして壱岐の創生なしと考えます。これまでのように上意下達方式ではなく、国が示しているように壱岐市における数値目標設定については、地域の実情も踏まえ、地域の数値の積み上げが壱岐市の指標と考えます。そのためには地域振興策については、それぞれの置かれている環境や状況が異なるので、地域個々に策定すべきと考えます。国は策定に当たっては、さまざまな年齢層の住民や産学金労言等の意見を十分聞き、策定するようになっています。

そこで今は廃止になった地域審議会のような組織を早急に立ち上げ、計画策定が半年先でありますので、住民参加型の計画策定をすべきと考えております。現在、市におかれましては、住民自治基本条例制定に向け、審議をされておりますが、市民の協働・自立を推進する上でも一緒に策定することが自己決定、自己責任の原則に従い、指標達成に向け、官民一体となって行動することが、これからの厳しい自治体間競争に勝ち残るための施策と考えます。市長の考えをお聞かせください。

3番目、今回策定に当たっては、私が過去何度となく指摘、提案をしてきたPDC Aサイクル

を継続的に行うこととされております。

ここでPDCAサイクルとは、サイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたものです。まず、PDCAのP、これは「Plan」です。従来の実績や将来の予測などをもとにして業績計画を策定すること、2番目、「Do」、これは実施・実行、計画に沿って業務を行うこと、C、「Check」、これは点検・評価、業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認すること、4、「Action」、処置・改善、実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をすることになっております。ISO9001、ISO14001など企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた環境に関する国際的な基準企画をとるためのサイクルでもあります。

現在、本市の政策評価は、次年度の10月後半ごろ提出をされるようになっております。私が考える、本来なら事業が完了ごとに終わり、遅くとも6月までには前年分の政策評価は完了すべきと考えますが、市長の考えはどうかお尋ねをいたします。

また、現在の政策評価は、市の職員による、身内による評価となっております。要綱では、現状の評価に加えまして、壱岐市行政改革推進委員会に付し、第三者の立場から評価を行うとなっておりますが、実施できているのかお尋ねをいたします。

各年度の決算認定も含め、議会や民間による第三者評価を行うことにすれば、各事業の評価、課題が多面的にわかり、次年度の予算に反映できると考えておりますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

4番目に、策定に当たり、国の支援として、地域経済分析システム等の情報面の支援、また地方創生、人材支援制度、地方コンシェルジュ制度など人的支援、さらには税財政制度等による支援もあるようなので、国の支援については最大限活用し、策定すべきと考えておりますが、市長の考えをお聞かせください。

5番目が、人口減少対策については、現在、市長の附属機関である人口減少対策会議にて審議をされております。離島にとって人口減少が一番の痛手だと考えております。対策としては、子供を産み、ふやすこと、島外への流出を防ぎ、島外から来てもらうことではないかと考えます。そこで5点ほど御提案をさせていただきます。

人口減少については、行政だけの努力だけでは限界があるので、民間の力を借りることも重要と考えます。青森県弘前市のように、IUターン者の雇用や移住、交流情報を積極的に発信したり、市の移住プロモーションなどに一緒に取り組むなどの移住応援企業を認定し、認定された企業は消防協力事業所のように表彰したり、ステッカーを配布したり、ホームページに掲載したり、また入札の際の加点にしたりしてはどうかと考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2番目が、小学校の統廃合については、小学校は地域振興の核としての役割が大きいなど、当面は統合しないとなっております。先ほどから言いますように、地域の振興なくして壱岐の振興なしということをおっしゃっていますが、住宅マスタープランが平成23年3月に策定をしております。これまで一般質問でも、若い家族のために生まれ育った島内周辺へ戸建ての公営住宅をつくり、将来的には譲渡するようにはどうかと考えます。そうすれば、内需拡大として、大工さんや工務店などもうるおい、また必然的に地域に子供や人がふえ、福祉介護も地域で支えるコンパクトタウンとして地域振興につながると考えますが、いかがでしょうか。

3点目、今後さらに国県からの権限移譲はふえ、住民ニーズが多様化し、職員の仕事量もふえると考えます。そこで、将来的に公営住宅管理を含め、土地・建物など財産、空き家バンクなど指定管理者制度を導入し、民間でできるものは民間に委託し、本来の地域産業振興の企画立案などに人員をふやし、力を注ぐべきと考えます。今後、行政改革推進委員会でも、民間委託などについても協議すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

4点目、今後さらに高齢化になり、公民館による市道管理も大変厳しくなっております。年間の維持管理、補修も含め、1年を通して民間に委託すれば、新たな雇用創出が期待できるかと思っておりますが、市長の考えをお聞かせください。

以上、質問項目は多岐にわたっておりますので、順次答弁をお願いしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 15番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えをいたします。

質問が4点、提案が4点ということで8点でございますので、少し答弁が長くなりますけど、お願いいたしたいと思っております。

まず第1点目の、施政方針の中での1次計画と2次計画の関連でございます。第1次壱岐市総合計画につきましては、合併後、間もない平成17年3月に合併協議会が策定した新市建設計画の内容を踏襲し、平成17年度を初年度として平成26年度を目標年度とする10年間の計画として策定をいたしております。その後、5年目の平成21年度に見直しを行い、平成22年度から平成26年度の後期5カ年計画を策定し、現在に至っているところであります。第2次総合計画については、地方版総合戦略との整合性を図ることとしたところでございますけれども、第1次当初、実施期間の平成27年3月末までの総括及び評価はできると考えるがどのようにするのかということでございます。

平成21年度の後期5カ年計画の策定時において、77の項目について、26年度末の数値目標を設定しておりましたので、議員御指摘のように、その実績を積み上げて、早い段階で総括及び評価を行い、次期総合計画並びに地方版総合戦略に反映をさせてまいりたいと考えております。

また、その総括評価の結果につきましては、今後の計画策定段階において、報告の機会を設けさせていただきたいと考えております。

2点目の、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定につきましては、国において、人口減少克服、地方創生のため、まち・ひと・しごと創生法が制定され、人口の現状と将来の姿を示した長期人口ビジョンと人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示す総合戦略が閣議決定されております。この創生法には、都道府県及び市町村ともに地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することが求められております。

壱岐市におきましても、国と連動し、地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定していくこととしておりますけれども、策定に当たっては、議員お尋ねのとおり、さまざまな年齢層の住民を初め、産学金労等の関係者の意見を広く聞くことや、基本目標の設定や具体的な施策の重要業績評価指標、KPIでございますけれども、このKPIを設定する必要がございます。

また、数値的目標設定は、議員が「地域の創生なくして壱岐の創生なし」と申されましたとおり、地域の実情、壱岐市の状況を深く考慮し、達成可能な壱岐市独自の目標値を設定していきたいと考えております。現在、地方版総合戦略策定に当たりましては、壱岐市人口減少対策会議をこれまで2回開催しておりますが、現在、テーマを少子化、仕事、定住・移住の3本柱で御意見をいただきながら、討議を進めているところであります。今後の進め方といたしまして、この壱岐市人口減少対策会議を核として、広く住民及び産学金労等々の御意見をいただく場を設けて、計画段階から住民の参画をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

また、地域振興策について、個々に策定すべき地域審議会のような組織を早急に立ち上げて計画を策定すべきということでございますけれども、地方版総合戦略は市全体の戦略として取りまとめるものでございますので、市内地域の実情は十分考慮することは当然でございますけれども、個々の地域振興策につきましては、個別計画ではなくて全体の中に溶け込ませていくことになると考えております。

また組織については、地域審議会という形ではなく、先ほど申し上げましたように、産学金労等といった広い関係者の御意見を聞きながら、あわせてパブリックコメントも実施してまいりたいと考えております。そして、地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要でありますので、策定段階や効果検証の段階において、十分な報告を行い、御審議いただきたいと考えております。

3つ目の壱岐市の政策評価の実施についてでございます。根拠となる本市の例規として、壱岐市政評価に関する要綱がございまして、その中で評価の方法として、毎年度定める実施要領に基づき評価を実施しております。平成26年度の実施要領の中で実施計画を定め、その実施計画に基づいて評価を行うことになっておりますが、その実施計画では本年度の事務事業1次評価を

6月に、2次評価をおおむね7月に、その後、市長へ報告・協議、9月に外部評価・結果公表、それから新年度予算への反映というスケジュールになっているところでございます。

また、外部評価につきましては、評価の客観性を担保するため、壱岐市行政改革推進委員会に付し、第三者の立場から評価を行うこととされております。例年、350から400の事務事業について政策評価を実施してきておりますけれども、議員御指摘のように政策評価の実施時期のおくれから、外部評価につきましては未実施でございます。次の27年度の政策評価につきましては、実施要領並びに実施計画に基づいた実施を確実にを行うとともに、必要に応じて政策評価の実施方法の見直しも行い、御指摘のように、事業が完了すれば、その時点で事後評価を実施する、また事務事業の評価体制についても見直すなど、事務の改善も図ってまいりたいと考えております。

また、外部評価につきましては、長年御指摘をいただいていたところでもございまして、未実施の点、おわびを申し上げます。今回の地方版総合戦略は、PDCAサイクルを確立することが必須の条件となっております。具体的には、効果的な総合戦略を策定し、着実に実行していくとともに、基本目標や重要業績評価指標の数値目標をもとに、実施した施策、事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のプロセスを実行していくようになっております。

また、総合戦略の効果検証に際しましては、その妥当性、客観性を担保するため、外部有識者を含む組織による検証をするようになっておりますので、次回の政策評価から外部評価の実施について、担当課に強く指示をしたところでございます。

4点目の地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定について、国の支援策として、地域経済分析システムなど情報面の支援、地方創生人材制度、地方コンシェルジュ制度など、人的支援、さらには税財政等による支援を最大限活用すべきということでもございますが、横文字ばかり並んでおりますけど、「コンシェルジュ」というのは、今回は相談員ということで理解をお願いしたいと思っております。

これらの策定に当たっては、国は地方が自立につながるようみずからが考え、責任を持って戦略を推進できるように、地方人口ビジョンによる人口動向や、将来人口推計の分析のための地域経済分析システムの整備等、情報支援や経済対策を含めた地方創生関連の新型交付金の創設等の財政支援及び小規模市町村、これは5万人以下というところで定義されておりますけれども、職員を派遣する人材支援制度や、各省庁に相談窓口を設けるコンシェルジュ制度などの人的支援を切れ目なく展開するとされております。

まず、地方経済分析システムは、現在、経済産業省が開発中のシステムでもございまして、地域経済にかかわるさまざまなビッグデータ、企業間取引であったり人の流れ、人口動態等もございますけれども、これを収集し、わかりやすく可視化するものであります。産業マップや人口マッ

プ、観光マップ、自治体比較マップの4つを活用し、地方版総合戦略の立案、実行、検証に役立てるものであり、積極的に活用していきたいと考えております。

地方創生人材支援制度、地方創生コンシェルジュ制度など人的支援でございますが、政府において、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者及び民間人材を首長の補佐役として、日本版シティマネージャーを派遣し、地域に応じた処方箋づくりを支援する制度が構築されております。これは全国で100人規模でございますが、実は壱岐市も国家公務員の派遣に応募をしております。国家公務員の枠は25名ということで、非常に狭い、狭いといえますが、競争率が高いと思っておりますけれども、何とか壱岐市に国家公務員のシティマネージャーを配置していただければなと心待ちにしておるところであります。

また、地方創生コンシェルジュ、相談員につきましては、総合戦略等の策定を含め、地域の地方創生の取り組みを行うに当たり、国が相談窓口を設け、積極的に支援するための体制として、国の職員等による地方創生コンシェルジュが構築をされております。2月27日付で名簿が発表されました。これらにつきましても、積極的に活用していきたいと考えております。

また、税財政制度等による支援では、新型の交付金である地域住民生活等緊急支援交付金で、総合戦略における仕事づくりなどの事業を行うための、地方創生先行型交付金及び消費喚起を促すプレミアム付商品券の発行などの地域消費喚起、生活支援型交付金が国の26年度補正で措置をされておきまして、本市におきましても、このたび補正予算を計上させていただいております。これらの国の支援につきましては、御指摘のように最大限活用を図ってまいります。

次に、御提案でございますけれども、まず第1に、壱岐市では、まち・ひと・しごと創生に取り組むため、さきに述べましたように、県内に先駆けて人口減少対策会議を立ち上げ、地方創生に取り組むための地方版総合戦略策定に向けて、現在、御意見をいただいているところであります。本市における人口減少の要因は、転出者が転入者を大きく上回るという社会減が大きく左右しておきまして、そこをいかに抑えるかが課題となっております。そのためには、転入者をふやすといった、まさにU・Iターンの促進が重要であると考えます。

この人口減少対策につきましては、行政はもちろんのこと、民間も一緒になって全体で取り組んでいくのが今回の国の地方創生の目的であります。議員御提案のとおり、青森県弘前市など他の自治体の取り組み事例も参考にしながら、行政、民間全てが知恵を出し合って、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の御提案でございます。住宅マスタープラン、これにつきまして、戸建ての住宅が必要ではないかという御意見でございます。平成23年3月に策定しました住宅マスタープランは、少子高齢化の進行や単身世帯の増加等によるライフスタイルの多様化、災害時の被害を最小限に抑えるため、老朽木造住宅の耐震化を促進するなど、安全で快適な住みよい住環境を守り育て、

次世代に継承していくことで、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指すための市内全域の住宅政策の基本理念を定めたものでございます。

一方、平成25年3月に策定しました公営住宅等長寿命化計画では、平成25年6月議会で説明いたしましたように、従来の対症療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図っております。

ところで、議員御指摘のこの戸建て住宅の建設につきましては、私も建設する場合には、3階建てや4階建ての住宅をつくるのではなく、戸建ての住宅について検討を進めるべきだと考えております。ただし、将来の譲渡、払い下げを前提とした公営住宅の建設というのは、それを全面に押し出しますと、それは補助対策にならんということは議員御指摘のとおり、御存じのとおりでございます。しかしながら、そういったものを含めて、私はその戸建てというのは非常に個人の方々が大事にする、長寿命化を図られる、そして将来に希望がある、そういった意味で、ぜひ進めたいなと思っております。

次に、3番目の権限移譲についてでございますけれども、現在、国県からの権限移譲につきましては、平成26年4月1日現在、71項目480の事務について権限移譲を受けておまして、これらの移譲に伴う交付金は4,457万1,000円でございます。この権限移譲を受けた事務の中では、パスポート業務など日常的に事務の発生するものもあれば、年1回、もしくは数回あるかないかなどの事務もでございます。

議員お話しのように、今後も権限移譲される事務がふえることも予想されます。さらに住民ニーズも多様化しております。職員が抱える仕事量もふえることが予想されます。けれども、こうした状況の中で、民間でできるものは民間で、このことについては市といたしましてもこれまで施設の指定管理の指定、または今回の壱岐市立特別養護老人ホームの民間移譲、趣旨は若干異なりますけれども、壱岐市民病院については、本年4月からの長崎県病院企業団の加入などに取り組んできたところであります。

しかしながら、特に本市を初めとする離島部にあつては業務を受ける業者が限られることや、地理的条件などもございまして、難しい状況にあります。他の自治体にあつては、議員御指摘の公営住宅の管理については、指定管理者の指定により対応している事例や、窓口業務等についても民間委託を行っている例もあります。当然、民間委託を行う定義は、市民サービスの向上はもちろん、経費の節減、人員の削減などのメリットが考えられますが、その自治体で果たして本当に取り組むことができるのか、これらについては十分検討する必要がございます。

市といたしましては、その実現に向けて、まずは市内部で他の自治体の取り組みなどを改めて調査研究し、壱岐市にとって真に実現できるか等の分析を行っていきたいと考えております。

次に、最後でございますけれども、高齢化によりまして市道管理が難しくなっているということでございまして、維持補修を初めて1年間をとおして民間に委託すれば、新たな雇用創出も期待できるのではないかとということでございます。市道の認定道路延長は、1,334キロメートルでございます。この長さは、昨年12月会議でも田原議員の質問にお答えしましたけれども、博多駅から会津地方まで、福島県会津地方までの距離になります。このような長い距離になりますので維持管理には大変苦慮している次第であります。

現在、市民皆様の御理解と御協力によりまして、道路の除草作業等の維持管理をしていただいておりますので、道路として環境は保たれております。本年度は道路清掃等の補助金として、約1,370万円を地元自治公民館へ交付することといたしております。その延長は1,000キロを超えております。特に、道路の維持管理で作業が困難な高枝伐採等について、主要幹線道路や観光道路において、特に支障のある高枝については、市の農業機械銀行に作業を委託している現状でございます。

その他の道路につきましては、地元自治公民館の要望によりまして、市から業者に依頼をいたしまして、高所作業者とオペレーター及びチェーンソー等の作業員の支援を行い、その片づけ作業を地元公民館の皆様に対応していただいております。日ごろから地元自治公民館の皆様方には、道路管理につきまして、多大なる御理解と御協力を賜っておりますことに、改めまして衷心から感謝を申し上げます。

また、道路の小規模な工事や緊急を要する工事については、現場近くの業者へ依頼しておりますけれども、修繕の時期が待てる場所については、市内業者の受注機会を広げる必要があることから、数カ所まとめて入札に付している状況であります。この3月会議の施政方針で申し上げましたように、平成27年度に壱岐の地理的特性を生かしまして再生可能エネルギーを活用した低炭素の島づくりに向けて、事業化計画の策定や実現可能性調査に取り組むことを申し上げました。その中で、木質バイオマス発電についても検討すると申し上げたところであります。

その木質バイオマス発電の原料として、道路管理のために伐採した樹木が使えないか、資源量調査も含めて、実施したいと考えております。壱岐市内の国県道及び市道の延長は合計で1,440キロでございます。この道路本線の左右の両側の延長を単純に2倍しますと、2,800キロを超えるということでございます。この延長分に樹木や竹類が存在いたしますので、その量は膨大になると思っております。

森林管理の間伐材と違いまして、搬送量は少のうございますけれども、搬出には非常に効率的だと思っております。仮に将来、市道等の路線沿いの樹木が木質バイオマス発電に活用されることになれば、バイオマス発電施設の運営自体が資源として伐採をしていくことになるかと考えております。どれだけの資源量が存在するのかわかりま

せんけれども、市道本線の両脇のみの延長でも2,000キロを超えますので、年間の作業日数を200日とした場合、毎日1キロ伐採しても200キロでございます。また、2,000キロにするには10年間を要します。10年間あれば、樹木は再生を繰り返すことになりまして、この木質バイオマス発電の資源として活用できることになれば、発電所はもちろんのこと、年間を通して計画的に伐採する歳費が必要になりまして、雇用の創出が期待できると考えているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 大きく4項目、小さくさらに4項目、答弁ありがとうございます。市長の御答弁は前向きに御回答いただいたので、ぜひそれをこの場だけではなくて実現できるようにお願いしたいと思っております。

まず第1点目の、第1次壱岐市総合計画の総括及び評価については、市長の言われたとおり、早い段階で総括をしたいということで今明言されましたので、ぜひ27年の9月までの策定前までには、その総括がないと次の段階に進めないと思っておりますので、ぜひそれは実施していただきたいと思っております。

また、これまでの評価については、外部評価をしていなかったということで、一応これは要綱にはなっておりますけれども、2次評価が、庁内で組織する壱岐市政策評価推進本部において、2次評価まで今までしてきたということですが、その長は副市長ですね。その副部長といふかな、副会長が企画振興部長ということで、まさに総合的に所管をするところでありまして。とあわせて、委員として総務部長と財政課長がいらっしゃるようでございます。

先ほども言いましたとおり、これまでは身内による評価ですから、そう厳しくないと思うんですね。これからは特に財政が厳しいので、先ほど市長が言われたいろんなアイデアを募って、そこに生かしていくためには、やはり政策評価が必要でなかろうかと。特に今度のまち・ひと・しごと地方創生においては、国も必ずPDCAをなさいよと、確立することがまず言われておりますので、その事業が終わるごとにそういうのを一つずつしていって、なかなかすぐには、全国的にもまだこのPDCAサイクルは、民間はされてますけど、それ以外ではなかなか厳しいところがありますので、できるだけそういう習慣づけをしてくれば大分いいんじゃないかなと思います。結局、民間手法を取り入れて、行政もその民間感覚でやっていきなさいよということだろうと思います。

また、石破担当大臣も地方創生と言われたのは、再生ではないと、今までのやり方ではなくて、やっぱ地方独自にいろんな知恵を絞って、いろんなやり方で人を活用しながら、そこに人、そして仕事をして人口流出を、離島の場合ですね、人口流出を防いで、人口の減少をなるべく、ふや

されればいいんですけど維持をしていくために、それに対して国も頑張るところにはお金を出しますよと、はっきり言われてますので、ぜひそれは総力を挙げてしていただきたいと思います。

また、策定においては、市長は先ほど地域審議会のような分についてはされないということだったんですけど、私は地域審議会のメンバーでやれということじゃなくて、結局地域審議会は各旧4町にそれぞれあったわけですね。あのときは当て職でずっとしていたんですけども、それプラスに要は学校とか、学校というのは大学ですね、大学とか、あと銀行ですね、あとそしてメディアも含めて、やっぱりそれぞれのオール壱岐でぜひこの企画を策定していただきたい、市長の答弁の中では住民参加型のぜひ計画を策定したいということでしたので、それぞれの地域のやはり実情を十分、客観的データや実績分析とか将来予測とか、先ほど言いましたのは地域経済分析システムですね、国がする。そのデータもありますんで、そういったのをもとに、地方創生人材支援制度を活用して、ぜひ壱岐オリジナルの計画を策定していただきたいと思います。

また、人口減少の一つとして、先ほど提案をしておりました弘前市の移住応援企業あたりの認定については、今後どのようにお考えかお尋ねいたします。

また、公営住宅については、市長もぜひ戸別の戸建ての建物を将来的に建てていきたいということなんです。

また、民間委託については、今後、壱岐も限られた事業者の中でするので、全てにおいて民間委託はできないけども、できる範囲からしていきたいということですので、ぜひそれについても御検討をいただきたいというふうに思います。特に、先ほども言いましたとおり、権限移譲がふえて住民ニーズが多様化して、かなり職員も大変だろうと思います。一人でも、いつも部長たちも人手がおらんけんというふうに言われますけども、そういった部分を限られた人材でするのであれば、そういった民間でできるものは、やはり民間に出して、その余剰人員を集めて英知を結集して、先ほどの産学金労言で住民参加型の計画を策定していただくようお願いをしておきます。

雇用については、木質バイオマスの活用について、今研究中であるんで、将来的にこの研究が進んで見通しができれば、新たな雇用としてぜひ創出したいということですので。なかなか新たな雇用をつくるというのは、今の民間の壱岐の状況ではかなり厳しいのではなかろうかと思えます。だから、そうした部分で先ほどの民間移譲も含めた中で、やっぱり行政がそういった方法があるんじゃないかということ、その中で民間の知恵を借りながら、いろんな方向で計画をしていくということも大事だと思います。

市長、先ほど言いました移住応援企業の認定について、どのようにされるのかお尋ねをいたします。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 追加質問についてお答えをいたします。

その前に、私も石破創生大臣と30分会話をさせていただいて、本当に石破大臣の思いというものを直にお聞きをいたしまして、まさに地方創生というのが今いかに日本に大事なのかということが痛切に伝わってまいりました。そういった中で、地方創生は先日申し上げましたけども、離島創生が地方創生であり日本創生なんですよということを強く申し上げたところであります。そういった中で、やはり私たちも先ほどから申し上げますように、産学金労言等の幅広い御意見を聞きながらやっていくということでございます。

その中で、先ほど申されました地域審議会、私は地域審議会、前のような感覚で受け取ったものですからですけど、まあまさに鶴瀬議員がおっしゃるのは、地域も含めたところの意見を吸い上げなさいよという御提案であると思いますので、それについては十分に配慮していきたいと思っていますところでもあります。

それからここに弘前市のがございます。弘前市のU・Iターン者に対する加点というのにつきましても、U・Iターンを希望する子育て中の方に、受験者に一次試験で加点するといろいろあるわけでございますけど、そういったものについても、やはり研究をしなければいかんと思っておりますし、その中で、その前に弘前市は、実は創業・起業家、起業創業支援というのをつくっております。これについて、私は特に国会議員の先生方といつも話すんですけど、離島に何が必要なのかと。それは第1に今壱岐で言えば、もう航路運賃の低廉化が一番なんだと。2番目は、やはり漁業の操業をやるために燃費の、いわゆる漁業燃油の低廉化、これが大事なんだと。3番目にはですね、3番目に仕事なんだということなんです。そういった中で、私は先ほどのU・Iターンももちろん大事ですが、やはり仕事をつくる、操業する、これがもう一番でないかと思っております。

そのときに国会議員の先生方から言われておりますのは、民間でやれるなら、いつのことでできるんだと。できない、それをやるのが俺たちの役目であるし、行政の役目だぞと。その中でひとつ、行政もリスクをとれと。やっぱりリスクをとらないと、離島で起業はできないんだということで、国会議員の先生がおっしゃるには、何とかその創業者について、5年間その赤字について、半分は国が見ると。市もそのくらいの覚悟がなければ、人は雇えんぞという雇用の場はできんぞという御意見いただいております。その法律がいつできるかわかりませんが、もしそういう法律ができますならば、私はそれについて、ぜひ市議会とも御相談をしながら、そういった雇用の場をつくっていく、これはひとつやっぱりリスクでございますけれども、市としての、島としての意味、覚悟が要ると思っているわけでございますので、ぜひそういった中でいろんな、この弘前市の例もそうでございますけれども、研究していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 計画策定については、地域の実情、情報も加味しながら住民参加型の計画を策定するということですので、ぜひいろんな情報を、情報を初め、知恵も集約して、その中で地域版の戦略策定をしていただきたいと思います。

一番大もとは、第2次壱岐市総合計画の下に、多分実践的な地域版の戦略策定計画があるんだろうと思いますので、先ほど言われました、達成できるような数字にするということでしたけども、本来ならば、それはプラスアルファの部分をつけて、その目標に合わせていけるようにしていった方がいいんじゃないかろうかと。

ただその最初の段階では、まず目標を達成して、次にその上を、目標を設定していくということも初めてのことから、ぜひそれについてはP D C Aを必ずして、国も言ってますし、市のほうではしてませんので、副市長、いいですかね、その辺、委員長としてぜひ、そして企画振興部長も。今後、多分早い段階で政策評価が出てくると思います、第1次の。それについて、一応じっくり見させていただいて、それでできてなければ、さらに指摘をしていきたいと思います。

最後に、市長が言われました「離島の振興なくして日本の振興なし」、これは当然だと思えます。私が言う、「地域の振興なくして壱岐の振興なし」と私は思いますけれども、市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 壱岐市そのものも小さな地域でございますけれども、さらにその中で特徴がある。それを十分考慮しなきゃいけないと思っています。そのためには、やはり戦略と戦術、これを明確に、やはり先ほど言われますように、明確にしていかないと、なかなかその実行制が高まらないと思っておりますので、今鵜瀬議員おっしゃるような、そのような方向で持っていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 先ほどの公営住宅の管理について、情報としてというか、一応マスタープランの中に、平成32年に市営住宅への指定管理者制度の導入というふうに、100%導入となっておりますので、5年後ですから、ちょうどこの戦略計画が5年ですよ。その中の指標の一つとしてもありますので、民間移譲についても十分行革推進委員会の中でも、今後活用しながらしていただきたいと思います。

そして、9月にはすばらしい壱岐版の戦略策定計画ができ上がってるのを楽しみにして、期待

をしてお待ちしておりますので、ぜひ全総力を挙げて、オール壱岐でその計画を策定するようなシステムをぜひ構築していただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

〔鶴瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩をいたします。

再開を、マイクのシステムチェックのために、11時5分とします。

午前10時49分休憩

午前11時05分再開

○議長（町田 正一君） 一般質問を続けます。

次に、7番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 今西 菊乃君） それでは、通告をいたしておりました2点について、大きく2点について、お尋ねをいたします。

まず1点目は、壱岐市の健康づくり対策についてであります。今年も2月半ばから所得の申告があっております。5月半ばを過ぎますと、集合税の納付書が市民の皆さんのところに参るわけです。どなたでも「税金が高い」と、こういうふうにおっしゃいます。何が高いのかと見てみれば、国民健康保険税なのですね、これが非常に高いわけです。

医療は、使えば医療費が高くなっていくのは当然のことではありますが、月々の家計の負担には大変大きなウェイトを占めるとなっております。しかし、医療保険の給付を見ますと、医療費は年々増加をいたしております。人口は減っているのに医療費はふえております。誰も好き好んで病気になる人はいないのですが、予防できるものは予防をして、なるべく病気にならないように努めなければならない、これも市民の義務だと思っております。

平均寿命、健康寿命を見ますと、平均寿命は、全国平均で男性が、昨年ですね、80.21年、女性は86.61年と大変長寿命社会となっております。その反面、健康寿命は、男性71.19年、女性74.21年となっております。その差は、男性が9年長ですね、女性が12年ちょっととなっております。「ピンピンコロリ」という言葉がございますが、「ピンピンコロリ」というのが理想なんです、現実には大変厳しいものがあります。

長崎県を見ますともっと低く、平均寿命が男性78.89年で全国で43位、ワースト5位となっております。女性は86.33年で全国26位です。健康寿命は、男性が69.19年、全国45位、ワースト3位です。女性は73.05年で全国39位となっております。そして壱岐市は、平均寿命が男性で77.30年で県下でワースト3位です。女性は84.95年で県下ワ

スト2位となっております。1位の長野県とは3年の違いがございます。

健康寿命は、昨年度の市のがわかっておりませんでしたので、平均自立期間というのが県で出されております。それを見ますと、男性が県下ワースト3位となっております。女性はまあまあよくて、6位ぐらいでございました。この調査の数字は、調査機関によって多少の差はあると思いますが、ほぼ余り変わりはないと思っております。

どうしてこのような状況になるのでしょうかと保健婦さんと話しておりますと、壱岐市は、平成24年の健康診断の結果、県下ワースト1が4項目もあるのですね。1番目がメタボリックシンドローム強く疑われる人、2番目がヘモグロビンA1c、これは糖尿病に関係あると思いますが、これが強く疑われる人、3番目が尿たんぱくが2プラス以上の人、そして4番目がガンマG T、肝機能疾患が強く疑われる人、これはアルコール性のもので、一度に飲む量の数値だそうでございます。しかし、これは4年間連続ワースト1でございます。多分、本年度こそ、25年度もそうなるだろう、ワースト1が5年続くんじゃないかというようなお話でございました。でもこれは、完璧に生活習慣病なんですね。人の口から中に、体内に入るもので起きてくる症状ですので予防ができます。予防に本腰を入れて取り組む必要があると思います。

今までもヘルスマイトさんや壱岐市健康づくり推進委員会の皆さんで、健診を受けようとか、運動をしよう、野菜をとりましょうという呼びかけが至るところで行われております。2月には保健所とともに多数の講演やシンポジウムが開催をされております。新年度の計画の中に自治会の福祉保健部の設置もなされるようになっておりましたが、今後どのような取り組みをなされるのかお尋ねをいたします。

次に、受動喫煙防止対策についてお尋ねをします。この議場の中にも愛煙者がいらっしゃいますので申しわけないと思うんですが、市としてももう少し取り組みが必要ではないかと思っておりますのでお尋ねをいたします。

御承知のように、たばこの煙は、微小粒子物質PM2.5であります。受動喫煙の害は、1981年に世界で初めて提唱され、医学界でも健康に対するリスクとして設定をされております。また受動喫煙と肺がんの関係に関する研究3報が発表され、受動喫煙による肺がんのリスクが25%上昇することもわかっております。急性心筋梗塞等の重篤な心疾患との関係も明確になっております。

ことしの1月31日に、「受動喫煙で早死にしないために」というタイトルで受動喫煙防止シンポジウムが開催されました。多くの参加者でございました。壱岐市も、公的な施設は禁煙となっております。しかし、人通りの多いところの出入り口近辺での喫煙には問題がございます。余り目に見えていなくてもガラスを通して煙が室内に入ってまいります。家庭で換気扇の下で吸っても煙はわずかしら吸収されないのですが、されないというのが実情でございます。また子供や

妊婦さんのいる自治公民館での喫煙も問題であって、市民への意識啓発がもっと必要であると思います。若い人は認識している人が多いのですが、高齢の方になると認識が低いように思います。高いたばこ税を払っているんだという、そういう認識は変えていただきたいと思います。それ以上の医療費が、高齢になるとともに必要になってまいります。受動喫煙防止対策をどのようにお考えであるかをお尋ねいたします。

○議長（町田 正一君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、今西菊乃議員の御質問にお答えをいたします。

第1番目に「健康づくり」という大きな項目につきまして、生活習慣病予防対策について、そして受動喫煙対策の推進についてという御質問でございます。

まず、生活習慣病予防対策についてでございますけれども、先ほどおっしゃいますように、やはり国保税というのは医療費の増高、これは重症化をして病院にかかる方が多いと当然のごとく医療費は上がるわけでございまして、国保税も上がっていくというそういう悪循環を招くわけです。そういった意味で、この生活習慣病予防対策というのは本当に大事だと認識をしておるところであります。

先ほどの健康寿命と平均寿命の差が10年程度あると。じゃあ、その10年程度はどういうことかといいますと、いわゆる自立ができない状況にあるということでございますから、この10年間の差というのは大変な医療費がかかっているということが容易に想像できるところであります。

ところで、国におきましては、国民の健康保持のために平成20年度から各医療保険者ごとの健診事業を実施することとなっております。壱岐市におきましても、40歳から74歳の国民健康保険の方を対象とした特定健診、特定保健指導を実施しております。

特定健診につきましては、初年度の平成20年度には26.9%でございましたけれども、平成25年度には48.9%と伸びてきております。あわせて特定保健指導実施率につきましても、平成25年度には54.6%となっております。しかし、受診者がふえる一方で、先ほど議員御指摘のように、特定健診結果につきましては、平成24年度において、メタボ該当者、ヘモグロビンA1c糖検査、ガンマGT、尿たんぱくの4項目がワースト1、県下最悪ということでございます。平成25年度の結果におきましては、尿たんぱくについては、この最低を脱却いたしまして7位となったところでございますけれども、3項目は連続1位でございまして、先ほど議員の御指摘によれば4年連続だということで、そこまで私も調べておりませんでしたけれども、悪い結果が続いている状況でございます。

そこで、平成24年度から重症化予防事業といたしまして、腎機能、糖、血圧の項目で数値を

絞り込んで個別にアプローチを実施して、受診勧奨や、必要に応じて医療機関と連携し、保健指導を実施をしているところであります。

さらに平成26年度からヘモグロビンA1cが6.2以上で治療していない人には、糖尿病予防のために頸部エコー検査、微量アルブミン検査を実施し、保健指導につなげております。また、尿中塩分検査によって前日の摂取塩分量を検査し、減塩指導も実施しております。

今年度においては、健診結果と医療情報であるレセプトが共有できる国保データベースのそのシステムの整備によりまして、健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の実施、評価を行うデータヘルス計画を策定をいたしました。

その計画の中で、壱岐市の医療費や健診結果、死亡状況等を分析した結果、虚血性心疾患や脳血管疾患での死亡がふえておりまして、腎不全も含めて高額な医療費が係っております。その原因と考えられるのは、糖尿病や高血圧などの生活習慣病であります。特定健診の結果では、ヘモグロビンA1c、腹囲、BMI、中性脂肪が高くなってきておりまして、問診結果からも、食事時間、間食の問題、運動不足、飲酒量が多いなど市民の摂取カロリーの過剰が考えられます。30代での先取り健診でも同様の結果が出ております。

このことから、まずは発症予防、生活習慣病の早期発見のために、特定健診、先取り健診を受けること、次に、その結果によって自分の体の状態を知り、結果に合わせて生活習慣改善につなげるための保健指導を充実させます。また、高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、重症化をいたしますために、被保険者をリスク別に分けて、ターゲットを絞った保健指導やポピュレーション・アプローチ、これも横文字ですけど、集団でのそのランクに合わせての集団での説明会ということがございます——を展開いたしまして、効果的に保健指導を実施するために医療機関と連携体制を確立し、重症化予防に取り組むことといたしております。

健康づくりを進める上で、何より健康に関する市民の皆様の意識を高めることが重要だと考えておりますので、健診受診や適正な生活習慣の必要性について市民啓発を実施し、まずは自分自身の健康、次に家族の健康づくり、そして、地域全体の健康づくりにつながるような取り組みを展開してまいります。

そのために、健康づくり推進員、23名の方でございますけれども——と連携し、イベント、運動会、ケーブルテレビ等の健康づくりの啓発やウォーキングの普及、またヘルスマイト、このヘルスマイトの方は170人いらっしゃいます。全員に簡易塩分測定器を配布し、家庭訪問、自治公民館でのみそ汁の塩分測定を実施することによる減塩対策、または各自治公民館に設置をお願いいたしております福祉保健部等を利用した健康づくりの出前講座等実施することで、地域全体での健康づくりへの意識づけに取り組むことといたしており、さまざまな団体等の協力を得て、市民協働で生活習慣改善に取り組みを推進し、社会環境づくりに取り組みを計画いたしております。

す。係りつけ医の先生と連携をとっての指導、それから戸別訪問、説明会等々、やはりそういったことを充実をするということが一番ではなかろうかと思っているところでもあります。

次に、受動喫煙対策の推進が必要だと思われる。どのように行われているかということでございます。

壱岐市の受動喫煙対策につきましては、平成22年度から23年度に調査をいたしました、その結果につきまして、まず国県の平均と比べて喫煙率が高いという状況でございます。次に、肺がんの死亡率も高いと。それから公共施設の分煙が不十分といった背景がございます。平成26年度の国体開催を機に、受動喫煙防止対策を実施する宿泊施設の増加と市民の受動喫煙防止対策の意識の向上を目的といたしまして、壱岐保健所を中心として、医師会、商工会、宿泊関係団体間と連携し、受動喫煙防止島プロジェクトが、平成24年度から本年度までの3年間、宿泊施設での実態調査、ロビー等共有スペースでの受動喫煙防止、禁煙ルームの設置等の戸別訪問、研修会・シンポジウム開催、ポスター・ステッカーの配布、ケーブルテレビを活用しての普及啓発等に取り組んだところでございます。

また、市独自の取り組みといたしまして、赤ちゃん・子供たちを受動喫煙から守ろうということで、母子手帳交付時や母子健診時にたばこの影響について説明し、保育所・幼稚園では保護者への受動喫煙防止のチラシを配布をしております。

その結果、受動喫煙に対する認知度、自治公民館での禁煙、宿泊施設のロビー等共有スペースでの全面禁煙等も受動喫煙防止対策にも徐々に進んでいる状況でございます。

しかしながら、研修会後のアンケートでの意見に、自治公民館での会議中の禁煙、宿泊施設のロビーでの禁煙、公共施設・スーパー等の入り口付近の灰皿の撤去等の声が上がっているのが現状でございます。

今後、受動喫煙防止をさらに推進するためには、市民の受動喫煙防止に対する意識をさらに向上させる取り組み、とりわけ、たばこを吸う人が吸わない人に配慮することが最も重要と考えております。関係機関と連携いたしまして、自治公民館での出前講座、さまざまな機会を通じて、講話による受動喫煙による悪影響を市民の皆様へ周知し、喫煙者への理解、マナーの向上に努めたいと考えております。

また、壱岐保健所と連携いたしまして、宿泊施設での継続した防止対策、長崎県禁煙宣言の店・事業への協力等、希望のある自治公民館へ配布しているステッカーの標語として、「きれいな空気でいきいき壱岐市 STOP!受動喫煙～広げよう!受動喫煙の輪～」を推進することといたしております。議員御存じのように、このステッカーを宿泊施設、そして希望される自治公民館に配布をいたしておるところであります。どうぞこれをよろしく願いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（7番 今西 菊乃君） るる説明をいただきましたが、まず一番最初の平均寿命、それから健康寿命、そういうものを伸ばしていくのにはどうするかということなんですが、非常にデータとして、壱岐市も悪いデータなんです。何とかこれに取り組まなければならないと思っておりますが、まずヘルスメイトさんとか一生懸命やってるんですよ。市の保健部に関する皆さんも一生懸命いろんなところで啓発運動をやっていらっしゃるんです。運動会とか新春マラソンあたりでも、ヘルスメイトさんがいつも行って、いつも啓発活動をやってるんですよ。一生懸命やってあるんですが、決して市民の耳の中に、右から入って左から抜けてって意識の中に残っていないというのが現状だと思うんですね。

まず、現状を市民に認識してもらうことが一番最初じゃないかと思うんです。このワーストですね、ワーストの部分の何とか取り除いていくこと、ワーストから脱することというのが一番、まずとりあえずやるべきことじゃないかと思はいます。この現状を口が酸っぱくなるほど言って、耳にタコができるほど聞かせて、目に焼きつくほど市民に見ていただくこと、まずこれが一番最初じゃないかと思うんですね。市民の皆さんの意識の中にこれがなければ、でも保健師さんたちも一生懸命やってあるんですよ。私も食生活改善委員と一緒に活動するんですが、一生懸命やってあるんですけど、なかなか受けとめていただけないというところがあるんですね。

広報とかチラシだけじゃなくて、ケーブルテレビとかでも頻繁に放映をしてもらって、「まだやりよる」、「またやりよる」と言われるくらいにやっぱりこの現状を言っていくのがまず先ではないかと思はいます。市民の皆様、この現状の把握をまずしていただくことだと思うんですね。でないと、みんな意識の中になんていんですよ。元気で健康だと皆さん思ってるんですよ。

しかし、このワーストは、すばらしいです。もう今まで本当に一生懸命やってきたのに、私も食改委ですので一生懸命やってきたのに、その成果はどこにあるんだろうとちょっと情けなくなるぐらいあるんですよ。だから、とりあえずやっぱり市民の意識の中にこの数字、ワーストの数字を認識してもらうこと、ここから始めないとなかなか難しいと思はいます。

いろんな取り組みをしてある自治体があるんですよ。一番、長野県が健康寿命1番なんですよ。平均寿命1番なんですよ。ここでは、やっぱり40年の経緯があります。そして、なかなかワーストのところのいろんな皆さん、取り組みをしてあるんですが、なかなか市民の皆様にかかっていただけてないというところがあります。

それで、非常にこの健康づくりというのは難しいんですが、ワースト、こんなにワーストがあるんですよということを、まずは市民の皆様にかかっていただく、そして全国で45番目ですよとか、県下でも下のほうなんですよとかいう、まずこの啓発運動から始めないと、皆さんの意識

の中に健康づくりというのがなかなか受け入れてもらえないと思うんですね。1年や2年でできることではないと思いますので、まず啓発運動をすると、ワーストがこんなにあるんですよということを、まず取り組んでいただきたいと思います。

そして、受動喫煙に関しましても、この前のシンポジウムでも、自治公民館で取り組んでもらいたいというのがございました。若い人は意外とわかって外で吸うんですが、高齢の方がどうしても、どうしてもですね、その場で吸ってしまうということがあるんですね。この受動喫煙に対して、どれだけの害があるかということが、まだまだ皆様の認識の中にはないのだと思います。

そして、一番言われているのが文化ホールの中ホールの入り口のところです。あそこに喫煙所があるんです。非常に玄関からすぐのところ、男性ばかり集まって会合をしておりますと、非常に女性として入り口付近で入りにくいなところもあるんですよ。それとか、芦辺のジェットフォイルのターミナル、あそこが余り離れてないんですね、入り口からですね。そういうところから、まず改革をしてほしいと。喫煙をするなどとは言いません、これは吸ってもいいですが、人通りの少ないところへ移していただきたいというのが願いでございます。できないことではないと思いますので、このことは早急に取り組んでいただきたいと思います。

受動喫煙防止に自治公民館講座とか市報での掲載、ケーブルテレビでの放映を望まれております。市民の皆様は、まだ知らないことが多いので、知らせる必要があると思うんですが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西菊乃議員の追加の質問でございますけれども、やはり私はこのデータとして、ワースト1と出ているということは、考えようによっては、市民の方々が健診に行かれた結果でございますから、そういった方は、むしろ自分の健康に注意をされて、やはり健診に行っているんじゃないかと思う次第であります。

ですから、このワースト1という数字が、もちろんワースト1というのは私もちょっと立場がないような感じでございますけれども、私はこの健診に行っているということは、自分の健康を考えてらっしゃる方が多いんじゃないかとむしろ思っているんです。

そしてなおかつ、普通、健診には、「俺はどうもないさ」という人は割とお行きにならない。不安に思っている方がお行きになる。そうした中で、私はこの数値が高い方については、個別的に今指導していますから改善をしていただきたいと思っている次第であります。

そこで、今、今西議員がまさにおっしゃられているのは、そういった方をふやさないためのことを住民の皆様へ啓発してくれということでございまして、それについては、まさに賛成でございます。ですから、現在、既にこういうふうなワースト1としての数値が高い方々の指導ももち

ろんでございますけど、予備軍と申しますか、あるいはなかなか悪いとわかつとつても健診にも行かないような方もいらっしゃるかもしれません。そういった方についても、やはり健診を促す、そして、さっきおっしゃるように、口から入るものがほとんどその原因のようでございますから、そういったことについても啓発して、このことについて、しっかりと今からそういった対策を練っていきたいと思っております。

次に、受動喫煙の件でございますけれども、今2カ所ほどおっしゃいました。余り話すと、雨に濡れて、雨の日にたばこが吸えないというようなこともあるかもしれませんですね。かといって、じゃあたばこを吸う方だけのためにそういった施設をつくるか、これももちろんできないわけでございます、考え方としましては、少し離れていただいて、つい立てみたいなのを立てるとか、そういった何か方法を考えたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 今西議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 健康づくりに関しては、やっぱり難しいです。時間がかかります。平均寿命日本一の長野県でも40年ですので、今すぐできることじゃないと思うんですね。だから、何もかもやろうとか、あれもこれもやろうとか思っても、一挙には無理なんです。

まず私が言いたいのは、この現状を市民の人に知っていただきたい、わかっていただきたい。決して誇りになるものじゃないんですね。やっぱり生活にゆとりがあるんだと思います、一つはですね。だから、自分の好きなものは食べられて、自分の欲しいだけ飲めるということが、一つはその結果かなと思っております。しかし、これは決して褒められることではございませんので、この数字も、せめて県下のこのワースト4、これだけは早急に改善をしていくように努力をしなければならぬと思っております。それで市のほうとしても、そういう啓発運動とかを、どういった形でやるかは相談をしながら、急遽取り組んでいただきたいと思っております。

受動喫煙に関しましては、たまたまこの今2カ所が目立ったものですから、その2カ所を申し上げます。ここ市議会の下にも喫煙所がございます。簡易で雨に濡れない程度、そこに長時間いるわけではありませぬので雨に濡れない程度の対策はできないものかと思っております。余り人通りの多くないところで、芦辺のジェットfoilもちょっとやっぱり場所的に、少しずつはありますけど場所がどうかと思いますし、ここの文化ホール、郷ノ浦の文化ホールもちょっとやっぱり動く濡れるんですね。あそこのところを、これ吸ってはいけないということじゃありませんので、吸わない人に迷惑がかからないようにということで前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさに今西議員の御指摘のとおりだと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 今西議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） きょうはやんわりお願いをいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、避難対策についてお尋ねをいたします。避難対策の施設についてお尋ねをいたします。

特に、台風時等の自主避難施設の点検整備が必要な箇所があるのではないかとお聞きがございました。そういう御意見を市民の方からいただいたんですね。高齢者のひとり暮らしが大変多くなりました。自主避難というものは高齢者が多くなされます。避難施設にテレビもなければラジオもないという状況の中で、災害の状況が把握できないということもございます。若い人たちがみたいにスマホとかタブレットとか、そういうものを使える人はいいんですが、長時間その施設で時間をしのがなければならない、それにはちょっと時間を持て余すという状況があります。

そして、告知放送の設備がその館内にないとか、放送があつていたら、ちょっと外に窓をあけて聞かなければならないという箇所もあるようでございます。台風のときは避難性がありますので、なかなかちょっと外に出てというのが高齢者になると無理かなとも思いますし、おまけに外の放送は重なり合ってよく聞こえないということもございました。とか、雨戸がないとか、強化ガラスを使用しているのでしょうかね、強風でも大丈夫、台風でも大丈夫ということなんでしょうけど、風では大丈夫でも、もし物が飛んできたりしたときにガラスが割れるのではないかと、そういう心配もあるようでございます。

そのようなところへの高齢者の避難は勧められないという御意見が市民の方からありました。このことのみならず、避難をするのに整備に不十分なところがあるのではないかと思っております。自治避難施設について、どれくらい整備がなされているのか、どれくらい把握して、今後どのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西議員の2番目の御質問、避難対策についてということでございます。避難施設、特に台風時の自主避難施設の点検整備をと。室内の告知放送設備、ラジオやテレビ、雨戸等々でございますけれども、近年は局地的に大雨や猛烈な台風が発生いたしまして、全国的に災害が多発しております。このような中で、災害への備えはますます重要でございます。

彦根市の指定避難所は68カ所、台風時の自主避難施設は10カ所ございます。避難所13カ所には合計31回線の災害時特設電話を設置しております。この電話は、大規模災害時に避難された方の通信手段を確保するものでございます。これは、自治公民館長会の折に、石田町筒城地

区公民館から避難所への電話設置の要望が出されたために、苓崎市とNTT福岡支店とで協議したところ、災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定を締結することによりまして、無償で設置をいただいたところでございます。

避難所への告知放送機の設置は、設置済みが59カ所、未設置9カ所となっております。台風時の自主避難施設は細かな対応ができるため、職員が常駐する施設の中から各町1施設ずつを主として開設しております。もちろん告知放送機、テレビの設備はございます。大規模災害時に告知機未設置の箇所に避難する場合、これは私たちの対応もまづかったし、皆様方にお知らせもしていないということもございました。実は、御家庭にある告知機でございますけれども、この持ち運びは可能でございまして、この内蔵されているFMラジオで緊急告知放送も聞くことができます。したがって、この告知機を持参と申しますか、設置をして対応したいと考えているところであります。

いずれにしても、避難施設の点検整備、これやはり定期的に行って、災害シーズンに万全を期して臨みたいと思います。市民の皆様におかれましては、このような災害、台風等、特に台風等は事前に情報がございますので、早目に備えていただきまして、防災・減災に努めていただきたいと思っている次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 今西議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 市も防災に関して、こういう避難所には目を向けてあると思うんですね。しかしまだまだ、どうしても市民の目から見ると足りない分というのがあるわけですね。だから、こうしてありますよということをちゃんとお伝えを、伝えてほしいと思います。

でもこれ、なかなか意識の問題であって、市民の意識の問題であって、どこまで覚えているかというのは問題なんです。避難施設に行けば絶対にいいんだと思う、特に高齢者が多くなって、ひとり暮らしが多いもんですから、あそこに台風時には避難をと言っても、なかなか行けない、わからないというところがあるもんですから、そういう設備の点検はもう一度再度なされて、市民が安全に安心して避難できるように努めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かございましたら。はい、一応市民が、こう災害が多いと、いつ台風が来るのか、いつ大雨になるのかがわかりません。そして、高齢社会になって避難するのもやっぱり大変な状況の人もいらっしゃるんですね。それはそれで避難の方法は考えてあると思うんですが、安心して避難をできる施設にしていきたいと要望いたしまして終わります。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

○議長（町田 正一君） 先ほど市民の方から電話がありまして、市長の発言ははっきりと聞き取

ってわかりやすいんですが、議員のほうの発言が非常に聞き取りにくいので、発言のときはマイクを近づけて明確に発言するようにお願いいたします。午後からの質問者は土谷議員と赤木議員なんで、そのように注意してください。

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午前11時46分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 土谷 勇二君） よろしくお願ひいたします。2番、土谷でございます。

質問に入ります前に、あす3月11日は東日本大震災より丸4年になります。この時期になりますと、テレビ・ラジオ・新聞などで復興のこと、また原子力災害のことが流れてきます。まだまだ復興はできていません。早期の復興と、被害に遭われた、亡くなられた皆さんに対しまして、改めて御冥福をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。大きく2点、その中でも一番最初に原子力防災について4点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、原子力防災について。政権与党である自民党の政策の中にも、原子力については、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安全性に寄与する重要なベースロード電源の位置づけのもと活用してまいります。いかなる事情よりも安全性を優先し、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原発の再稼働を進めますとありました。

いよいよ川内原子力発電所が、再稼働に向け、進んでおります。川内議会、鹿児島県議会でも可決され、夏には再稼働されると思います。高浜原子力発電所も3号機、4号機も安全審査の合格証に当たる審査証を決定したと2月13日の新聞に掲載されておりました。次は、玄海原子力発電所が同じような手順で安全審査が行われ、再稼働すると思います。その中で、前回質問をしたときに、市長は危険性がある以上、100万分の1でもある以上、再稼働は反対とお聞きしましたが、気持ちは変わってないのか、通告には書いてはいませんでしたが、お尋ねします。

本年度も長崎県原子力防災訓練が、1月24日8時から午後2時まで行われ、私もことしは訓練のほうに参加をしてまいりました。避難バスでの郷ノ浦経由、勝本「かざはや」まで行き、スクリーニング検査と問診があり、安定ヨウ素剤の説明を受けて終わりました。訓練の成果は行政

報告で行われたとおりだと思いますが、バスで避難する人、また自家用車で避難する人、身動きできないで自宅に残される人々などのことが想定されます。

そこで、お尋ねをいたします。市独自の避難道路を策定してあるのか、また車もなく、残された人をどう避難させるのか、お答えをお願いいたします。また、ほかの市では、逃げおくれた人のために避難所の体育館など一部気密性を高めるための整備をしてあるとお聞きしましたが、壱岐市はそういう計画はないのかお尋ねします。

次に、安定ヨウ素剤についてお尋ねします。壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）には安定ヨウ素剤の保管場所、また数量などが書いてなく、できれば安定ヨウ素剤の避難所が指定されているので、そこに置いては、住民に知らせるべきではないかと思います。避難訓練に行った人はヨウ素剤について説明があり、でも行ってない人たちのためにも、いつ飲むのか、何で飲むのかという思いがあると思いますので、その対応をどうするのかお聞かせください。

3点目は、学校の避難体制はどうなっているのか、デイサービス、福祉施設の避難体制はどうなっているのかお尋ねします。

原子力事故はいつ起こるかわかりません。もし学校に子供がいるとき事故が起こった場合、学校としての対応はどうなっているのか、先生方の対応マニュアルはあるのか、避難訓練などはないのか、教育長にお尋ねいたします。

また、デイサービス、福祉施設も同様に、自分で避難できない人はどうするのか、職員の皆さんに原子力事故に対するマニュアルはあるのかお尋ねいたします。

最後に、災害対策本部は、壱岐市勝本庁舎において指揮系統をとってありますが、那賀の消防本部ではできないのか、30キロ圏外であり設備が整った消防本部で対策本部はできないのか、ことしまでは工事があっていたからできなかったのか、お尋ねいたします。

以上、4点をお願いいたします。

○議長（町田 正一君） 土谷議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番、土谷勇二議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の前に、再稼働についてどう思っているのかということでございました。私は常々申し上げてまいりました。何万分の1でも可能性があるならば反対していくということを申し上げましたが、私は、壱岐は島でございませう。もう避難をするというのが、今国は30キロまでだということを言っておりますけれども、どういう事態が起こるかわかりませう。プルームとかいういわゆる放射性物質を含んだ空気中の塊も遠方まで到達するんだというようなことも言われております。

そういった中で、私は国が100%事故はないんだと言明されない限り、再稼働には反対して

いくということを明確に申し上げたいと思っております。

さて、原子力災害に係る避難道路の整備でございますけれども、先月の新聞紙面で鹿児島県の例が報道されておりました。鹿児島県は、新年度から川内原子力発電所の避難道路として、県道の整備を計画しているとのことでございます。壱岐においては、初山地区、石田地区が特に玄海原発の見える位置にありまして、避難路の必要性というのは非常に高いものだと思っております。

そのようなことから、特にその重要な避難道路となると想定をされます、指定をいたしておりますが従来から要望もしてまいりましたけれども、本市の県道渡良浦初瀬線の改良について、これは山本県議のお力添えも賜りました。今回、原子力災害における避難道としての役割を重視し、走行性向上と災害機能強化のための事業採択をいただきました。平成27年度から平成30年度まで、延長2.3キロメートル、事業費15億円での改良工事が決定をいたしております。

御質問の壱岐市独自の避難道路の計画についてでございますけれども、壱岐市防災計画（原子力災害対策編）では、住民の避難経路をお示ししております。その中で、計画上利用する主な道路は、国道、県道を予定をいたしております。

なお、この避難経路は最も安全、確実と見られるルートを記載しておりますけれども、必ずこの道を通って下さいというものではございません。したがって、状況によっては、違う経路で避難をされることも十分考えられるところであります。

申し上げるまでもなく、壱岐市は家屋が散在しておりまして、住居が散在をいたしております。特定の道路を避難道路と認定するには非常に困難があると考えております。長崎県におきましても、原発避難道路調査事業が新たに計画をされまして、県道の整備に向けた取り組みが始まったばかりであります。県内外の状況を見てもわかりますように、まだ原子力災害の避難道路としての市道整備費に対する国県の補助制度は用意されておられません。今後、このような国県の補助制度等も創設を要望していかなければならないと考えているところであります。

次に、避難所の体育館などの気密性を高めるための整備についてでございます。このことに対しましては、原子力災害対策事業補助金というのが国の補助制度がございますけれども、現在のところ、壱岐市は補助金交付要件に該当していません。この補助制度は、原子力災害発生時に避難指示が出ている地域で即時の避難が困難である場合に、安全に屋内退避を実施することを目的とした制度でございます。建物の気密性を高めて、放射性物資の建物内への侵入を防ぐための対策工事が想定をされております。補助金の交付要件は、EPZ、おおむね10キロ圏内の病院、要援護者施設及び屋内退避施設で気密性の高いコンクリート構造の建物となっております。

このようなことから、壱岐市におきましては、玄海原子力発電所から一定の距離を確保できていることもございます。まずは、初動避難を優先的に考えるところでございます。

2番目の安定ヨウ素剤についての件でございますけれども、現在、壱岐市では、丸剤が1,000個入りを39箱、3万9,000丸、それと粉末25グラム入りを6瓶で150グラムの安定ヨウ素剤を、壱岐市民病院に保管をしております。保管数量の根拠は、玄海原子力発電所から30キロ圏内の全人口をもとに算出をしております。

御参考でございますけれども、壱岐市の30キロ圏内の全人口は1万6,398人でございます。安定ヨウ素剤3万9,000丸、一度に1人で2丸飲むということでございますので、1万9,500人分があるということでございます。この安定ヨウ素剤も使用期限が3年ということでございますので、3年ごとに備蓄の分を更新していかなければいけないということになります。

また、3歳未満児について安定ヨウ素剤の粉末を投与するということになるわけでございますけれども、30キロ圏内の3歳未満の人口は432名でございます。しかしながら、150グラムでございますので、1人32.6ミリグラムの服用だそうございまして、ミリグラムにかえますと15万ミリグラム、150グラムとなるということで、4,600人分の安定ヨウ素剤があると。3歳未満児にあるということをお理解いただきたいと思います。

災害発生時の安定ヨウ素剤の服用指示は、国の原子力災害対策本部、または長崎県から発出されます。また、住民への配布、服用の指示は、原則として医師の関与のもとに行われることとなっております。

保管場所については、速やかに、緊急時に速やかに取り出し、配布ができるようにする必要がございます。新年度27年度に30キロ圏内の学校、幼稚園、保育所、公共施設等には長崎県から安定ヨウ素剤が配布される計画になっております。御指摘いただきましたように、安定ヨウ素剤の保管場所、数量等についての情報提供は、今年度始まりますので、配布がなされたならば関係の皆様にお知らせをいたします。

3点目の学校の避難体制、またはデイサービスなどの福祉施設の避難体制はということでございます。学校の避難体制については教育長に譲りたいと思いますが、その他の施設について申し上げます。

保育所の災害発生時の避難につきましては、連絡網、または保育所より保護者への連絡を行い、入所児を保護者へ引き渡すようにしております。原子力災害についても同様と考えており、保護者にもこのことを改めて周知をしております。

市内には、市の直営であります特養ホーム、デイサービスセンター、老人ホーム及びひまわりの家、社協が運営するデイサービスセンター、その他民間が運営する介護老人福祉施設、老健施設、障害者施設などがございます。いずれの施設も火災等における対策マニュアル等を有し、避難訓練を実施しておりますけれども、UPZ、いわゆる30キロ圏内の原子力災害に対する避難計画の作成には至っておりません。

以上のように、保育所、福祉施設ともに原子力防災の避難計画を作成していないという現状にございます。社会福祉施設の避難計画作成に向けては、今年度、26年度でございますけど、長崎県危機管理課から市内の老人福祉施設2カ所で説明が行われております。これらの施設からの避難につきましては、今後、県及び施設管理者と連携をいたしまして、早急に避難計画の作成に取り組んでまいります。

4点目の、現在、今まで災害対策本部は市役所勝本庁舎で行われているが、那賀の消防本部ではできないのかということでございます。本年度も長崎県原子力防災訓練を実施し、勝本庁舎2階会議室で災害対策本部を設置、運営訓練をいたしました。市議会議員皆様にも御参加いただいたところであります。

まず、通常 of 自然災害における災害対策本部は、市長が所在をする市役所郷ノ浦庁舎に設置することといたしております。しかしながら、原子力防災に限り、勝本庁舎に災害対策本部を設置しております。繰り返しますけれども、原子力防災に限り、勝本庁舎に災害対策本部を設置しておるところであります。

理由といたしましては、現実の有事を想定した場合に、災害発生元となる玄海原子力発電所から一番遠い位置にあるからでございます。現在の県及び市の防災計画書においては、御承知のとおり、原子力災害の場合の避難措置としては屋内退避、次に30キロ圏外への避難と、段階的な避難方法を想定しておりますことから、全島避難というのもあり得るわけでございます。そういった中で、災害対策本部の指揮機能を中断することなく継続できる北部の勝本庁舎を選定しているところであります。もし全島避難となった場合においても、対策本部は途中で移動するというわけにいかないわけございまして、最後まで指揮をとらなければなりません。途中で対策本部が避難するわけにはまいりませんので、最も遠い位置にある庁舎を対策本部としているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 2番、土谷議員の御質問の、学校の避難体制について、お答えをいたします。

壱岐市の学校では、これまで火災発生と地震を想定した避難訓練を、壱岐消防署の協力指導のもと、毎年定期的実施をしてきました。東日本大震災が発生したことを教訓に、各学校は防災マニュアルを見直し、地震及び津波を想定した避難訓練を取り入れた防災マニュアルを作成をし、地震・津波・火災に対する避難訓練をその後、定期的に続けてきたところでございます。

年3回を実施している学校の防災避難訓練は、主として1学期には不審者侵入対策の訓練、

2学期は、地震・津波対策、3学期は火災発生時の対策をしてきておりました。今回、議員御指摘の原子力防災につきましては、彦根市地域防災計画の原子力災害対策編をもとに、各学校では、原子力災害が発生した場合の対応として、防災安全管理マニュアルを平成24年度に整備しております。子供たちが学校にいるときを想定したマニュアルでございます。避難計画の作成と、このマニュアルのもとに、初期的な避難訓練の実施はしております。

と申しますのは、室内に入らせる、窓・ドアを閉める、指示があるまで外に出ない、マスクや帽子等を着用する、手洗いやうがいといった、まずはごく初期の予防をし、10分から15分程度の時間を次の指示があるまで待機するという形を、校長の指導のもと、教職員の適切な判断で迅速な誘導のもと、安全な形に確保することに努めております。

その次に来るのが、子供たちを一刻も早く安全に保護者のもとに返すという取り組みになります。これは、一定の避難地・避難場所になっております学校ですから、しばらくの隔離はできるものの、早い時期で保護者のほうに迎えにきてもらって確実にお引き渡しをする。その後は、地域、家族に帰っていただくの、彦根市が進めております原子力災害に対する訓練に対して、沈着冷静に行動をするようにと、この2点が現在、学校でのこの原子力災害に対する指導の様子でございます。

彦根市の訓練は、これまで4回ほど行われておりますが、御指摘のように土曜日に行われており、子供が学校にいないときの想定で、地域において家族の中でこの原子力災害に対する避難訓練を体験をしているところでございまして、この後、この原子力災害という目に見えない、体で感じることでできない大変厄介な災害でございます。自然災害のように、その被害を最小限に食いとめることができる努力のできる部分とは異なった、悩ましい、難しい点を踏まえながら、学校の中でも預かる児童生徒の生命の安全のために、今後の避難訓練等を地道に積み重ねていくことが最小限に食いとめることにつながると思い、各学校現場に指導していきたいと考えます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） まず最初に、気密性の整備は10キロ圏内ということでわかりました。その中でやっぱり県道も、おかげさまでやはり避難道路としてできるようになりました。でも主要市道ですね、やっぱり県道はちょっと逃げるときは、やっぱり主要道路の中央線とかその辺がちょっと避難道路としてももう少し見直しをしていただきたい。私はやっぱりもう狭いというとはみんなわかってあると思いますが、やっぱその中でできることから、中央線1本でも広くしたり、やっぱ逃げるときは集中して車が行きます。県道伝いで行くよりか中央線の市道を通って走るほうが多いと考えます。その中で1台でも事故したら、もうそれからそこで止まってしまうということもありますので、ある程度離合ができるような2車線部分ができるような体制をお

願いたいと思います。

2点目のヨウ素剤は、安定ヨウ素剤はわかりました。今年度より各学校、県のほうから置いていただくということで、やはりここにありますよう、避難所にありますよって市民病院から持ってくるじゃなくて、やっぱり避難所にあるから命令一本でみんながすぐ服用できるような、もうないに超したことはないんですけど、やっぱりそういう住民に知らせるべきだと思います。

3点目の学校とデイサービス、保育施設ですね、保育所あたりも一応30キロ圏内ではございますが、やはり、もしいざとなるとき保護者に来るのを待っていていいもんだろうか、それとも、やはり保護者が帰ってきて迎えにきて、それからという、もし避難が緊急を要する場合でも、ある程度のマニュアルをつくっていただいて、保護者同様に車で移動させる、先生ともども一緒に移動させるとか、そういう形がもうやはり、多分そういった難しい、保護者、もう本当、待っていていいのかどうか、そのところをもう少し指導できたらなと思います。

4点目の、今勝本庁舎で、せっかくあれだけの施設をつくって、消防本部でできないの、市長の話の聞いたらわかります。ただ、あれだけのやっぱみんな、災害時の集中、指揮系統はあれだけの設備ができた消防本部でするものと思ってましたので一応お伺いをしました。

今の点で何かありましたら。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の御質問、再質問にお答えしますが、ここで原子力災害でぜひ皆様に御理解いただきたいのは、例えば災害が、台風のように今来たとかいうようなことじゃなくて、原子力災害の場合は、この前、防災訓練、私、今時間を明確に覚えておりませんので、その明確な時間は申し上げませんが、30キロ圏内に到達するまでの時間というのが、かなり長くかかるんですね。ですから、そこで、さあ起こったぞ、さあ逃げろということにはならないということ、ぜひ市民の皆様も御理解いただきたいと思います。

今度の原子力訓練でも、発生をした、で、例えば30分後に内閣総理大臣がこう言うた。それから次に、何時間後にこういうことがあった。壱岐に到達するのは、いつごろであるという、恐らくそういった報道があるわけでございます。そういった時間的なものがあるということ、もちろん強風があったりして、その予想をできない状況もあるかもしれませんが、原子力災害の場合は、いわゆるセシウムであるとか、そういった放射線物質が壱岐に到達するまで時間がかかるということ、できれば御理解いただいて、決して慌てて逃げるとか、さあ起こったから母親が来るまで待てないとか、そういう状況にはないということ、ぜひ御理解いただきたいと思います。壱岐の場合は、もう30キロ、23キロ、24キロ、一番初山が近いわけですが、それまで来るには、やはりある程度の時間はあるということ、ぜひ御理解いた

だきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） 市長の言われることはわかります。今の時代にテロとか何とかで一気にしたときもあるということだけは頭に入れていただいて、できるだけ多くの犠牲を出さないようにお願いをしたいと思います。

最後に、さっきの言われました27年度予算で、原発道路調査事業という県の事業が、たしか一応予算の中で、多分500万円だったか、つくような予算が上がっていると思います。その中で、さっき言われた国道・県道の対応を検討する原子力災害により、安全に対応できる体制づくりを推進するとあります。それも整備の面はソフトとかハードとかですね。たしか、一応あれから、市の予算のホームページの中からちょっと出して調べましたが、壱岐市も調査の中に多分入ると思いますので、ぜひ県道・国道ですね、そしてハード面ができるんなら市道にも使えるような事業になればいいと思いますが、そのところも検討していただきたいと思います。一番いいとは、原子力災害がないのが一番いいとですけど。それでこの質問を終わります。

続きまして、もう1点は、観光振興についてといたしますか、提案ですね。ことしの正月も帰省客、観光客が少なかったように思います。どうしても、12月・1月・2月は観光シーズンオフで、海はしけるし運賃の問題も大きいです。そこで提案ですけど、12・1・2月観光シーズンオフシーズンのときに観光客が少ないなら、博多からのフェリー代をワンコイン、まあ極端な話ですけどワンコイン化、少ない時期にいかにお客様に来てもらうか、それと帰省客にいかにお客様に来てもらえるか、そういう提案をしたいと思います。そうじゃないと、今まで観光観光と言っても何も目玉がなく、やっぱりマスコミとか報道、ずっとアピールできるような大きいことを思い切ってやらないと、今からの時代、幾ら観光観光と言っても、なかなか来ていただけないのではないのでしょうか。九州郵船や対馬市との問題もありましようが、やはり国や県に訴えて、地方創生の流れに乗って、壱岐はこういう、やっぱり船賃がいつも高い高いだけで終わっちゃ、観光も何も無いと思うんですね。やはり目玉として、テレビとかそういったのが取り上げてくれるぐらいの提案をしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の2番目の観光振興についてという御質問でございます。議員おっしゃるように、航路運賃、これはもうとにかく離島にとって一番悩ましい問題だと思っております。過去に佐渡ですね、佐渡市がフェリーの大幅な補助事業、自分たちが出して安くしたんです。3カ月だったと思いますけれども、もうそれ以上続かんのですね。財政が続かない。そ

れでも話題になりました。佐渡はもうこんなにフェリー賃を安くするんだということで話題になりました。しかし、これはやはり継続性がなけりゃ、私は一過性のものでは何にもならないと思っているわけです。

そして、このやはり運賃の低廉化というのは、やっぱ国の制度でもっていってもらわないとどうしようもないなと。交通政策基本法もできました。国民等しく移動する権利があるんだと言いながら、私がいつも言うておりますJRよりも2倍も高い航路運賃でございます。そういった中で、その法律の整合性はどうなんだということも申し上げてまいりました。

また一方で、観光客にどうして安くするんだと、島民が第一じゃないか、そういう御意見もあるわけです。ですから、私はこれは制度として普遍的なものをつくっていただいて、その中でさらにこの今土谷議員おっしゃるようなシーズンオフには、さらにプラスするんだということをぜひ、これは考え方については私も大賛成でございます。シーズンオフには特典をやるとか思いますけれども、今の段階で、かなり低廉化を図るということは非常に厳しいと思っております。

そういった中で、今生活航路として安定的な運営による運航ができなくなる。例えば九州郵船などに負担をかけることになり、なかなか難しいということもあります。現在、観光客への航路運賃の補助につきましては、修学旅行や外国人観光客、いわゆるインバウンド対策といたしまして、旅行代金への補助という形で適用しているものなどがございます。そのほか、観光連盟が主体となって実施しております「一支国国民証制度」というのがございまして、会員の方々に対しまして船賃の10%を割引しているという制度がございます。

そのような中、今回、第2次観光振興計画を策定するに当たりまして、市内観光業者や市民等に対して実施いたしましたアンケートの結果におきましても、運賃の低廉化を望む声が多く寄せられておりますことから、壱岐市観光振興計画の基本施策、交通基盤の充実の中にもオフ期での観光客用の割引運賃の設定検討という事業の展開イメージを掲げているところでございます。

今後、航路運賃の低廉化につきましては、私が先ほど申し上げました、また常々申し上げておりますJR並みの運賃の実現に向けた、これについては議員御存じのように国境離島新法、この国境離島新法の制定、もちろん壱岐がそれに入らないかんわけですけれども、それも含めたところでのこの国境離島新法の成立を願うばかりであります。

そしてまた、先ほど議員御指摘の地方創生による総合戦略へどのように盛り込むか、このことにつきましても関係機関と協議、そしてまた議会とも御相談しながら、地方創生、まち・ひと・しごとの総合戦略の中にぜひ盛り込んでいきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） ワンコイン化ですね。僕は、もうこれはやはり今まで運賃の低廉

化をずっと言ってきたても、なかなかできない。もうこれから先も、やっぱり国境離島がいつになるのか。だから3カ月だけでも一回やってですよ、ブリ祭りとか、新春マラソンでも島外から割と、ブリ祭りなんかは本当、少なかったですもんね。だから、やっぱり思い切った、今度は攻めの体制で壱岐市も観光をやっていかないと、その中でやっぱり壱岐が元気づくようなことをしないと、今までの守り守りじゃいかんと思うんですね。だから、やはり難しい面もあると思いますが、どうかして攻めてやるべきではないかと思います。

また、島外からやっぱり故郷に、介護とかいろいろやっぱり長男であって向こうにおるから帰ってきたりしたい人もおられます。やっぱり冬場、帰省客の時期にでもいいから、ワンコインで帰って面倒見ようとか、そういう人たちが、やはりまた帰ってきて定住にもつながるとやないかなという、そういう気がしてます。

市長、せめて思い切って、そういう計画を立ててはどうでしょうか。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の切実な思いが、もうひしひしと伝わってまいります。国境離島新法も、今年度の通常国会に提出予定だと聞いております。議員立法で出されますから、提出をされれば成立すると思っているわけでございますけれども、昨今の情勢がまた国際情勢が変わってまいりました。そういった中で、非常に提出時期が微妙だと考えております。この国境離島新法につきましては、JR並み運賃の実現、これが一番でございます。申し上げましたように、2番目は漁船燃油の低廉化。燃油は下げる。3番目に雇用の場の創出という、この3つでございますから、何としてもこの国境離島新法の成立を願っておりますし、そういう壱岐でも近々総決起大会が計画されておるようでございます。そういった中で、やはりこれは政治的に何としても運動を重ねていきたいと思っている次第であります。それで、もうしばらくこのことについては御猶予いただきたいと思っております。

また、その間、その1、2、じゃあ島外の方だけなのかという制度設計も、例えばビジネスでお見えになってる方と、観光客、あるいは帰省客、見分け方も難しゅうございますし、ただ向こうから来たとなら誰でもいいのかということにはならんと思っておりますし、そういった制度設計、そしてまたどのくらいの費用が要るのか。費用対効果、島内の人が壱岐住民の方がどう考えてらっしゃるのか、その辺の把握も行っておりませんので、やはりこれらの実施については、少しやっぱり慎重にならざるを得ないと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） やはり壱岐に来ていただかないと島も何も潤わないと思う。もう

それはみんな思っていることだと思います。できれば検討していただいて、12・1・2でいいとです。できれば検討していただいて、壱岐の観光がすごいなというようなPRになるようなこともしていただきたいと思います。

これで終わります。どうもありがとうございました。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

.....

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時55分とします。

午後1時44分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） 本日の一般質問の最後になりました。どうぞよろしく願いいたします。

東日本大震災から、あす3月11日で4年目を迎え、犠牲になられた方々と、残された御遺族の皆様には深く哀悼の意を申し上げます。

さて、壱岐の島では、今週末の3月13日に壱岐文化ホールで行われる日本を代表するアーティスト、ビーズのコンサートが行われるということで、壱岐市民の有志が集まって、壱岐の島でできるおもてなしを考え、多くの方々がボランティアで対応する計画があるそうです。壱岐の島にコンサートを見に来られる方と、そして、見られないけども来られる方、約600人以上の方に対して壱岐を気持ちよく楽しんでもらえるように計画を形にされているそうです。この計画には、壱岐振興局、そして壱岐市も御後援していただき、壱岐市民の参画によるおもてなしができることと思われまふ。このことは、執行部の方々も、それぞれの立場でできる限りのおもてなしを心がけていただければ、今後の壱岐への観光振興につながると思いますので、どうぞ御協力をよろしく願いいたします。そして、議長初め議会も一生懸命おもてなしの気持ちを持って対応していきたいと思ふますので、御協力をよろしく願いいたします。

ファンの方々には、13日の朝から来島されると思われまふ。15日の日曜日まで壱岐でゆっくり滞在されると思ふますので、ぜひ壱岐の島全体でおもてなしの気持ちで盛り上げて、対応していきたいと思ふますので、ほんとに御協力をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、1番、赤木貴尚が白川市長に質問を行います。先輩議員からの御指摘もありながら、今さらながら市長に対して、通告の趣旨がちょっと余りにも大きいテーマなっ

しましたので、大変申しわけないですが、時間の許す限り質問させていただきたいと思いません。

大きく1点、公共施設インフラの老朽化について。

趣旨としては、壱岐市全体での管理委託されてる公共施設のインフラの老朽化に対して、人口減少に伴い施設の必要性や課題についてのお考えをとということですが、今回は、主に住宅、水道などの計画的な環境整備をどのように進めるかというところを質問させていただきたいと思っております。

平成18年6月に現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するための住生活基本法が制定され、住民セーフティネットの確保、健全な住宅市場の整備、住生活の質の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋が国から示されました。公営住宅長寿命化計画は、公営住宅ストック総合活用計画を拡充したもので、住生活基本計画に定める公営住宅の役割を果たすためには、これまでの対症療法型の維持ではなく、管理から予防保全型の管理維持へ転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト縮減を図ることだということです。壱岐市の公営住宅のストック状況は、郷ノ浦町に公営住宅が9団地、単独住宅が5住宅、勝本に公営住宅が7団地、単独住宅が2住宅、芦辺町には公営住宅10団地、単独住宅が2住宅、石田町に公営住宅8団地の総計で公営住宅が34団地、単独住宅が9住宅立地しているということです。平成24年10月1日現在の公営住宅の管理戸数は、公営住宅732戸、特定公共賃貸住宅が14戸、単独住宅41戸の計787戸、建物の老朽化度は、平成24年末に耐用年数を経過する公営住宅は226戸で、さらに今後10年間平成34年度末では39戸が耐用年数を経過するということです。34年度末までには、265戸ということです。また、建てかえ事業の要件となる耐用年限の2分の1を経過している住宅または10年後に耐用年数の2分の1を経過する住宅は327戸、10年後、平成34年までに耐用年限の2分の1を経過しない住宅、いわゆる安全な住宅は195戸だけだということです。壱岐市総合計画、前期、後期ともに快適な住環境の整備の公営住宅の充実で、老朽化した公営住宅の計画的な改修を進めるとともに、新しい住宅事情に対しても、定住促進を視野に入れた整備に努めると記載されております。

そこで、老朽化していくこの公営住宅の整備をどのように計画的に行われるかということのみならず1点目に御質問させていただきたいと思いません。

そして、2点目に、上水道、簡易水道についての御質問をさせていただきたいと思いません。これはちょっと記事からお話しますが、週刊現代の中に、人口問題研究所によると、2035年、今から20年後には、日本の4割の市町村で高齢者の割合が4割を超えるという。すれ違う人の2人に1人は高齢者で、幼い子供が歩いているのを見たら、きょう子供見たよと話題になるぐらい、そんな町があちらこちらに出現するんじゃないかということです。人口減少と高齢化、この2大の

危機に同時に襲われる日本ということ、近未来のこの姿は一体どんなものになるのだろうかということに気づかないふりはできないという状況があらわれると思われます。その点において、何が言いたいかと申しますと、この人口減少において、近年の自治体の首長の選挙では、人口減少をどう食い止めるかというのが大きな争点になっていると。立候補者はいずれも人口減少対策を公約の柱の一つに上げて戦っておられるが、富山県の小矢部市などは、テレビでのCMで、市への転入を放映するなど、市町村レベルでは、人口減少は今そこにある危機として迫っている。程度の差こそあれ、人口減少はほぼ例外なく全ての自治体を襲う、そうなったときに我々の生活はどうなるのか、ある研究者は、こう言っている。日本中で長崎県の離島のような自治体が発生するという、長崎県の島々からなる五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市の3市1町では、この10年間で約15%、2万3,000人の島民が姿を消している。これによって、長崎県上五島では、島の本土を結ぶ上五島空港の定期便が2006年に廃止され、人口3,000人の奈留島では、2011年3月に島内に唯一あった地銀の支店が閉鎖された。生活に欠かすことができない交通手段や金融機関が人口減少によって次々と消滅していく、これが近年の自治体の姿なのです。銀行も交通手段もないまち、例えば普段何気なく使っているインフラも当たり前のものでなくなっているかもしれない。それが、水道も一つではないかという指摘があります。今、水道の業界では2040年問題が首をもたげていて、現行の水道事業が人口減少のせいで維持できなくなる可能性があるというのだということです。東京都の水道局の職員が説明するには、水道配水管は40年が法定耐用年数で、それ以上使用することは、漏水や濁水をするための補修作業を行わなければならない、この補修も含めて、水道事業には莫大な予算がかかる。その費用は水道料金で補っていたのですが、全国で年々水の需要、いわゆる人口減少が進んだことによって、2040年には、需要が現在の半分ほどになると予想されていると。そうすると水道事業収入も現在の半分ほどになってしまい、配水管の法定耐用年数が来れば、補修をしなければならないのが、その費用が捻出できなくなるのではないかという不安を抱いていると。事例の中に、2009年に静岡県熱海市は、人口3万8,000人、漏水事故を防ぐための維持費が捻出できないということで、水道料金を9%も値上げした。高齢者の世帯にはこの数字が重くのしかかって、さらに人口が減って自治体の水道収入が減少すれば、値上げも対応できなくなる日が来るのではないかということに思われている。じゃあ、壱岐市においてどうか。壱岐市におきての現況は、郷ノ浦初山東で約37年前と、勝本町本宮仲触には42年前、芦辺町芦辺浦には34年前、石田町石田西触には40年前と、耐用年数40年に超えてる、もしくは近づいている水道管が幾つかある。市長は、過去の答弁の中で、平成21年から23年、24年、25年、26年と、それぞれの漏水対策について触れられており、平成23年度の漏水率が34%もあったときには、大変な問題だということ答弁されている答弁書がございました。データでは平成

23年の宅地内漏水、上水、簡易水道合わせて727件、減額水量1万6,011立方メートルの漏水があったと。本年度の予算には、漏水調査に1,000万円の予算も計上されていますが、この漏水がなくなるゴールはいつなのかというところを危惧してるところでありまして、この漏水等の老朽化していく上水道、簡易水道の整備計画をどのように行う予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点だけ、公共施設というところと言うと、中学校の統廃合、もう4年目を迎えますが、この廃校になった建物が地域に寂しく残っていると、今後の計画的な活用方法をどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（町田 正一君） 赤木議員の質問に対する理事者側の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1番、赤木貴尚議員の御質問にお答えします。赤木貴尚議員は、あえて個別とおっしゃいましたが、私はそうではなくて、当初の御質問どおり、老朽インフラの老朽化について、壱岐全体でどう考えているのかということをおっしゃったほうが、先ほどの水道、あるいは住宅等々に対する全体の考えを御理解いただけるのかなと思っております。ですから、全体のほうを先に御説明をいたしたいと思っております。

まず、基本的な考えでございます。公共施設やインフラについて、全国的に高度成長期の人口増加などを背景に建設された施設が多くございます。これから、大量の更新時期を迎えます。先ほど来、赤木議員がおっしゃった、このように多く出てくると。当然でございます。建設時期が集中いたしておりますから、更新時期も集中してくるということをおっしゃりたいと思っております。地方公共団体におきましても、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等によりまして、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれること、あるいは市町村合併によって、類似施設などを含む公共施設全体の最適化を図ることを踏まえて、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になってまいります。これに伴いまして、国から、昨年4月に全国の地方公共団体に対し、総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請がございました。指示と言ってもいいかもしれませんが、一応要請という形をとっております。計画期間は10年となっております。内容は、公共施設等の現況及び将来の見通し、維持管理、更新等による中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み、総人口や年代別人口についての今後の見通しなど、所有施設の現状を盛り込むこととなっております。したがって、今申し上げましたような、こういった調査、そして計画、そういった中で先ほど来の個別の補修計画等々が出てくるということをお聞きしたいと思っております。また、全ての公共

施設を対象に情報を管理、集約部署を定めて作成することが望ましいとされておりますので、管理集約部署となる部署は、担当部署の協力を得て現状分析を行い、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針について記載することとなります。算定費用につきましては、地方財政措置の対象となりまして、平成28年度までに策定をいたしますと、2分の1の措置率の特別交付税措置がございます。また、計画に基づく公共施設等の除却についても、地方債の充当率75%の特例措置がございます。なお、公共施設等総合管理計画に基づき実施する既存の公共施設の集約化、複合化等において全体として面積が減少することが条件でございます。けれども、仮称でございます、公共施設等最適化事業費として、充当率90%、交付税参入率50%、ですから45%の補助でございますが、地方財政措置がございます。ただし、転用後の施設が庁舎等の公共用施設や公営住宅、公営企業施設等である場合は、対象外でございます。本市におきましても、施設の老朽化、人口の減少、少子高齢化により、将来を見据えた公共施設のあり方について、適正な管理が行えるよう、公共施設等総合管理計画を策定するように考えております。またあわせて、利用状況を分析の上、更新、統廃合、長寿命化、または除却等の検討を行いながら、計画を策定し、議会、住民の皆様へも十分に情報提供を行ってまいります。なお、管理に関する基礎情報となる固定資産税台帳の整備を平成27年度から28年度にかけて公共施設等総合管理計画を策定し、平成29年度から実施してまいりたいと思っております。27、28年、2年もかかるのかということでございますけれども、固定資産台帳及び公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設につきましては、全ての公共施設を対象とするものでありまして、市が保有する建築物だけではなくて、道路、橋梁等のインフラ施設や、公営企業の施設も含まれます。御参考ではございますけれども、土地8,731筆、面積622万1,000平方メートル、建物414施設、1,283棟、面積29万1,000平方メートル、道路、農道林道路線数4,016路線、約1,400キロ、筆数が4万2,000筆、面積が540万平方メートル、橋梁296カ所、長さ、Lが3,082メートル、河川59本、L5,604メートル、上水道関係、37筆、面積8,900平方メートルという状況でございます。このような膨大な資産について、27年、28年度に向けて現状把握、そして、これからの整備計画等々をしていくということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

そういった中で、先ほど申されました公営住宅関係、今、公営住宅につきましては、長寿命化を計画をいたしておるところでございます。また、簡易水道につきましても、平成29年4月に公会計に移行いたします。そのとき、それまでにいわゆる簡易水道と上水道を事業統合ということもございます。そういったことも含みますけれども、特に簡易水道につきましては、私が中学校の頃でしたから、昭和39年、40年、その辺にば一っとできてしまったと思っておりますが、その中のあの高度成長時代に一気にできた、それを一気に補修するというのはなかなか厳しゅう

ございます。やはり今、議員御存じのように、年次的に補修をしておるところでございます。補修をすれば、他の弱くなったところが破れて漏水すると。ですからこの水道につきましては、その地域全体が補修が終わらないと有収率の改善につながらないという、またこれ悩ましいことでございますけれども、いずれにしましても、先ほどからの説明いたしましたように、総合整備計画、その中で、財源と、それから緊急する施設の整備等々もやはり考えていかななくてはならないと思っておりますので、一つ一つのことを今こうやるということよりも、そのことをぜひこの計画の中で、詳しく把握していきたいと思っている次第であります。

そして、廃中学校の跡地のことでございます。これにつきましては、御存じのように、副市長を中心として、廃校の検討委員会、利活用、壱岐市中学校跡地利活用検討委員会を設置をしておるところでございます。今までの検討をしてきた結果を申し上げますと、旧箱崎中学校につきましては、平成25年7月にグラウンドの一部、7,200平米余りでございますけれども、社会福祉法人博愛会への敷地の提供を行っております。本年3月23日から、まもなくでございますけれども、特別養護老人ホームハッピーヒルズ60床がサービスを開始することとなっております。

旧渡良中学校は、平成27年4月から渡良小学校として利用いたします。

旧初山中学校は、その一部を地域公民館の集会場として利用いたしております。

旧鯨伏中学校と旧箱崎中学校の残地については、民間の福祉施設事業者から利活用の問い合わせがあっており、今後利活用検討委員会で、その内容について検討を重ねてまいります。

鯨伏中学校につきましては、先日、協定をいたしまして、介護福祉士専門学校に使えるのではないかとことを検討いたしておるところでございます。今後も廃中学校跡地につきましては、払い下げや譲渡も含め、施設の利活用が最大限できるよう、推進してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 全体的な説明が行われまして、理解をしているところではございますが、この公共施設の老朽化についての整備というところは、やはり市民が、身近にある施設が何も使われてないとか、どうなっていくんだろうってすごく不安があったと思います。その中において、やはり今回の庁舎建設問題なんかも含めまして、古い建物があるのにまた新しいものを建てるのはどうかという、そういう疑問点も多かったと思いますが、今の市長のお答えにより、計画的にきちんと整備していくんだという御答弁いただければ、市民の方もそれなりに納得していただくことはあったのではないかなと思っております。

一つちょっと、話は前後していきますが、廃校の利用に関しましては、今回介護福祉士の専門学校っていうのが一つ提案として上がっているわけですが、非常にこういう可能性があるんだな

ということが、今回、実証されたと思います。ということは、今後もやはりそういう施設を利用していくということは、そこに新しい人口減少対策にもなるし、施設も再利用できるということがまさしく今回実証されたわけなんです。その中において、やはり今回はこちらから提案したのか、向こうから提案されたのかっていうのは、ちょっと私の中ではわかりませんが、提案型で、どんどんやっぱこういう施設がありますよっていうのは、提案していくべきだと思います。それは、やはりこの島の人口減少対策にもなりますし、その施設を利活用っていう点にもなります。そして、こういう壱岐の島にやはり環境がいいというところであれば、施設をそこに持ってって、何かできることがあればという、それこそ壱岐から島外へ出られた方の強い思いもそこにつながるのではないかと思いますので、ぜひ、これはこういう廃校利用も、きちんと計画的に、既に統廃合されて4年間もたっておりますので、それこそ月日がたてばたつほど老朽化していくわけですので、なるべく早くこの人口減少していくスピードに勝つぐらいの勢いで新しい施設ができて、そしてまた人口減少が対策できるようにしていただきたいなという思いがあります。

1点だけ、今後は、今、現況の廃校以外に何か提案されている点があるのか、ここの中学校跡地はこういうふうな計画があるよという点は、現時点ではありますでしょうか。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 未確定でございますが、郷ノ浦町の廃校跡地に障がい者の方を、授産施設までいきませんが、農園をつくって、そういう仕事をする、そういう施設も考えてるよという、これは立ち話してございましたけれども、そういったものがございます。ぜひ頼みますよということを申し上げました。私も、ほんとに今度の整備計画、先ほど申しました公共施設の整備計画の中には、やはり、不要であれば、いわゆる例えば重複施設であれば壊しなさいよというのがむしろ強く、使わないなら壊せよということになるわけでございますけれども、そうではなくて、やはり何らかの利用ができればもうぜひそうしたいという気持ちはございます。赤木議員を初め、議員の皆様にお願ひでございます。こういうのもあるぞと、ぜひ御提案をいただけたら、それに向かっしていきたいと思っております。ぜひ皆様方のアイデア、お知恵をお借りしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 今市長の答弁で、ちょっと急きょ話の内容がそっち行きたいところですが、今市長がおっしゃったのは、グループホームというか、そこに住まいながらいろんな就業体験ができる、そういう施設ではないかなと思っております。壱岐市においてのちょっと話、市長に申しわけないですけど、ちょっと通告外になってしまいますが、壱岐市の療育手帳保

持ち主というものが323名おられて、その中で施設入所者というのは101名おられて、在宅で222名の方が、いわゆる自宅でちょっとハンディーキャップのあるお子さんたちを見られている現況がこの数字にあらわれていまして、島内でのそういう施設というのは、今のところ1カ所しかない。それが、今度新しく中学校跡地を利用して、されるということで、今の話もここに入るのではないかなと思っております。ぜひ、このやはり困っている人たちがおられて、実際ハンディーキャップを保持している子供たちをどうしていかうかって、将来的に自分がなくなったときにこの子供たちはどうなっていくんだろうという不安をやはり抱えている方たちのために、この廃校をぜひ利用して、そういう体験しながらその施設に泊まって、社会自立できていくような仕組みというのは、ぜひつくらなければいけないと思っております。ちょっと通告外になりましたが、市長、ぜひこの提案をさせていただいて、市長にもぜひ前向きな答弁をいただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私の答弁を取られたような感じでありまして、そうではなくて、ぜひ、今そういうお話をいただいておりますので、まずこれを一つずつ実現していくと。そして、この今の私が言っております、これはグループホームじゃなくて、先ほどおっしゃった療育手帳を保持した方が対象になるわけでございますけれども、そういったことを積み重ねながら、そういう利用ができるところはしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 通告外でほんとに申しわけないんですが、私も実は友人にそういう施設経営をしている者がいまして、実はきょう、壱岐に視察を兼ねて来ているというのもありまして、その思いが今一緒になって、壱岐にもほんとに困っている方がおられるので、私の友人の力を借りながら、提案できることは提案していきたいと思っておりますので、ぜひ協力を。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員が今おっしゃったことに、僕はほんとにうれしいわけですが、これは、なかなかやっぱその一つ経営のノウハウもございまして、壱岐の方が急に取り組むということはなかなか難しゅうございます。ですから、今赤木議員おっしゃるようなそういう施設を経営してある方とか、そういうノウハウを持ってある方々、そういう方が壱岐でやろうというようなことを提案いただくことが、一番助かるというか、近道であると思っております。そしてまた、公共施設でございますから、壱岐市といたしましては、それこそそういうこと

には、福祉施設にも無償で御提供申し上げているわけでございますから、そういったことも含めて、用意があるということをごひお伝え願いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。通告外になってしまいましたが、非常にこういういいお話もできるという貴重な体験をさせていただきまして、ありがとうございます。

水道整備についても、年次計画的に行われるというところで、質問は、その点は理解したというところですが、住宅整備に関しましてですが、この人口減少の中において、住宅つてのも、やはり空き家とか、空き室が出てくる可能性も十分出てくると思います。整備はしたけれども、入居者がいないと、高齢化して、人口減少していく中で、入居者がいないというときに、どういう対策をしたらいいのかという点で、一つ若い世代がよく言うんですが、U I ターン者、U ターン者は、壱岐に生家があって、生まれた家があったりする中で、生活はしやすいんですが、I ターン者が、壱岐で農業しながら、農業したいとか、新規営農したいとかいう場合にも、住まいがないという点があります。今、空き家バンクを登録を促してはいますが、実は、壱岐市のホームページを見ると、まだまだ数が少ないし、そしてすぐ住まおうと思ってもなかなか住める住宅がないんです。ほんとに、言葉に言いあらわせないような、ちょっと古いおうちが多くて、それをリフォームするにはすごくお金が必要になってくると。リフォームの補助金もございますが、そういう点では、やはり住宅をある一定の期間だけでもI ターン者に特別に提供してあげるとか、ましてや、極端に言うなら、土谷議員がおっしゃったワンコインではないですけども、ほんとに賃貸を無料にしてあげて、水道光熱費だけをいただいて、壱岐を体験してもらうために、そういう公共住宅をぜひ一定期間提供するという、そういうアイデアもあっていいのではないかと思っております。私も今思いつきで言ってしまったようになってますが、市長にそういう思いはどうかというところで。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） なかなか、ほんとに私もすぐ答えたくなるような御質問をいただいておりますけれども、住宅マスタープランは、ほんとに言いたくないですけど人口減少進んでいる。そういう中で、新しい住宅はつからないよと。耐用年数が来たときに、建てかえるなり、そのときに、もし多ければ縮小するよというようなことでございます。ですから、その住宅、空いたというようなときには、おっしゃるようなことI ターン者等々、ぜひ提供したいと思っておりますが、なかなか農業をするとき住宅からというのは非常に問題がございます。ところで、今、空き家バンクが非常に登録数少のうございます。そこで、私たちは今研究をしておりますのは、

どうして空き家バンクの登録が少ないか。それは、やはり、仏さんがあると。宗教はいろいろ仏教もそうでございますが、仏様なり、御霊前があるというようなことで、またたまたま帰ってきて拝み行かにかいかんよというようなこともあると。そこで、今考えておりますのは、これは、きょう本舗初公開でございますけれども、納骨堂ならぬ納仏堂をつくって、委託するかどうかわかりませんが、それをとにかく預かりますと、仏さん、いわゆるあれを預かりますよという、そういう施設があれば、そこに預けていただく、壱岐にお帰りになったときは、そこにお参りしていただければいいわけですから、そういったものを、お寺にはもちろんあるわけですが、そういったことも考えられないかなと、それはもう仏教であれ、神道であれ、キリスト教であれ、そういった意味では仏ちゅうのはいかんわけですが、そういうものをつくることもいいんじゃないかとか、そういったことも考えています。そうしますと、私は、空き家バンクに登録してくださる方がふえるじゃなからうかと、そういうことも考えておりますので。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 今市長がおっしゃったことについては、私はこれ以上触れることはしませんので、ぜひそういう市長のアイデアが実現されることを祈ってるところですが、いわゆる市長がおっしゃる空き家バンクに登録するのにいわゆる弊害がどこにあるかというところでは、仏さんがあって、お位牌が置いてあると、やはりそれが家を守る、家がそれで守られてるというところで、家を売ったり、貸したりするのができない、障害になってる可能性があるから、仏さんごと、お位牌ごとどっかに預けて、お参りができるようにするという、そういうシステムもほんとに十分理解できますし、国のほうも、特定空き家という対策で、ちょっと先日NHKで特集がずっとあってましたが、そのNHKの特集の中にも実は仏さんがおることによって、貸したり壊すことができないというのも実際、特集組んでありましたので、そういう点ではほんとに、家を人に貸すところに何かハードルというか、障害になるのは、そういう家を今まで代々守ってきた先祖っていうのが、ほんとにあることによって、貸したり売ったりできないっていうのはほんとに十分理解できる場所ではあります。ただ、それ以外にも、私も近所のおばちゃんとかに余った家があるとよって、どうにかしてくれんっていう話も実はあって、やはり行政だけに頼ってしまうと、人のつながりっていうのが、誰もそれぞれ人のつながりはあるんでしょうけども、これは民間の不動産屋さんとか、やっぱ私たちもそうですけども、地域におられる公民館長さんとか、そういう方たちにも、そういう地域の空き家っていうのは情報提供を求めていただいて、ほんとに公民館長さんからお話だったら貸してもいいよっていうこともあるかもしれませんので、人のつながりを改めてここで、公民館長さんとか、地域のリーダーとかにお願いして、この空き家バンク登録っていうのはほんとに積極的に進めていかないと、来る情報だけを待ってては、

いつまでたっても空き家もふえませんが、先ほどの鶴瀬議員とのやり取りの中で、まち、ひと、しごとの創生の中においても、仕事がないと人口もふえないというのがありますが、来て住むところもなければ仕事もできないという、循環型なところがありますので、ぜひ空き家バンク登録もこの際、積極的に取り組んでいただきたいなと思っておりますが、ちょっと通告以外のことに話になっておりますが、市長のすごくいろんな私のアイデアも受けとめていただいたということと、市長からのアイデアもいただいたということで、本日は終わりたいと思いますが、最後に、やはり、公共施設の老朽化、その他管理に関しては、先ほどもおっしゃいましたが、計画的に環境整備を行うということは、ほんとにずっと頭の中に置いて、取り組んでいかなければいけないと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

ちょっと一つ、何かいい言葉があったので、まず地方に住みたくするには何があるのかということで、仕事があると、子供たちによい教育を受けさせる環境があると。そして、次の世代が育ち、その結果町がよくなっていくという言葉がありまして、やはり地方に住みたくするには、仕事があったりとか、子どもたちがしっかりしたよい教育を受ける環境があると、それがその町に根づいていって、その町ができていくという言葉がありましたので、そういう思いで、やはり今後も市長とともに私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りしますということで、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（町田 正一君） 赤木議員ちょっとおっとってください。僕は、議員の質問権は非常に大切にしたいと思ってるんです。赤木議員、非常に話術が巧みで、市長の本舗初公開の納仏堂のアイデアとか、障害者の施設のアイデアとかを市長から引き出したのは、話術の巧みだと思っておりますが、ぜひ次回からは、もう少しそれも含めて、詳しく質問通告していただかないと、質問通告の中身と本日の話は、ほとんど関係ない話ばかりだったんで、ぜひ、議長が困りますので、済ませませんが、次回からよろしくお祈りします。

○議員（1番 赤木 貴尚君） しっかり勉強して、また次の一般質問に生かしたいと思っております。どうもありがとうございました。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

---

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あした3月11日、水曜日午前10時から、一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時36分散会

---



議事日程 (第 4 号)

平成27年 3 月 11 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

3 番 呼子 好 議員

4 番 音嶋 正吾 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第 4 号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10 番 豊坂 敏文君
11 番 中田 恭一君	12 番 久間 進君
13 番 市山 繁君	14 番 牧永 護君
15 番 鶴瀬 和博君	16 番 町田 正一君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	榭崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局書記	若宮 廣祐君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君

教育長	……………	久保田良和君	総務部長	……………	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	……………	山本 利文君	市民部長	……………	川原 裕喜君
保健環境部長	……………	斉藤 和秀君	建設部長	……………	原田憲一郎君
農林水産部長	……………	堀江 敬治君	教育次長	……………	米倉 勇次君
消防本部消防長	……………	安永 雅博君	病院部長	……………	左野 健治君
財政課長	……………	西原 辰也君	会計管理者	……………	土谷 勝君

---

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。議事に入る前に、本日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から4年目に当たります。今なお23万人の方々が生計を脅かされている状況であります。この震災により犠牲になられた全ての方々に哀悼の意を表すため、ただいまより黙祷をささげたいと思います。皆様方の御協力をお願いします。

それでは、黙祷。

[黙祷]

○議長（町田 正一君） 黙祷を終わります。

なお、震災発生の午後2時46分においても各自黙祷をささげられますよう、あわせてお願いいたします。

御協力ありがとうございました。

それでは、議事を開始いたします。

会議に入る前に御報告いたします。壱岐新報社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（町田 正一君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含めて50分以内となっておりますので、よろしくお願いします。

なお、壱岐市議会基本条例により、反問権が行使された場合については、答弁、質問、その他については議長の判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。

なお、呼子議員より、本日の質問事項のうち地域創生関係資料の持ち込みと、議員各位並びに理事者側への配付の申し出があり、これを許可いたしております。

それでは、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。

[呼子 好議員 一般質問席 登壇]

○議員（3番 呼子 好君） 皆さん、おはようございます。先ほど東日本大震災の黙祷をされましたが、けさの新聞で、震災に遭われ亡くなられた方の数字が出ておりましたので、若干報告をしたいと思っております。

震災に遭われた死亡者でございますが、1万5,891人、不明者が2,584名、そして現在でも避難されておる方が22万という、そういう大きな数字が出ておりますが、大変、震災で亡くなられまして、まだ復興が十分でないという状況の中で、一日も早い復興を望むわけでございます。

きょうは、私と音嶋議員の2名でございますので、時間も午前中ゆっくりあろうかと思っております。最後までよろしくお願ひしたいと思います。

私は、今回、3点につきまして市長に対する質問をしたいと思っております。特に、最初の地方創生戦略会議ついてでございます。

この件につきましては、私も12月の一般質問で質問をいたしまして、続けての質問でございますが、きのう鶴瀬議員のほうからも質問があつておりましたように、今回の地方創生につきましては、アベノミクスの最大の目玉であります。その中で、担当大臣の石破大臣が、「日本の創生であり、中央と地方の関係、官と民との関係、日本の生き方を抜本的に変えていくと。これに失敗するようなことがあれば国家の将来の存亡にかかるといふ石破大臣の力説でございました。

地方創生につきましては、主役は市町村である。地域にふさわしいビジョンをつくるのは都道府県である。特に、農業、漁業、観光を初めサービス産業につきましては、地方にとっては大変重大な問題でございまして、地域を掘り起こす絶好のチャンスだろうということをお聞かされております。

民間の方々の創意工夫も重要でありますし、国は目いっぱい応援するという、そういう石破大臣の心強い演説でございました。総合戦略をつくっていく上で、先般、熊本県での九州地方創生フォーラムの演説の内容でございました。

私は、自治体の地方創生につきまして、人的支援という形が今回新たに出ております。先般、政府が発表した人的の支援対策につきましては、全省庁挙げて871名の方の職員の任命がなされました。そのうち農林水産省が161名ということで、各県に1名ずつの任命をされているということをお聞かされて、やっぱり人的支援というのはきのうも市長は、壱岐のほうにお願いしているという話でございました。ぜひ国のほうから壱岐に来ていただいて、そして一緒になってこの戦略会議

を立ち上げていただきたいというふうに思っております。

地方関連の予算から見ましても、全体で1兆3,900億円という大きな、今回の補正予算も若干ございまして、壱岐でもこの補正予算に計上されておりますが、26年度の補正が3,000億円という、そういう状況で、トータルで1兆3,900億円の創生事業予算が出ているということでございます。

それから、27年度の全省庁の事業の内容でございますが、これが、私ちょっと調べますと161事業、いろいろな面でこの創生事業の事業ができるということございまして、まさに私は、これを地域の掘り起こしというふうに銘打っておりますが、そういう中でぜひ壱岐としても、あらゆる面で職員の皆さん方の英知を結集していただきまして、壱岐の活性化のためにこの創生事業、地方創生の戦略会議を立ち上げていただきたいというふうに思っております。

きょうは、議長の許しを得て、私の方からこの創生事業に対する資料を、大変失礼でございましたが、添付をしております、若干、御説明をしたいなというふうに思っております。

その前に、九州フォーラムの中で、九州各県からの事例といいますか、取り組み等が話が出ておったようでございますが、特に私が聞いたのは、福岡県の筑紫野市でございますが、ここでは名前が紫というのが中に入っております。その紫を使って商店街が紫にいろいろな面で活性化しているという、そういう記事も出ておりました。そういうのがありますが、若干御説明をしたいなというふうに思っております。

地域住民の生活等緊急支援のための交付金という形で、これは各県それぞれの取り組み等が出ておりますが、最初の1ページでございます。これは今後、人口減少が用いる中で、20歳から39歳までの若い女性の人口の動向が出ております。これは去年の5月に国のほうから公表をされておりますが、この数字を見て、長崎県の場合、新上五島町が80%は女性が20から39歳までの女性がいなくなるという、そういう数字でございまして、ここにあるのは50%以上の減少する市町村が公表されております。

壱岐市につきましては61.5%、もう6割の方が、半数以上になる、そういう状況は、数字だけで見るとここに出ておまして、特に熊本、鹿児島あたりについては厳しい状況がありますが、長崎県でも70から60、そういう数値が出ておりますので、ますます少子化、人口減少というのはもろに来るんじゃないかなという統計でございます。

それから次のページ、2ページでございますが、これは九州の各市の状況が出ておりますが、財政力とかそういうのが出ておまして、壱岐につきましては下から2番目、これは人口の少ないほうだけをここに抜粋しておまして、まだ多い人口はここに出ておりませんが、そういうことで、壱岐の場合は人口が2万9,373人ということで公表されておまして、自主財源が20.6%ということで、よその市町村から見ても、大変厳しい状況でございます。

特に、五島につきましては18.1、対馬については14、平戸については18.2ということで、離島を中心に厳しい自主財源率という、そういうことで見ていただきたいと思っておりますが、右のほうにはそれぞれ地域資源あるいは観光、そういうものが出ておりました、それぞれの市町村でも日本一があるんだということで、ここに出ておりますが、壱岐の場合は日本一は麦焼酎という、そういうことが出ております。

そういうことで、若干地域創生の中での地域の掘り起こしの材料ということで出ておりましたので、御紹介をしておきたいと思っております。

あとは、それぞれ骨子なり長期ビジョンを掲げておりますが、6ページについては、これは各省庁のそれぞれのまち・ひと・しごと、その中での役割というものが出ておりましたので、割愛をしたいというふうに思っております。

それから、あとは地域再生の事例ということで、それぞれ7ページから出ております。特にこれは、各県の状況は出ておりますが、おもしろいのは、地域のみやま市商工会女性部あたりがボタンの花で石けんとかなんとかをつくっているとか、そういう状況が出ておりました、その上のさせぼの四ヶ町、これはもう1キロ以上あるという、そういうアーケードの中でのいろいろなイベントが出ておるといふ状況でございます。

それから、9ページでございますが、商店街の空き家店舗を利用した活性化ということで、佐賀のほうで駐車場ににぎわいを取り戻したという、そういう事例が出ております。

それから、10ページでございますが、これについては鳥取県で餅の商品化、餅を作ってもちようびということで、餅の日にあやかってやっているというものが出ておりましたので。

いろいろここにありますように、商店の活性化等が、あるいは地場産業の振興とかそういうのが出ております。

12ページでございますが、これは花火です。観光資源、これは秋田県の日本一の花火ということで有名でございますが、この花火で世界のお客さんをこの花火に呼ぼうという、そういう事業もされているということでございます。

それから13ページ、これ宿泊施設とか観光の中でWi-Fiという、そういうことで出ておりますが、これはこの前テレビで出ておりましたように、ほとんど中国や韓国の方はこのWi-Fiを持ってきてやっておるが、日本ではなかなか使えない、それが無いということで、この設置というのが大きく報道されておりましたが、壱岐も今回こういうのが取り組まれるということでございます。

あとはそれぞれ時間のある方は目を通してもらいたいと思っておりますし、要は、今回のこの地方創生に対する取り組み、これに対して、市長は11月に戦略会議を立ち上げるということでございます。今後、壱岐の取り組み、そして人材派遣について、市長の御答弁をお願いしたいと

いうふうに思っております。

○議長（町田 正一君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、呼子好議員の御質問にお答えいたします。

地方創生策定の計画についてということでございますが、ただいまは御丁寧な資料、そして説明、ありがとうございました。ただいまいただいた地方版総合戦略の策定のための参考事例は、皆様ほんとに今詳しく説明がございましたけれども、きのうの答弁でも申し上げましたように、まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村ともに地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することが求められておまして、本市においても策定していくこととなりますけれども、平成27年、今年9月を目標に策定したいと考えているところであります。

現在の総合戦略の進捗状況でございますけれども、壱岐市人口減少対策をこれまで2回開催してきておりますが、現在、テーマを少子化、仕事、定住・移住のこの3本柱で御意見をいただきながら討議を進めているところでございます。今後、産学金労言等の幅広い意見を聞き、国による情報支援、財政支援及び人的資源を最大限活用し、また、御提言いただきました内容を参考としていただきながら、さらに壱岐市の特色を生かした総合戦略としていきたいと考えております。

人的支援につきましては、昨日申し上げましたように、長崎県では壱岐、対馬、五島、島原、4自治体が手を挙げております。そういった中で、壱岐市は副市長としてお迎えするという国の方のほうにお願いをいたしております。他の自治体は、副市長が満杯でございますので、幹部職員ということで応募されておるようでございます。もし国からの人的支援が決まりましたならば、またそのときは人事の御承認についてよろしくお願いいたしたいと思っております。

また、先ほど来の総合戦略のことでございますけれども、私はこのことについては総花的であってはならない。この計画に飛びつくようなことがあってはならないと思っております。それは、きのう鶴瀬議員の質問にありましたように、PDCA、これがなければ、これは十分そのサイクルが達成されなければ国は支援しないよと、誰にでもやるんじゃないよということをはっきり言われております。

それともう一つは、業績の検証でございます。KPI、キー・パフォーマンス・インディケーターと申しますけれども、いわゆるその成果、成果がどれだけ上がったか、インディケーターは図るという意味でございますけれども、その成果を図って、それに対して交付をやるんだということでございますから、この地方創生についてはほんとに本気を取り組まなきゃいけない。当たり前のことでございますけれども、今までにも増して、やはり国も本気だと。こちらも本気でお応えしなきゃいかんということでございますから、ひとつ職員力をフルに生かしまして、知恵を出し、そして議会からの御提言も、そして先ほどから申します、産学金労言の幅広い——産学金

労はおわかりでしょうけれども、言というのはメディアの意見も聞きなさいということでございます。メディア、それから学につきましては現在長崎大学と県立大学と協定を結んでおりますので、このいずれかの大学にお願いしたいと思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 人的支援の関係で、副市長としてお迎えするというところでございますが、もしわかれば、省庁はどこから来られるのか。どこから。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今のところ、省庁も全てわかりません。ただ、お願いしているのは、経産省が1番、2番が農林水産、3番目が総務省ということでお願いをしております。ただ、これは国が決めることでございますから、こちらからどこを、要望はしておりますけれども、きのう申しますように、公務員は25名でございます。全国で。ですから、非常に希望はしておりますけどわがままは言えないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） これは、先ほどから言いますように、全体で871名のそれぞれの県あるいは地方局等に派遣するというところでございます。その1名が壱岐にということで、大変ありがたいと思っておりますし、ぜひ先ほど言われますように、成果が出るような、そういう御提案をお願いをしたいというふうに思っております。

それと、実はきのう、おとといですか、新聞に出ておりましたように、今回の地方創生で隠れた特産品を発掘するというのが出ておりました。これはそれぞれのふるさとの隠れたものがありますから、これを掘り起こそうというのがねらいでございまして、特にこの件については安倍総理も肝いりが強いということが出ておりましたので、あわせて御報告をしたいというふうに思っております。

いずれにしても、今回の地方創生につきましては、責任ある大きな事業でございまして、市長が言われましたように、成果が出る、そういう事業に計画を立てていただきたいということをお願いいたしまして、この地方創生につきましては終わりたいというふうに思っております。

○議長（町田 正一君） 呼子議員、市長のほうから答弁。

○議員（3番 呼子 好君） はい、どうぞ。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） これはちょっと891人というのは、自治体に派遣する人数ではございませんで、いわゆる地方創生に係る職員だと私は思っております。各自治体に派遣するのは、公務員、それから大学の方であるとかシンクタンクとか入れて100名程度と思っております。あとは、きのう申しましたコンシェルジュ、コンシェルジュの長崎県の担当でも、今ちょっと名簿にありますけど、二、三十人、長崎県の担当だけでもおります、各省庁に。ですから、そういうものを含めて、私は890人だと思っておりますので、地方に800人も行くということ、890人も行くということではないということで、これは僕のほうが正しいと思っておりますので、後で御確認をお願いしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 私は、新聞がこれだけ大きく、農水省から最大161名というのが出ておまして、ちょっと読んでみますが、「政府は27日、自治体が地方創生に取り組む際に、相談に応じる地方創生コンシェルジュとして全府庁から871人の職員を選任した」ということが出ておりましたから、ちょっと済みません、そういうことで。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今申しますように、そのとおりでございます。選任をしたということでありまして、コンシェルジュというのは相談員でございますから、その担当をその省庁張りつけたということでぜひ御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 失礼しました。そういう内容を知らずに発言しまして、取り消したいと思っております。

それでは、2点目の件でございますが、湯本温泉を核とした振興策ということで質問をしたいというふうに思っております。

私は、この創生事業に端を発して、湯本の温泉を利用したそういう活性化はできないかということで御提案をしているわけございまして、特に湯本は、昨年、きばろう会というのが結成されてまして、湯がっば海の駅ができました。その方たちと若干話す機会がございましたので、お話をしていたら、いろいろ問題もあるようでございますが、どうかしてあそこを核にして、温泉の周囲といいますか、猿岩、そして湯本の温泉、ゴルフ場、イルカパーク、この一帯を取り込んだそういう観光の名所にできないかなということでいろいろ話も聞きました。

というのは、湯がっばのほうが、もうあそこは素通りすると。なかなか立ち寄ってくれないと

ということです。なぜかといいますと、大型バスは通るんですが、トイレがないと。昔のお魚センターですか、そのあれを改造しているもんですから、トイレが3つしかないということで、お客さんをあそこにおろしてということはなかなか難しい。だからもう素通りしていくということで、1つの悩みはトイレの改修、これはどうかできないかという、そういう話も聞いておりますが、見積もりしてもらったら2,000万円ぐらいかかると、そういう話がございました。周囲にサンドームと、そしてその前に徳力さんの後ろのほうにトイレがあるようでございますが、そういうのは一体として改修できないかという、そういう悩みもあったようでございますが、あそこに大型バスがとまれば、それぞれ利用価値があるんじゃないかなというふうに思っていますが、そういうこともお聞きしております。

私は、あその温泉を利用してということ、多分この創生事業だけでは難しいというふうに思っておりますが、ほかの事業とひっくるめて、温泉を掘れないかというふうに思っておりますが、この温泉を掘るのについては今の温泉の組合とかそういうものがあるということを知りまして、反対も以前あったという、そういう状況でございますが、この前のきばろう会の皆さん方それぞれ自分のところでも温泉を持っているということでございますが、ぜひ掘ってという、そういう話も聞いておりますから、この温泉をもう少し掘って、そしてそこにいろいろな施設、例えば海の駅に物産館を併設し、サンドームを改造し、そして鯨伏中学校跡、これは介護の専門学校ができるということでございますが、ここを改造しながら、合宿とかあるいは実業団、大学生のそういう寝泊まりができる、湯に浸かりながらそれができる、そういうこと。そして、ゴルフ場のお客さんもあそこによろ来ん、それについては、やっぱりホテル、旅館の少しの改装もせんばいかんんじゃないかというふうに思っていますが、そういう中でイルカパーク等を含めた、そういう一体となった地域の観光名所にできないかという、そういうことを考えております。これについて市長の見解をお伺いしたいなというふうに思っています。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の2番目の質問でございまして、湯本温泉を核とした振興策についての御提案、御質問でございます。

議員御承知のように、湯本地区には、平成25年4月に、地元の有志を初め地域の出身者や関係者の方々によりまして湯本きばろう会が発足をされ、現在、湯がっば海の駅を核としてノルディックウォークや魚釣り等の体験メニューを構築され、また、海の駅での物産販売も行われておりまして、湯本地区の振興に御努力いただいております。壱岐市といたしましても、湯本きばろう会の取り組みに対しまして感謝申し上げるとともに、応援をしていきたいと思っております。

これまで旧お魚センターについての要望がございました。空調整備やトイレなどに250万円程度かけて改修いたしております。また、がんばらんば事業によりまして観光案内板を150万円程度かけて整備をしているところでございます。

また、議員御指摘の湯本温泉・ゴルフ・グルメのまちとして、また実業団、大学生の合宿保養地として抜本的な振興策の考えはということでございますが、温泉、ゴルフ、グルメのいずれをとっても壱岐の持つ強力な魅力でございまして、これをセットにして情報発信することは、観光客誘致を進める上で大変重要であると思っております。

今後、湯本きばろう会など地元の方々の御意見もお伺いしながら、温泉の掘削とあわせて地方創生の総合戦略に盛り込むことも検討していきたいと考えておりますけれども、先ほど申しますように、地方創生におきましては、いわゆるPDCAを継続的に資すること、重要業績評価指標KPIの数値目標の達成が厳しく求められることを十分考慮する必要があると思っております。そういった意味で、私は先ほど申しますように、その当該事業者のやる気がなければ私は到底そういう計画はできていかないと思っている次第であります。

過去にも、私もサンドームをいかに活用するかということ、いわゆるサンドームを再生することなどを皆様方と検討してまいりました。その折に、サンドームの前に温泉を掘らせてくれませんか。そして、熊本のある温泉地域のように、温泉手形を発行して全体を回る。そして、サンドームに広い温泉がありますよというようなことでお願いできませんかということをお願いいたしました。しかしながら、その折に、泉源の方々ともお話をしたわけですが、圧倒的多数で反対でございました。したがって、呼子議員がそういうふうにご相談なさったならば、ぜひ説得していただきたいと思っております。私は、それは今でもあきらめておりません。

やはり1本大きなのを掘らせていただければ、——湯量が減るとかということもございましたけれども、むしろそれを分けてお上げすることもできるんじゃないかというぐらいの気持ちを持っているわけです。しかしながら、いかんせん、今のところ、なかなか同意が得られないというのが真実でございます。

それから、大学生の合宿につきましては、現在、壱岐商業高校生の発案をもとに、スポーツ合宿の旅行商品化、また、ゴルフ・温泉をバックにした旅行商品についても観光連盟と協議しながら進めておるところでございます。

また、市立特別養護老人ホームの民営化に伴う委譲先候補地として、候補者として長崎のこころ医療専門学校が母体として設立される社会福祉法人に決定いたしております。その提案の中に、このこころ医療福祉専門学校、これは学校法人岩永学園でございますけれども、この学校法人岩永学園がこころ医療福祉専門学校壱岐校を設立するというお約束をいただきました。生徒を島外から受け入れる等も伺っておりますし、これが実現されれば29年4月ということをお約束いた

だいておりますので、湯本地区活性化に向けた起爆剤になることは間違いないと思っております。その節に、例えばでございます。サンドームを学生さんの寮として改造して活用するとかいうことも考えられるのかなと思っておりますし、先ほどのお話があれば、またこれはサンドームもまた本来のサンドームとして活用することも可能でございます。

いずれにいたしましても、私はこのころ医療福祉専門学校の誘致を1つの起爆剤として、湯本温泉地区の振興を図っていきたいと思っているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 温泉の掘削については、きばろう会の皆さん方と話した中で、それぞれきばろう会の方も、自分のところの温泉を持ってあるんです。それがもう少し詰まるとかなんとかそういうこともありますし、若い方については掘削をしてほしいという、そういう要望がございますので、先ほど市長が前向きな話しをされましたので、私としてもそのところは皆さんにお伝えしたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 済みません。回答を少し漏らしておりました。トイレでございます。お魚センターの前付近にあったトイレについては、見苦しいから解体してくれと最初おっしゃったんです。その次に、いや、やはり要るから改修してくれというお話がございました。しかし、150メートル離れたサンドームに公衆便所があるわけです。ですから、その今はやっておりませんが、今もうそのトイレはございません、ですから。解体いたしました。そこに案内板を、150メートル先にありますよという案内板を立てるようにいたしておるところであります。それは湯がっばの代表者の方も了承済みでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、各旅館の改修でございますけれども、これは今まで何度か県の事業等々を通じまして改修を募りました。その中で該当された方もいらっしゃると思っておりますし、またそういう事業があれば優先的に、もし手を挙げられれば優先的に割り当てていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） トイレの件については、やっぱり150メートル先にありますということではなくて、そこで海の駅の前でおろして、そこでもできる。そういうことができないかという、そういう話がございますので、向こうにありますということではなかなか利用が難しいということがありましたので、その辺はまた後もって協議といいますか、相談があるんじゃないか

なというふうに思っております。

それと、旅館については、今後については、温泉でございますから、やっぱり部屋の中でトイレもあるとか、何かそういうふうに改修せんば、なかなか外まで行ってというのは、今の旅館の経営の中では難しいんじゃないかというふうに思っておりますし、泊まる方も、やっぱり部屋の中でトイレとか、できれば風呂とか、そういうのがあれば助かるんじゃないかというふうに思っていますから、そういう改装も、できれば何らかの形で支援してもらえればというふうに思っております。

それ、市長何かございましたら。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、手元に資料がございませんけど、過去に2回ほど、200万円を限度だったかと思えますけれども、炊事場とトイレ改修という事業がございました。民宿はかなりそれで、石田の民宿はほとんどその事業を使いまして、今水洗化、そして台所の改修が行われております。そのとき湯本の旅館の方々がどれだけ手を挙げられたかわかりませんが、そういったことで、ぜひそういう事業に、先ほどから申しますように、100%の補助はございませんのでやはり——100%というのは補助ではございませんね。そういうときにぜひ、議員にお願いですけど、こういう事業があるときはぜひ手を挙げろというふうに勧めさせていただきますようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） ありがとうございます。

それと、例の特養ホームの跡地利用について、通告しておりませんでした。これについてどのように考えてあるのか。

それと、当初、特養を建てるということで、埋立地でございますが、あそこがどのように今後利用されるのか。できれば今の特養とそして埋立地、そういうのを合体したあその湯本の開発というのを考えられないのか、そこをのころをお願いしたいなと思っています。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 特別養護老人ホームにつきましては、平成30年度に建てかえられますから、平成31年4月以降は更地になるという、解体まで今度の民間委譲の（仮称）社会福祉法人壺心会に、解体を含めたところで契約いたしておりますから、新しい特養ホームに移転をいたしましたならば壺心会のほうが解体をいたします。当然、そこで更地になるわけでございますけ

れども、現在の段階では、まだその跡地のことは考えておりませんが、将来、養護老人ホームが改築ということになる。そのころであれば建設候補地となるかなと思っています。しかしながら、それはまだ先の話でございますから、それまでにいろんなこと等々を含めて考えていきたいと思っているところでございます。

それから、前の特養ホームの――前といいますか、移転を考えておりました埋立地9,678平方メートル、1町歩近くあるわけでございますけれども、ここは、申しましたように、津波のおそれがあるということでそこに建設をすることができなかったわけでございます。そういう危険性があるということでございますから、したがって、常設の建物等というのはなかなか厳しいのかなと思っておりますが、その他いろんな広場的なものはつくれるのかなと思っております。

ただ、具体的な計画はございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この埋立地を民間に払い下げるとか、そういうこともまだ全然考えてないということですね。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、建設計画はないと申しました。そのほかに利用度を考慮いたしまして、その津波ももしかしてあるかもしれない危険性はございますけれども、それは分譲ということも視野に入りたいとは思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） はい、わかりました。早急に何の形で、長期的なビジョンで検討をお願いしたいなというふうに思っています。

時間がございませんので、次の件について質問したいと思います。

繁殖牛7,000頭の計画に対する具体策ということで、今回もたび重なる私の質問でございまして恐縮しておりますが、今年度26年度の農協の畜産の販売が、3月が少し残っておりますが、大体見込みで37億6,500万円という、そういう見込みを立てておるようでございます。37億円というのは、漁獲高が37億円でございますから、魚と同じぐらいの販売ができたかと思っております。

農協の農産も含めて大体55億円でございますから、大体7割近くは牛のほうの販売という状況でございまして、大変今高騰をしておりますが、この要因はやっぱり高齢者、これが一番牛飼

いの減る要因でございまして、この年齢についてはもういたし方ないというふうに思っておりますが、この畜産に対して若い人がいかに参入するか、これが一つの頭数を支える根拠だろうというふうに思っております。今、市のほうでどのくらいの若い人が希望があるのか、そして牛舎の関係についても、どのような事業でどのくらい計画があるのか。

それと、以前、事業で建設した牛舎があいておる。これの跡地利用といいますか、こういうのはどのようにされているのか、検討されているのか。こういうのをあいているのは有効に利用するというのも収益収入を上げるそういうかなめだというふうに思っておりますから、そういう観点からお願いをしたいと思っておりますし、1つは、市において技術者の養成、これは先進地といいますか、ほかの市町村では技術者というのは必ずあります。農協とか振興局、そういうのに技術者がおりますが、今の肉用牛については私は管理じゃなくて経営だというふうに思っています。いかに経営をよくするか、これがポイントだろうと思っておりますし、そういう専門職というのを、牛だけじゃなくてほかのものについても、よそに負けない、そういう専門職を養成できないかというふうに思っておりますから、こういうのについての市長の考え方をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の3番目の御質問の繁殖牛7,000頭計画の具体策はということでございます。

壱岐市の畜産業は第1次産業の大きな柱でございます。先ほどおっしゃったとおりでございます。壱岐の経済に大きく貢献をしております。今日の肉用牛の経営の現状は、子牛価格は高値で取引されておりますけれども、飼養農家の高齢化、後継者不足により飼養戸数、飼養頭数の減少が続いております。2月末現在、763戸5,834頭となっておりますので、増頭維持に向けて国・県・市の補助事業への積極的な取り組みを推進しているところでございます。

その中で、国・県の補助事業による牛舎建築につきましては、15頭規模以上が対象となっております。平成26年度におきましては、国の新規参入事業により30頭牛舎1件、県の活力アップ事業により肥育牛舎2件で72棟、繁殖牛舎3件で90頭分の牛舎が整備済み、または整備中であります。

また、平成27年度には6件140頭、平成28年度以降で5件の215頭分が計画されております。

次に、空き牛舎の活用方法でございますけれども、住宅と同一敷地内に立地している場合などなかなか活用が困難な状況であり、現在のところ、利用可能な物件は12件であります。

これにつきましては、壱岐市農協において借り手とのマッチングを勧めております。市といた

しましては、遊休牛舎の取得、増改築、機能改善等に係る経費の助成を行うようにいたしております。まして、空き牛舎につきまして500万円を上限に40%の補助、増頭のための増築については100万円を限度に4分の1補助を行っているところであります。

また、先ほど申されました技術者の養成につきましては、関係機関それぞれの持ち場があると思っております。やはり技術的な分野についてはJA、振興局等に、そしてそれ以外の支援については市と思っておりますけれども、役割分担をしながらと思っておりますが、やはり今呼子議員がおっしゃった経営、これについては私は市の行政マンが携われることではないと思っております。むしろこれこそJAとかそういった民間の考えでもってぜひその経営を変えていただきたいと思いますと思っております。

いずれにしましても、お互いに連携をとりまして、畜産業の振興を図っていききたいと思っております。現状での御理解をお願いしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 呼子議員、質問時間が残り少ないので、簡潔にお願いします。

○議員（3番 呼子 好君） 繁殖牛が少ないということで、国が緊急にこの増頭対策を1頭8万円出そうという、そういう緊急の予算措置をされましたので、ぜひ県に物を言って、そして県からもそういう予算の獲得、そういうものを市としては積極的にお願いをしたいというふうに思っています。

若干時間が足りませんでした。以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（町田 正一君） ちょっと待ってください。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、国の取り組みとして8万円ということが出ました。ところが、県は20万円から10万円に下げたんです。そういった中で非常に厳しいものがあるということをお認めいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 簡潔に、もう最後にちょっとだけ。

○議員（3番 呼子 好君） そういうものをやっぱり市としては県に対して物を申すということをお願いしたいと思います。終わります。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

.....

○議長（町田 正一君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

また、音嶋議員の申し出により、領海関係について地図資料の配付を許可いたしておりますので、よろしくをお願いします。4番、音嶋正吾議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） いよいよ3月定例議会の一般質問最終バッターとなりました。

本日は、議会冒頭におきまして、東日本大震災の被災に遭われた皆さん方の御慰霊に対し黙祷をささげ、文字どおり、一日も早い復興を願った一日であります。

本東日本大震災は、2011年3月11日14時46分18秒、仙台市の東方70キロの太平洋海底を震源とするマグニチュード9の甚大な被害をこうむった災害であるということは我々の脳裏から忘れ去ることはできない。そしてまた、風化させてはできないという思いであります。

いまだ避難生活を余儀なくされておられる方が23万3,512名、消失・全壊した家屋が40万戸強に上るといふ、極めて甚大な災害でありました。亡くなられた方々の無念さ、最愛の家族を失われた御遺族の皆様的心中を察するとき、悲痛の念にたえません。

また、今もなお行方のわからない方々の御家族を初め被災に遭われた全ての皆様方に心から哀悼の誠をささげ、お見舞いを申し上げます。

このことを通じて、助け合いと感謝の心ときずなを持って、力強く復興への道を切り開いておられる被災地の皆様方に、改めて感謝申し上げます。

我々はこのことから学ぶべきことがいっぱいあります。地域振興とはどういう姿であるべきなのか、それを我々真摯に考え、今後の市政に生かしていきたいものであります。一日も早い被災地の復興をお祈り申し上げます。

そして、本年は、また、さきの大戦から70年の節目の年を迎えます。昨今の日本を取り巻く近隣諸国との関係は、決して良好な関係はないというふうに認識いたしております。領有権問題、領海、防空圏識別問題等々不安横たわるものが山積をいたしております。それで、今回は特定海域の見直し問題についてお尋ねいたします。

議長のお許しを得て皆さん方に資料を配付しておりますが、対馬と壱岐の間は特定海域に指定をされております。本来ならば基線と申します。陸上のローボーダーレベル、干潮時から基線として12海里が領海として認められております。そして、基線から24海里までが接続水域、基線から200海里以内が排他的経済区域という定義がございます。領海イコール領空ということ

になっております。

以前、勇退をされました大久保議員さんが、市長が全国離島振興協議会会長に就任されるに当たり、一般質問でこのことは述べられたと思います。そのとき改めて領海・領空の必要性というのを認識されたかと思っております。

私は、今回、なぜこの問題を取り上げたかと申しますと、現在、議員立法で提出を予定されております特定国境離島振興法の議員提案がまだ出されておりませんが、これが提案され、国境離島に指定をされた場合、非常に経済上、そして財政上の措置が受けられ、そしていかに離島が大切であるかということも国も位置づけてくれるものと考えております。現在、候補地に上がっておりますのが礼文島、奥尻——北海道に3島、奥尻、そして佐渡、そして隠岐島、山口県の見島、そして壱岐、対馬、五島、そして沖縄県の先島諸島であろうかと、たしか10カ所が予定に上がっております。

そうした関係で、私は今回、この特定海域が指定をされておる東側の起点は、壱岐市は東側の起点に当たるわけでありまして。そして、対馬海峡には七里ヶ曾根という極めて良港の漁場がございます。これが公海に位置いたしております。そうしたことを鑑みたときに、必ず私は、この壱岐市を特定国境離島に指定をされるべきであるということも国のほうに強く要求をしていただきたいということでこの問題を取り上げさせていただきました。

現段階でのこの問題に関する特定海域の見直しについて、そして特定国境離島振興の流れについて、市長に見解を賜りたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員、これ全部問1は今の質問でいいとですか。じゃ、音嶋議員の質問に対する理事者側の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、音嶋正吾議員の御質問にお答えいたします。

特定海域の見直しについてということでございます。これは先ほど音嶋議員が言われましたように、平成24年6月14日に大久保洪昭議員の一般質問にお答えをしたものであります。

音嶋議員は、その経緯について御存じかとは思いますが、あえて皆様方に、私はそのとき、大久保議員からほんとに勉強させていただきました。

この特定海域といいますのは、国際航行に使用されるいわゆる国際海峡の、国際海峡にならない部分、いわゆる領海でございます。それが昭和52年、領海法によりまして、領海基線からその外側12海里、22.224キロメートルでございまして、それより外が国際海峡でございます。

ところが、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡の西、東水道、大隅海峡の5海峡は従来どおり3海里ということにされたわけでございます。3海里は5.556キロメートルでございます。壱岐

近辺の領海は領海基線から3海里となっておりますから、その外側は外国船も自由に往来可能な公海となっているところでございます。当然のごとく、領海の上は領空でございますから、空もそうでございます。公海の上は空も公の空でございます。

壱岐近辺の領海での最近の被害といたしましては、平成23年11月3日に、若宮灯台の北側14.2マイルのところでは勝本漁協の監視船が勝漁丸でございますけど、北朝鮮の国旗がある不審船を発見いたしまして、巡視船まつらへ引き継いだという報告がございました。

現在、漁協に被害を確認いたしましたが、被害はないとの報告を受けておりますけれども、平成20年2月18日に勝本町、やはり若宮島の北側でパナマ船籍の貨物船が、1万5,000トン余りの貨物船でございますけれども、事故が発生して油の流出が発生しました。大事には至っていないところでございます。

ここで皆様に正しく御理解をしていただきますために、この平成21年6月22日の西日本新聞がございます。これはどういうことかといいますと、どうして特定5海峡ができたのかということでございます。これは、非核三原則のために、いわゆる核を持ち込まないという約束があるために、これはもう御存じだと思いますけれども、そういうことでございます。

したがって、私は、音嶋議員おっしゃる、今国境離島新法というのがあります。今、一節によれば、九州本土から50キロを離れているところということになっておるようでございます。そうすると、壱岐は非常に微妙なところでございます。しかし、私は、音嶋議員がおっしゃると逆に、対馬海峡がいわゆるそういうことで非核三原則、国防の中で領海を狭くするんだよということ、むしろ国境離島新法の該当する要因になるのではないかと考えています。特に、先ほど言われた10島というのは、佐藤正久さんの案でございます、その案とは全く違う国境離島新法でございますので、さきのA群、B群のいわゆる国境とは違うということを申し上げておきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 市長の見解と私の見解に相違はございません。要するに、私は国境離島であるという、これは前提条件である。特定海域があるということは国境離島に該当するということを私は、壱岐は主張すべきと考えております。

本来ならば12海里である。対馬からも12海里。そしたら、対馬海峡の東側水道には公海は存在しないわけでありますので、それが厳然と公海が存在するということは非常に壱岐市にとっては不利な条件をこうむっておるということになるわけでありますので、当然、国防上の理由で特定海域を指定されている、領海は3海里しか主張できないということで、勝本の漁師さん、壱岐の漁師さんにとっては優良な七里ヶ曾根という大陸棚が非常に仕事がしにくい環境にあるとい

うことは、国のほうに十分了承をしていただきたい。

要は、私は、特定国境離島ですよと、壱岐は、認定すべきですよということを主張していただきたいためにこの質問を取り上げたわけであります。

答弁は要りません。一応市長、もし答弁されんならば国のほうに、こうした条項に鑑みて、私としても強く働きかけるということ、働きかける意思がおありかどうか、その点に関してお尋ねいたします。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 質問の中に、特定海域を見直すべきということをおっしゃっていただきましたが、私はその3海里を12海里に戻すべきだということをおっしゃるのかと思っておったところであります。

しかし、今話を聞いてみますと、どうも話が私に真つすぐ伝わってこないというのが事実でございますけれども、いずれにしても、この特定海域というのは、いわゆる国防の関係の高度な判断による、当時の福田赳夫首相は、そういった海峡は世界どこにもないんだということを明言されております。しかしながら、にもかかわらずそこを公海を広げる。それはそこを核を積んだ艦船が通れない。通れなければ相当の遠回りをしなきゃいけないというようなことでそういうふうになっているわけでございまして、こういう国防に関しては、私は一市長が要望とかお願いとかする立場ではないと思っております。

それから、勝本漁協の方々、いわゆる七里ヶ曾根は公海でございますけど、排他的経済水域ではあるわけです。ですから、外国の漁船は経済的な活動はできないわけでございます。航海はできても排他的経済水域ですから経済活動はできない。魚をとることはできない。ただしかし、航海であるがために公の外国船は通る。そういったことで、七里ヶ曾根で操業ができないのか、やりにくいとかそういったことがもしあるとすれば、それは、勝本漁協が一番多いわけですが、ほかの船もおりますけれども、勝本漁協の組合員さんなどにお尋ねして、私に、国に要望してくれと、それほど被害があるんだとおっしゃるようであれば、要望していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 以前、この海峡を北上して津軽海峡を横断した、中国の艦船が横断した経緯がございます。そして、公海であれば海底調査、海底測量等も、いわゆる公海ということは公の海ですので、そういうことも実施可能であるわけであります。非常に壱岐としては、今市長が、国防上の観点からもそうなのではないかとおっしゃっていただきましたが、漁業者に対しては非常に不利

な環境にあるということは事実であります。

で、私はあくまでも、今の状態を認めろ、容認しろということであれば、壱岐市は当然特定国境離島に指定をすべきであると、私は国に働きかけることは十分意にかなった措置であると考えておるのであります。

これで、次の質問にいきたいと思います。

次は、壱岐市産業振興策についてお尋ねをいたします。

昨日、壱岐市農協において、合併10周年記念式典が行われました。そうした中で、組合長初め今まで御功績のあった方々の表彰等行われ、私は改めて市長が常日ごろから申されますように、1次産業の振興なくして壱岐の発展はあり得ないということを申されますので、私も同慶であります。

そうした中、島根県の今国境離島に指定候補であります中ノ島というのがございます。そして西ノ島、知夫里島、これを合わせて隠岐島と通称申し上げております。この島は、地方から日本を変えるという気概を持って、山内道雄町長さんを初め力強く前進をされております。そして、本年1月5日月曜日にNHKの「クローズアップ現代」で取り上げられたことは皆様承知のとおりであります。なぜすばらしいかと申しますと、ないものはないんだ。自分たちの置かれている環境というのをつぶさに見つめて、独自の力、自分たちの発想で、補助金をなるべく使わない、そうした力強い成長をし、本日はIターン、Uターンの物すごい多い島に成長されております。

市長は、今回、——昨年ですか、9月か10月に現地を視察に行かれておるとお思いますので、実直なる、どういう感想をお持ちであるのかということをお尋ねいたします。

そして、次に、私は壱岐の農業が壱岐の産業の屋台骨を支える根幹であるということは申し上げるまでもない。先ほど呼子議員のほうから、農業生産額の約70%37億円強の販売高を壱岐の畜産で上げているというようなことを申されました。そうした中、私は今子牛の価格は非常に高どまりをしております。しかし、壱岐牛としてのブランドはどうしてもやはり肥育牛であります。大体、枝肉価格の2,000円、肥育牛の場合、100万円ぐらいで1頭取引をされておるやに承っております。そうしますと、現在の子牛の価格は約五十五、六万円になっております、平均価格で。そうしますと、約子牛で10カ月以下、肥育牛で28カ月から29カ月、約18カ月置いた中で約44万円ぐらいの差額で取引をされている。その間には濃厚飼料を相当数与えている。ほとんど利幅が出ないというような状態になっているのではないかとこのように考えます。

そうした中、市長も、今回の来年度の予算で畜産関係において約9,000万円の予算案を提出をしておられます。これはキャトルをのけて。これは評価すべきではありますが、私は今回、根本的にある意味で言いましたら、後継者対策も必要であります。そうした中で、建設業の畜産への参入をぜひとも促していただきたいと考えております。

なぜかと申しますと、荒廢地を開墾するに当たっても、やはり重機を持ってあるわけです。そして、牧草を輸送するに当たっても、ダンプカーとかそうした建設機器をお持ちであります。ですから、ぜひともそういうふうにしていただきたい。

隠岐島も建設業者が畜産の草分けをしたわけでありまして。そうしないと、私は壱岐の畜産の未来はないなと思っております。

平成26年の年度に入ってから、4月から27年の1月までの有効求人倍率を見てみましたら、残念ながら壱岐市が県下最低であります。1月におきましては、0.65であります。これはハローワークで調べました。なぜかと申しますと、私は今まで有効求人倍率、求人を支えてきたのは建設業である。季節的にもそうでありました。数値を見ても。しかし、それに際限なく予算を投入することは不可能である。私はもうそう考えております。ですから、ある程度今回の平成27年度の予算案として出ておりますのは、投資的な予算額でたしか11.9%であったろうかと思ひます、一般会計総額の。一番あるときは光ファイバーとか焼却場、し尿処理場、そしてやる場合は30%近くあったわけです。そうした今の壱岐市の財政、地方交付税が減らされる中で、雇用創出のために一定の公共事業の確保はしなければならないと私も考えておりますが、際限なくできない時代に、やはり島の現状を鑑みたときに、そうした職業の選択、新たな活路を見出すために取り組みも必要ではないかと思ひます。

そして今、極端にいいまして、濃厚飼料を与えて、いわゆる肉質のいい、いわゆるビーフマーベリングスタンダードと申しまして霜降りです。霜降りの度合いがいい肉が評価されております。壱岐牛もそうであります。Aの1からAの5までランクがあります。そして、霜降りの段階では12ございます。それはあくまでも今濃厚飼料をたくさんやって、なるべく短期間で成長させるというような飼育方法であります。私はこれを否定するものではありません。

しかし、本来、牛というのは草食動物であります。私も呼子議員のように専門家ではございません。豊坂議員のように専門家でもありませんけれども、大体粗飼料と濃厚飼料の割合は35対65ぐらいがベターであるというふうに言われております。そうした新たな飼育方法も今後模索していくべきではないかと私は考えるわけでありまして。

コストを落として、そして今食の履歴というのが、トレサビリティーというのが物すごく重要視されております。どんな系統の種をつけてどの牛が生まれ、どういう飼育の仕方をして、どういう餌を食べたのか、そうした食の安全性が問われる中で、私はこれだけ海に囲まれた、そして稲作も行われる。こういう自然環境を生かして、やはり段階的にそうしたことも考慮した畜産経営のあり方を勧めることも一つの今後の選択肢ではないかと考えておるわけでありまして。

ここで申し上げたい。従来型のやり方が果たしてずっと続くのか。隠岐島でもそうした悩みを抱えておられました。

昨日、川崎組合長さんの挨拶を聞いておりました。私も、そしてふれあい3月号の特集「農業の誇り」というのを拝見いたしましたときに、「田つくらざれば何をか食らわん」。これを農業経営の綱領とされております。これは聖徳太子の17条憲法の中の16条に書いてございます。

要約をしますと、農業の存在がなくして何を食料とするのか。農業は人間にとって不可欠であると論じた文章であると書いてございました。私もそれだけの知識がございましたが、どういう意味かなということ調べてみましたらそのように書いてありました。「田つくらざれば何をか食らわん」。そして、農業経営の根底として島内循環型農業の確立を上げておりました。これもなるほど、コンセプトとしては非常にいいと私も共感をいたしました。

そして、地域とのつながりを強化すべき、なるほどそうだな。そして職員教育の必要性和現場主義を述べておられました。私もそう考えております。答えは現場にあるわけであります。

市長も隠岐島に行かれて気づかれたと思いますが、地産地消課ですというのは、きんじゃもんじゃ、いわゆる港にあったはずです、観光課は。現場をちゃんと見る。そして、どんな姿で観光客が来ておられるのか、どういうことに不備を来しておられるのかということをつぶさに自分たちの目で見るといことも書いてありました。私は、こうしたJA、農協組合長さんの志のもと、JAが一体となって進めば必ず壱岐も未来が見える。だから、やるかやらないか。決意を持ってやるかやらないか、それを行政がどのようなかわりで後押しをするのか。そして、行政自体も確たる指導方針を固めることが必要であるというふうに考えております。

そして、3点目であります。やはり私は外貨を稼ぐという上においては、どうしても交流人口の拡大が何より優先されるべきであろうと考えております。そうした中、昨日来、鶴瀬副議長から提案がっております。本年7月に壱岐市第2次総合整備計画が立案をされます。そこで、私から提案でございますが、壱岐空港と京阪神を結ぶ行路権が今ございません。福岡に対してもオリエンタルエアラインは行路権を持っておられません。大変この空港問題は空港、行路権を開設する、そして空港を建設するということは高いハードルがあると考えております。私は、国交省の地方航空支援企画調整官の方とお話をさせていただく機会がございました。私、直接はお話もできませんでしたが、ある有名な方に橋渡しをしてお話をさせていただきました。

そうした中、申されたことは、まず地元の機運を高めることです。そしてオファーをかける航空会社が来てくれるかどうかわからないか、採算性が合うのかどうか、そこまできちっと精査してください。だったらどうすればいいのかなと考えたわけです。総合計画にのせて機運を高める。そして地元として期成会を設立をして大いにアピールしていくということにほかならないかなというふうに考えました。

2点目、今まで申し上げたことに対して、大変おくれましたが、市長に簡潔に答弁を述べていただきたいと思っております。まだ私は山ほど言いたいことがございます。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） なかなか簡潔に言えないぐらいの大きなものでございましたけれども、まず、なるべく簡潔に言いたいと思っておりますが、島根県の離島海士町を視察されての感想はどうかということでございます。海士町の山内道雄町長は、私が最も尊敬する町長の一人でございます。山内町長は、私よりちょうど一回り上でございます。そして、首長といたしまして、市長になったときよりも6年先輩で、2002年に町長になっておられます。

その中でいつも、全離島の理事をなさっておりますから、しょっちゅう会うわけですが、一度は現地に行ってみたいなと思っておりましたところ、昨年11月4日に長崎県の市長会の視察がございました。そういったことで参加をさせていただきましたけれども、海士町は行政の経営指針として自立・挑戦・交流を掲げて、山内道雄町長は役場を総合サービス株式会社と位置づけておられます。町長は社長、幹部は取締役、住民は株主であり、また顧客であると見立てて、企業経営感覚を役場に導入するなどの守りと、一方では自然資源を生かして第1次産業の再生と定住の促進を前面に、攻めの戦略を展開されておられまして、おっしゃるように、最近、メディアで頻繁に登場なさっていらっしゃいます。

ところで、海士町は昭和25年に7,000人の人口を要しておったまちでございます。現在、2,350人ということでございますが、面積は44平方キロですから、壱岐の面積は4分の1程度、人口は10分の1程度でございまして、面積は33平方キロ、失礼いたしました。自給自足のできる島と言われておりまして、壱岐と非常に似ている島でございます。

海士町の産業振興で主なものといたしましては、イカなどの細胞組織を壊すことなく凍結させるキャス冷凍、新技術の導入や民間企業の農業への参入、これ先ほどおっしゃいました建設業が畜産業へ参入いたしております。会社が農地を扱えるような特区による規制緩和を図りまして、島生まれ、島育ち隠岐牛として繁殖から肥育まで一貫して生産販売する隠岐牛のブランド化、そして漁場の保全と育成に着目し、産官学連携によります海草に特化した研究施設、海草センターを核とした商品開発など6次産業化雇用創造など、物づくりをベースとした産業振興策が進められておりました。

一方、定住対策としてIターン者へ住宅整備や企業支援など、島暮らし運動を展開し、294世帯437人のIターン者が定住されております。また、高校の存続を図るために地域リーダーを育てる地域創造コースや難関大学にも進学できる特別進学コースを設けて全国から生徒を募集する島留学も制度化されております。島前高校で1クラスふえるなどというすばらしい結果が出ておるところであります。

今回、この視察をしますことで、壱岐のよさも再認識いたしましたし、ほんとに今後のいろん

な発想を思い浮かべる中で、大変参考になる視察でございました。

ところで、やはり平成15年当時、合併の嵐が吹き荒れておられまして、隠岐島は1つになっておりますが、中ノ島、西ノ島、知夫里村と合わせて合併をするかしないかということで単独の道を選ばれた。退路を断たれたということでございますけれども、その当時の財政状況でございますけれども、40億円の予算に対しまして起債残高、借金残高が102億円、2.5倍あったというところでございまして、そのときの40億円の予算の中で公債費、いわゆる返済金は14億円残っていたということでございます。そういった中で、第2の夕張となるのは間違いないということをお覚したということもおっしゃっておりますし、そういった中からの今のすばらしい私は復活であると思っておりますのでございまして、大変参考になったところであります。

次のJA改革につきましてでございますけれども、JA改革について、これを契機に抜本的見直しをすべきだということでございます。今回のJA改革につきましては、市として全中と呼ばれる全国農業協同組合中央会が農協法に基づいてこれまで独占してきた農協の会計監査と業務監査を廃止することによりまして単体農協の自由な発想によりまして経営基盤の強化を図るものでありますが、まだ法律も成立していないという段階でございます。

また、農業振興計画につきましては、県が作成しております農林業振興計画及び今市は持っておりませんが、農協の営農振興計画、これは作成時に農協と綿密な調整をして作成しているものでございますから、これは農協の振興計画は市の振興計画と考えてもいいというところと私は思っておりますのでございます。

そのような中で、国におきましては平成26年度から攻めの農業ということで強い経営体の育成が言われております。壱岐市において現在担い手として位置づけている農家、認定農業者等でございますけれども、約350経営体でございます。特に、集落営農組織については、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展する法人化を進めなければならないと思っております。営農体系についても、農協で推進してある農作物等の支援等、当面は今振興している品目の推進を行いまして、経営基盤の強化を図ってまいります。

議員御質問の産学官の連携強化、その辺も当然やっていかなければならないわけでございまして、農業が壱岐の主要産業であるということは間違いないところでございます。

次に、壱岐牛の件、先ほど隠岐牛について申されました。建設業の参入があっている。これについては、2年前になると思いますけれども、壱岐市も建設業の業者にアンケートいたしました。牛を飼ってくださいますかというお願いとアンケートでございますけれども、残念ながら、多くもございませんでした。今御存じのように、営農組織とかそういったものに働きかけておるところでございます。

隠岐牛を少し申し上げますと、建設業者が取り組まれまして、最初、全部東京です。隠岐はも

う東京に出していらっしゃる。そういう中で、月に3頭出しておったところ、10頭なければやはりだめだということで、音嶋議員も御存じのように、現在ではキロ4,000円、A5で4,000円ぐらいになるときもあるということでございますので、非常に素晴らしい品質の肉を出しているということでございます。

壱岐牛につきましては、壱岐牛の登録商標が26年4月25日に登録されました。壱岐についても、私はやはりこの中で昨年の子牛販売の実績でございますけれども、壱岐で4,190頭、市場に飼っております。その中で901頭が壱岐牛でございます。結局、その壱岐牛が肥育素牛でございますので、希少価値が高まっております。今、東京のほうのお店のほうから、壱岐の肉が出せなくなったということも連絡が入っております。またこれは畜産課にお願いして、ぜひ優先的に送ってくれないかということもお願いしたところでございます。

そういった中で、非常に希少価値が高まっておるわけでございます、このブランドアップ事業について、販売促進を支援してまいりたいと思っておりますのでございます。

また、支援策でございますけれども、先ほど9,600万円程度とおっしゃいましたけれども、こちらのあれでは、予算は家畜導入で3,300万円、経営活力アップで3,200万円、維持増頭で3,600万円、そして、今年度和牛共進会がございまして、それも含めると1億700万円の支援策を講じております。先ほど申しました生産組合、建設業者に新規参入を呼びかけております。しかしながら、なかなか参入をしていただけないのが現状でございます。

それから、壱岐空港と京阪神地区との行路取得対策でございますけれども、いろいろございましたけれども、御存じのように今スカイマークも破綻するというような状況でございます。私は、LCCの参入もございまして、やはり黒字が見込まれなけりゃ私は参入してきてくれないと思っております。黒字です。ですから、私は、市場調査などなどをするのが先決ではなからうかと思っております。

福岡空港、私は当時、空港を担当しておりましたからよく覚えておりますけれども、平成3年にジェットフォイルが就航するようになりましてから極端に福岡航空路の飛行機の利用客がなくなったというようなことございました。そういったことで、私は福岡空港につきましては当然関東などからお見えになる方が福岡空港でおりて、港まで行く、そういったつながりの悪さというのが関東からのなかなかお客の来ない理由だとも思っておりますけれども、そういった事情がございまして。やはり市場調査を十分にして、そしてその上で、いわゆる関西からどれだけ、京阪神地区からどれだけ呼び込めるのかということを進めて、調査をしてから、やはりそういった機運を盛り上げるとか、行路権の取得とかいう運動をしなきゃいけないと思っております。

先ほど何回も申し上げますけれども、感覚で事を進めるというのはいかがかなと思っております。やはり市場調査が一番だと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 総括をします。

海士町視察の感想については、まず私はここで取り入れていただきたい。自立・挑戦・交流です。確かなあしたへ向けての壱岐市として展望を策定をしていただきたい。そして、職員皆さんの現場主義であってほしいということです。そして、やはりないものはないんですから、離島はないんですから、民間の力が弱いんですから、どうしても小さな自治体においてはやっぱり官が本気になって取り組んでいかなければ、地方の浮揚はあり得ない。そして、外貨を稼ぐ。どうするのか。いろんな考え方がありましようから、まず外貨を稼ぐことを念頭に考えていただきたい。そして、地域づくりは人づくりである。物づくりではない。地域づくりは人づくりであるということ的前提に、今後市政を進めていただければと思っております。

そしてJA改革については、私は今農協改革、そしてTPP、FPA、EPA、そうした規制を取っ払う改革が妥結を恐らくすると思います。条件つきで妥結をするであろうと思いますけれども、壱岐市農協としての単Pとしての、単農協としての今後生き残る道があると思う。私は、苦しいときにこそ幸せの種がまかれているというふうに感じます。自分もつまずいたりなんかして初めて自分がわかるものです。ですから、劣勢にあったときにいかに底力を出すか、そこが今後の取り組みであり、いい一つのターニングポイントとして今後の50年から100年に向けて、壱岐の経営者として頑張っていただければと考えております。

そして、3点目でございますが、現壱岐空港は1,200メートルの滑走路幅60メートルなんです。今三菱が開発しております三菱リーズナブルジェットMRJでありまして90と70人乗りがございます。滑走路延長が約1,500メートルは必要であります。まずはそうしたインフラ整備も考慮に入れて、今後、総合計画の中で大いに議論をしていかれたらいいかなと思います。

最後に、私がもういつも申し上げるように、為政者たる我々の心構えとして一番大事なものは、私は先憂後楽であると思うんです。先に触って、そして市民の方の喜びの顔を見た後に我々は喜んでいい。我々はそれだけの公僕であるということを肝に銘じるべきである。銘じるべきであると私は考えています。我が身の楽しみを後回しにして、いつも天下や人民の生活の安定を心がけてこそ我々であるということに改めて感じました。東日本大震災で被災されて、力強く立ち上げておられる皆さんの背中を見るべきであると考えます。

そして、私が一般質問の最後になりました恒例の行事であります。本3月をもって市の職員として奉職をされた方々が退職をされます。あと20日余りになりました。この中にも数名の方がいらっしゃいます。本当に市民のために一心不乱になって粉骨砕身の努力をしていただきまし

たことに対し、感謝の誠をささげたいと思います。そして、今後は先憂後楽で結構であります。  
一市民として忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上をもって音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（町田 正一君） これで本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月23日、月曜日午前10時から開きます。

3月13日、16日は各常任委員会、3月18日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時57分散会

---



平成27年 壱岐市議会定例会 3月議会 議録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成27年3月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第2号	壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第3号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第4号	壱岐市行政手続条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第5号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論・可決
日程第5	議案第6号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第7号	壱岐市健康公園条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第8号	壱岐市母子健康センター条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第9号	子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第10号	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第11号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第13号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第14号	壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市芦辺浦住民集会所)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市高等職業訓練校)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市筒城浜ふれあい広場)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市シーサイド小水浜)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	議案第19号	友好都市の提携について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第20号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内） について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第 10号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第25	議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特 別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第26	議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第27	議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計 補正予算（第5号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第30	議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計 補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第31	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第33	議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特 別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第34	議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計 予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第35	議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計 予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予 算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第38	議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計 予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第39	議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計 予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第42号	壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定 について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第42	陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	総務文教厚生常任委員長報告・ 採択 本会議・採択
日程第43	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第44	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第45	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第46	発議第2号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第47	長崎県病院企業団議会議員の選挙		指名推選 市山 繁議員、市山和幸議員

議事日程（第5号の追加1）

日程第1	議案第44号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第 1号）	財政課長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
------	--------	----------------------------	----------------------------

本日の会議に付した事件

（議事日程第5号に同じ）

出席議員（16名）

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	竹藤 美子君	事務局書記	若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総病院長	向原 茂明君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	安永 雅博君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

---

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） 会議に入る前に、御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

御報告します。監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

また、議会運営委員会から行政調査の報告書が提出されており、併せてお手元に配付しております。

これより、本日の会議を開きます。本日までに白川市長より追加議案3件を受理しております。

---

**日程第1. 議案第2号～日程第42. 陳情第1号**

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから日程第42、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情まで42件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について、原案可決。議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案可決。議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正について、原案可決。議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について、原案可決。議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について、原案可決。議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について、原案可決。議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について、原案可決。議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決。議案第10号壱岐市子供のための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、原案可決。議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について、原案可決。議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案可決。議案第15号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）、原案可決。議案第16号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）、原案可決。議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、原案可決。

委員会の意見。議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正については、現在の社会情勢では市民に理解が得られない等の意見はありましたが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱い状況と、長崎県内13市の期末手当支給率を比較すると、壱岐市は低い水準であることから、原案可決となった。

県下の情勢を、13市の情勢を、見るなかでは12月議会、あるいは本3月議会で議案として

提案され、可決された市が多いということから、当市についてもこの案件については原案可決ということになりました。

それから、請願第1号及び請願第2号のへき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願については、島内保育所の実態把握が必要であるため、現況調査を執行部に要請し、再度審議することで継続審議といたしました。

委員会の審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告をいたします。

陳情第1号、平成27年3月9日知的障害者入所施設建設に関する陳情については、審査の結果、採択すべきものとしたしました。委員会の意見はありません。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、総務文教厚生常任委員長に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできますので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告は終わります。

〔総務文教厚生委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について、原案可決。議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい広場）、原案可決。議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）、原案可決。議案第19号友好都市の提携について、原案可決。議案第20号財産の無償譲渡について、原案可決。議案第21号公有水面埋め立て（郷ノ浦港区域内）について、原案可決。議案第22号公有水面埋め立て（大島（壱岐）漁港区域内）について、原案可決。議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。議案第

29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見。簡易水道事業と上水道事業の統合準備と並行して、漏水対策の事業計画を策定し、安全・安心な水道水の安全供給と有収率の向上に努めること、また要望第1号離島航路における海上高速交通体系の維持については、内容調査に時間を要するため、継続審査といたしました。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山和幸予算特別委員長。  
〔予算特別委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○予算特別委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）、原案可決。議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。  
〔予算特別委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第3号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 反対討論を行います。

私は、今回、議案が配付され、開封し、一目したときに反対すると決めました。

議案は総務委員会に付託・審議され、可否同数で委員長が採決されたとお聞きしております。

委員会の決定は十分尊重しますが、私はどうしても可決に賛成できません。

現在、中央では景気は上向きと発表されていますが、壱岐島内を眺めてみると、非常に厳しいものがあると思います。漁業については燃料の高騰の一方魚価の低廉、農業については、TPPに対する不安の上、米価の値下がり、商業・観光については人口減、通販の販売が伸び悩んでい

るうえに落ち込みがひどく、島全体に疲弊感が漂っていると思います。他市町村との比較も提示されているが、いかがなものかと思います。まずは島内で考えるべきだと思います。今議会予算でも各種予算の見直しが提案されております。このような中で、手当の増額は見送るべきだと思います。

今、はやりの言葉で「今でしょ」という言葉がありますが、私は「今じゃないでしょ」という言葉を信じます。よって、本議案に対する反対討論とします。

○議長（町田 正一君） ほかに討論はありませんか。豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 賛成討論を述べます。

一般職員につきましては、人事院の勧告により、国家公務員の改定、そしてまた県内の自治体の状況及び労使交渉による確認した上での12月議会で可決をいたしております。

特別職については、平成26年12月時点で国による改正は実施されておりましたものの、県内の13市においては改正の準備が整っていないという状況もありました。今回、3月に上程されたものであります。

特別職の期末手当の改正については、引き上げ、引き下げ、この両方の場合もあり、国の特別職の状況及び県内の自治体の取り扱いを参考にして、今回上程され、常任委員会では可決をいたしております。

そういうことで賛成討論を行います。

○議長（町田 正一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市子供のための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条

例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号公の施設（壱岐市芦辺浦住民集会所）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第15号公の施設（壱岐市芦辺浦住民集会所）の指定管理者の指定について委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号公の施設（壱岐市高等職業訓練校）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第16号公の施設（壱岐市高等職業訓練校）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号公の施設（壱岐市筒城浜ふれあい広場）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第17号公の施設（壱岐市筒城浜ふれあい  
広場）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号公の施設（壱岐市シーサイド小水浜）の指定管理者の指定について討論を  
行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第18号公の施設（壱岐市シーサイド小水  
浜）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号友好都市の提携について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第19号友好都市の提携については委員長  
報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号財産の無償譲渡について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第20号財産の無償譲渡については委員長  
報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号公有水面埋め立て（郷ノ浦港区域内）について討論を行います。討論はあ  
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第21号公有水面埋め立て（郷ノ浦港区域内）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号公有水面埋め立て（大島漁港区域内）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第22号公有水面埋め立て（大島漁港区域内）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業

特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業策定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情は採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。議案配付のため、しばらくお待ちください。

午前10時51分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
**日程第43. 同意第1号**

○議長（町田 正一君） 日程第43、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。住所、長崎県壱岐市勝本町坂本触6番地3、中原正博、昭和37年4月23日生まれ。提案理由は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

本案は壱岐市教育委員会委員中原正博氏が平成27年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 賛成多数です。よって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

---

#### 日程第44. 諮問第1号～日程第45. 諮問第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第44、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第45、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、芦辺町湯岳興触人権擁護委員西高正氏が平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、提案するものであります。

諮問第2号については、芦辺町深江鶴亀触人権擁護委員松野美幸氏が平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として芦辺町諸吉仲触辻川祐喜子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく、提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜り御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

---

#### 日程第46. 発議第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第46、発議第2号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。10番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

○提出議員（10番 豊坂 敏文君） 発議第2号、平成27年3月23日。壱岐市議会議長町田正一様。提出者、壱岐市議会議員、豊坂敏文、賛成者、同、小金丸益明、市山和幸。

壱岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案理由。地方自治法の一部改正及び壱岐市行政組織条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例。壱岐市議会委員会条例平成16年壱岐市条例第236号の一部を次のように改正する。第2条第2項第1号中「病院部」を削る。第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、施行日1、この条例は平成27年4月1日から施行する。経過措置2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、平成26年法律第76号附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第2号壱岐市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第47. 長崎県病院企業団議会議員の選挙

○議長（町田 正一君） 次に、日程第47、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

同企業団規約第7条第1項の規定に基づき、選挙する議員の数は2人です。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推薦により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の指名推薦によることに決定しました。

長崎県病院企業団議会議員に市山繁議員、市山和幸議員の2人を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました市山繁議員、市山和幸議員のお2人を長崎県病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました市山繁議員、市山和幸議員の2人が長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました市山繁議員と市山和幸議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

市山繁議員、市山和幸議員、長崎県病院企業団議会議員当選、承諾及び御挨拶をお願いいたします。市山繁議員。

[市山 繁議員 登壇]

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、改めましておはようございます。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、壱岐市民病院が長崎県病院企業団に加入できますことを心からお喜びを申し上げます。同時に、これに伴いまして長崎県病院企業団議会議員にただいま指名推薦いただきまして、非常に光栄に存じておるところでございます。

私もこの病院企業団の加入につきましては、非常に念願でありまして、議長になりましても、議長会等々の状況報告でもお願いをしてまいりましたし、そしてまた市長に同行させていただきまして、構成市町にも御挨拶に回らせていただきました。特に、病院企業長の米倉企業長、そして前任の企業長さんにはいろいろと御教示をいただきまして、非常に感謝いたしております。

これからも離島医療、壱岐の医療のために、医療充実のために、私も尽くしていきたいと思っておりますので、皆さん方におかれましてはより一層御指導賜りますようお願いいたしまして、御挨拶いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

〔市山 繁議員 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市山和幸議員。

〔市山 和幸議員 登壇〕

○議員（8番 市山 和幸君） このたび長崎県病院企業団議会議員に選任をいただきまして、大変ありがとうございます。病院には個人的にも大変お世話になっているところでございます。高度な医療技術のおかげで、私も現在まで生かされております。微力ではございますが、壱岐の医療の質の向上に少しでも貢献できればと思っておりますので、どうか皆さん、御指導よろしくお祈いします。（拍手）

〔市山 和幸議員 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市山繁議員、市山和幸議員、このたびの御当選、誠におめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

また、合わせて、今後お2人には本当に御苦勞をおかけすると思いますが、よろしく御配慮のほう、よろしくお祈いいたします。

お諮りします。ただいま市長より議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

ここで議案配付のためしばらくお待ちください。

---

#### 追加日程第1. 議案第44号

○議長（町田 正一君） 追加日程第1、議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本案につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお祈いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

平成27年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,252万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億6,852万4,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2、3ページには第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等について記載のとおりでございます。

8、9ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。

10款1項1目地方交付税は、今回、庁舎建設の可否を問う住民投票に要する経費の財源として普通交付税1,252万4,000円を増額しております。

次に、10、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。

2款4項5目住民投票費1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、通常の一般選挙と同様の経費について所要の補正を行っております。給与費明細書については13ページから15ページに記載のとおりでございます。

以上で、平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから議案第44号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りいたします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、向原総病院長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。向原総病院長。

[総病院長（向原 茂明君） 登壇]

○総病院長（向原 茂明君） 今回、壱岐市議会において挨拶の機会をいただきまして、誠に議員各位の御厚情に感謝申し上げます。

私が赴任をして2年が経過をし、白川市長さんを初め議会の皆様の御要請にもありました長崎県病院企業団への加入が4月に決定をされ、私ども職員は今、一丸となってその準備を着々と進めているところでございます。これもひとえに議員各位の御理解と御援助の賜物と感謝申し上げます。

これを機会に2年間を振り返り、また今後の病院運営の方針を若干申し上げたいと思います。

まず、これまでの2年間、医師初め職員を大幅に採用してまいりました。合計しますと、60名に上ります。おかげさまで医師、看護師については十分とは言えないまでも、比較的安定をしてまいりました。また、新たに看護助手、クラーク、理学療法士等の医療スタッフの充実が図られてまいりました。

また、2年前から敷地内に研修センターの建築を許可していただきまして、着々と建設が進み、3月に完成の運びになります。宿舎が、個室が6部屋、会議室、談話室等合わせて医師を初め医療陣の若手の研修目的に資するものでございます。ついては今、研修医が2カ所から、私が来るまで2カ所から2名、総勢で十数名いましたが、この宿舎が完成して受け入れが十分になりましたので7大学病院に拡大をして、若手の研修医の先生方においでいただくことになって、昨年か

ら少しずつですが人数がふえてきております。そういった効果も表れておりますので、誠に感謝を申し上げたいと思います。

また、経営的には1年目には2億円の赤字が1億2,000万円の黒字を出すことができましたが、2年目には予期せぬ事情で外科医の常勤医が不在になりましたので、経営的には若干、1年目ほどはあっておりませんが、大きな赤字を出すことはまだないだろうというふうに考えております。

外科医の常勤不足につきましては、大変皆様に御心配と御迷惑をおかけいたしました。以前常勤を出していただいた九大第2外科へ、白川市長さんともども何度もお願いに参りました。外科医不足による困窮については医療人として理解をいただき、配慮していただき、この1年間は週に2回及び土日のバックアップも含めて多大な御協力をいただきました。

そういったことで、最終的には島内の外科医の先生にもお願いをして体制をつくってこの1年間を過ごしてまいりましたが、結果、当院での手術はこの1年間、大きな手術はできませんでした。これは誠に申し訳ないと考えておりますが、救急患者さんについては適切に福岡の病院ですとか、長崎の医療センターへ搬送することで事なきを得ておりますし、幸いなことに天候不順ですとか時間的に間に合わないとかいうことに基づく不幸な結果になることは1例もございませんでしたので、回避できました、御心配をおかけして誠に申し訳ございませんでした。

4月からは外科医も常勤になります。御安心をいただきたいと思います。

また、人事ですが、ことし3月いっぱいまで長年貢献をしていただきました中田院長は定年退職をされます。今後も一緒に仕事をということで慰留を努めてまいりましたが、品川外科病院への勤務をされることになりました。これも地域医療を支える観点からは望ましいことと私どもも受け止めております。

また、3年間にわたり壱岐の医療を支えていただいた療養病棟担当の猿渡先生も故郷鹿児島に3月いっぱいでお帰りになることになりました。大変御苦勞をおかけしたと思います。

4月からの医師の確保に努めてまいりましたが、なかなか適任者に巡り合わず、私の昔からの友人で、今現在大分で勤務をしていただいているお医者さんに助けてもらうことになって、4月から来ていただくことになりました。

若手の、内科医師も含めて常勤医師も今、各大学、九大ですとか福大、久留米に当たっておりますが、感触はなかなかようございますが、4月からの確保は常勤医師としての確保は困難でございました。現在、内科医について6名、中田院長が抜けても6名の内科医師が常勤をして勤務しておりますので、診療一般については対応は可能であると考えております。

さらに補完する意味で、専門外来の強化を進めてまいります。まずは皮膚科、週1回九大から派遣をしていただくことになりました。血液内科外来、ATLという悪性の病気も、壱岐も非常

に多いもんですから、九大から月に1回。循環器外来を強化すべく、九大から新たに1名を、現在もありますが、強化をする意味で1名増員ということで来ていただくことになりました。糖尿病外来も2名体制で昨年から動いておりますが、ますます強化をしていくことで、患者さんも段々そこにシフトをして、糖尿病の患者さんは専門的に見ていただけるような体制を敷いてまいっております。

このような機能強化を充実してまいりましたが、いかんせん外来診療室が不足してまいりました。ですので、外来部門の増築を計画しております。

10年前に小児科外来が内科の外来と、近くにあるんですが、待ち合いが非常に混合になりまして、子供さんにとってもまずいですし、御老人にとっても感染症ということがあって問題でしたので、感染症を有する外来ブースを新たに小児科をつくりまして、跡地の小児科の外来を内科の診察室にさせていただきたいと考えております。ですので、内科の診察室が4室しか現在、使う部屋がありませんでしたが、6室まで使えるようになります。ちょっと離れることで不便かなと思うんですが、そこについては電子カルテの導入を今、準備を進めておりまして、ことしの10月には導入ができるんじゃないかという予測で動いております。

このことによって、医療情報の共有化が容易になりますし、また壱岐市医師会との協力で、将来的には在宅医療、訪問診療、訪問看護ですね、と包括支援センターのケアマネさん等も含めて、あるいは院外薬局の薬剤師さんの医療情報としても共有できて、そういった意味で患者さんに寄与することは大事であろうというふうに考えております。

また、昨年10月からは、地域包括ケア病棟という病棟を開設しておりまして、急性期が過ぎて比較的安定した患者さんを60日以内に元気になる、ADLですね、急性期、お年寄り急性期で1週間入院しますと歩けなくなりますので、リハビリを中心にして、機能を維持したままで病気を治して、そのまま自宅にお帰りいただくような、そういう機能を持った病棟ですが、スムーズに今、運営をしております。

そのためにはやはりリハビリテーションが重要になりますので、理学療法士を2名、言語聴覚士を1名増員をして、計3名増員をして、機能強化を図っております。

今後は長崎県の医療体制全体に目を配りながら、さらに壱岐市全体の医療を充実させるために職員一丸となって今後とも努力をしてまいりたいと思っております。今後とも御支援、御協力をいただきますようお願いをして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔総病院長（向原 茂明君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 向原総病院長におかれましては、この2年間、病院改革、それから医師確保、長崎県病院企業団の加入等に本当に先頭に立って御努力いただいたことに対して、壱岐市議会及び壱岐市民を代表して心よりお礼を申し上げたいと思います。市民の間からも、診療体制

とか接遇のよさ等について、非常に称賛の声を多く聞くようになりました。本当にありがたいことだと思っております。4月1日からは壱岐市も長崎県病院企業団の壱岐病院として生まれ変わるわけですが、今後ともよろしく御指導のほど、本当によろしくお願ひしたいと思います。

次に、白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3月4日から本日まで20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜りまして、誠にありがとうございました。賜りました御意見等については十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解、御協力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成27年度がいよいよスタートします。特に、国における地方創生の取り組みを自治体においても本格的に実施することとなります。

このような中、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を補佐役として派遣し、地域に応じた地方創生を支援する地方創生人材支援制度について、3月20日内閣府地方創生推進室から派遣市町村の発表がありました。壱岐市も兼ねてより希望申請を出しておりましたが、このたび38道府県69市町村に派遣が決まったわけですが、派遣者数につきましては常勤職員が48名、非常勤職員21名、この非常勤と申しますのは顧問、参与あるいはアドバイザーという肩書でございますが、の総計、総数69名、69市町村69名の派遣が決まりました。内訳は国家公務員42名、これは全員常勤でございます。大学研究者15名うち常勤は2名、非常勤は13名。民間が12名うち4名が常勤、8名が非常勤であります。長崎県では島原市と壱岐市に配分がございました。本市には、派遣時期については未定でありますけれども、外務省職員の派遣が決定をしたところでございます。本市の取り組みについて御理解をいただいたものであり、総務省を初め関係省庁、国会議員の皆様にご心からお礼と感謝を申し上げる次第であります。

地方創生、これは壱岐市にとって離島振興を意味するものであります。これを契機に壱岐市の振興・発展をさらに加速させ、全国の地方創生のモデルとなるべくしっかりと取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、政策の最重要課題として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団の加入については、来る4月1日をもって長崎県病院企業団長崎県壱岐病院と改称し、開院いたします。これにより、壱岐市民病院が将来にわたり壱岐市の地域医療の中核を担う病院として必要な医療サービスをさらに安定的に提供できることを、市民皆様にお約束できるものと考えております。

今後は長崎県病院企業団の構成市町の一員として、市民の皆様一人一人が安心できる保健医療体制の拡充に向けて医療機関や福祉施設、関係団体等との連携を深めながら、地域医療体制の構

築に努めてまいります。

また、壱岐市立特別養護老人ホーム及び同附属デイサービスセンターにつきましては、本年10月1日をめどに現施設のまま民間に移譲し、平成30年度末までに新施設を整備する方針で進めておりまして、移譲先につきましては（仮称）社会福祉法人壱心会設立準備会を候補者として選定したことを、本会議の施政方針で申し上げました。本団体の提案は、施設運営方針はもちろん十分なものでありますが、地域振興策として学校法人による介護福祉士養成校、専門学校を開校し、介護福祉士等有資格者の人材育成及び交流人口の拡大をも考えたものであり、壱岐市の発展に大きく貢献するものと期待をいたしております。

そして、庁舎の建設については、壱岐市にとって極めて重要なプロジェクトであり、壱岐市100年の大計であることから、広く民意を問わなければならない、新しい庁舎が真に必要な、必要でないか、言いかえれば新庁舎を建設するか、しないかについて、市民の皆様にご判断いただくことが最良であると判断し、来る4月26日に庁舎建設に賛成か、反対かを問う住民投票を実施いたします。市民皆様に今、このときしか使えない極めて有利な合併特例債を活用することが壱岐市のためであるということをご説明した上で、市民の皆様がどのようにお考えになるのかをお聞きしたい。その方法として、住民投票が最良だと判断したところであります。

庁舎建設に係る説明資料につきましては、チラシや広報紙で市民の皆様にお知らせするとともに、ケーブルテレビにおいて、市が考える庁舎建設の内容について私も出演し、説明をさせていただきます。これらをぜひ御確認いただき、市民の皆様には4月26日日曜日、ぜひ投票をお願いいたします。市民の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

これからもさらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも議員各位、市民皆様のご理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） なお、あしたより市長と議長は地元の自由民主党の国会議員とともに、国境離島新法のいよいよ議員発議による提出が間近になっておりますので、最後の陳情に、東京に行く予定になっております。

○議長（町田 正一君） 以上をもちまして、平成27年壱岐市議会定例会3月会議を散会いたします。

午前11時39分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 小金丸益明

署名議員 深見 義輝